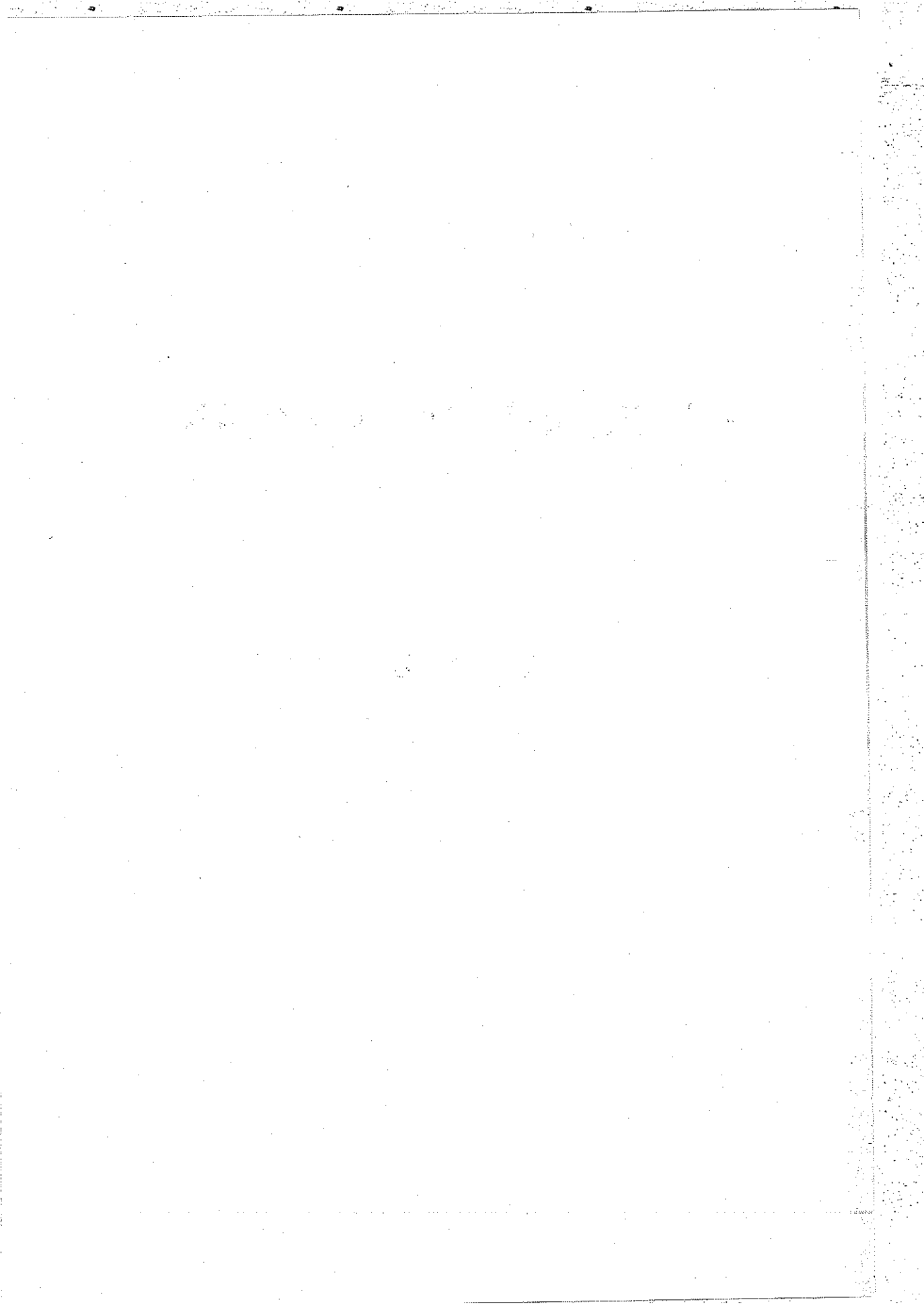


昭和60年12月10日開会
昭和60年12月11日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和60年12月10日(火曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1 頁
○ 議事説明員、その他	1 "
○ 議事日程	3 "
○ 開会宣告(午前10時15分)	3 "
○ 市長開会あいさつ	3 "
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(勝部津喜枝・原重樹・若浜記久男)	4 "
○ 日程第2 会期の決定について(12月10～12月13日 4日間)	4 "
○ 日程第3 議席の一部変更について	4 "
○ 日程第4 一般質問について	5 "
1 番に 19 番 原重樹君	6 "
2 番に 7 番 藤原正通君	20 "
3 番に 17 番 西村慎太郎君	33 "
4 番に 8 番 穴瀬克己君	42 "
○ 散会宣告(午後4時22分)	58 "

昭和60年12月11日(水曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	59 "
○ 議事説明員、その他	59 "
○ 議事日程	61 "
○ 開会宣告(午前10時10分)	62 "
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和60年6月分)	一 括 62 頁 — 66 頁
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和60年6月分)	
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和60年6月分)	
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和60年7月分)	
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和60年7月分)	
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和60年7月分)	
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和60年8月分)	
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和60年8月分)	

○ 日程第9	一ヶ月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和60年8月分)	66	頁
○ 日程第10	昭和59年度和泉市水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	67	"
○ 日程第11	" 病院事業 " (")		
○ 日程第12	昭和59年度和泉市歳入歳出決算認定について	71	"
○ 日程第13	決算審査特別委員会設置について	92	"
○ 日程第14	決算審査特別委員会委員の選任について	93	"
○ 日程第15	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	94	"
○ 日程第16	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	96	"
○ 日程第17	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	96	"
○ 日程第18	市道の路線認定について(寺門町2号線ほか16路線)		
○ 日程第19	" (上町4号線ほか8路線)	102~	"
		103	"
○ 日程第20	市道路線の廃止及び認定について(上伯太線)	105	"
○ 日程第21	財産取得について(和泉市立光明台中学校校舎ほか)	107	"
○ 日程第22	" (和泉市立光明台南小学校校舎)	108	"
○ 日程第23	工事請負契約締結について((仮称)山手団地5棟及び7棟建設工事)	110	"
○ 日程第24	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	112	"
○ 日程第25	昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	116	"
○ 日程第26	" 公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	128	"
○ 日程第27	" 公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	131	"
○ 日程第28	市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願	135	"
○ 日程第29	委員会委員の辞任について	137	"
○ 日程第30	委員会委員の選任について	137	"
○ 市長閉会あいさつ		138	"
○ 議長閉会あいさつ		138	"
○ 閉会宣告(午後2時00分)		138	"

第 1 日



昭和60年12月10日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取 同和对策部次長兼 総合調整課長事務取	生田稔
収入役	役	坂口禮之助	福祉事務所長	向井洋
市長公室長	長	中塚白	福祉事務所次長	中川鉄也
市長公室理事	長	杉本弘文	産業部長	大宅清臣
市長公室企画室長	長	神藤恒治	産業部次長	逢野一郎
市長公室次長兼 人事課長事務取	長	稲田順三	市民生活部長	中上好美
秘書課長	長	森利治	市民生活部次長兼 保険年金課長事務取	青木孝之助
総務部長	長	井阪和充	建設部長	原美助
総務部理事	長	麻生和義	建設部理事	浅井隆介
財政課長	長	大塚孝之	建設部次長	兼子実
同和对策部長	長	阪豊光	建設部次長兼 下水道課長事務取	堀宏行
		橋本昭夫		山崎琢磨

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教 育 長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山繁
病 院 長	竹林淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部長	田中稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	官嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会 計 課 長	赤田備信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	角谷泰夫	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長	高官武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱 用地担当理事 土地開発公社事務局長	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参 事	河原茂隆
主 幹	大中保
係 長	佐土谷 茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和60年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月10日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		議席の一部変更について	
4		一般質問について	

(午前10時15分開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。議員の皆さんには、年末何かとお忙しい折にもかかわりませず多数御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはいません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

- 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和60年第4回定例会を開催いたします。

○

- 議長(田中包治君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

- 議長(田中包治君) この際、市長のごあいさつを受けます。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和60年和泉市議会第4回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわりませず御出席を賜り、ただいま議事が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、「昭和59年度和泉市歳入歳出決算認定について」を初め「昭和60年度和泉市一般会計補正予算」外12件と監査報告9件でございます。議案

の内容につきましては別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましたのごあいさつといたします。どうかよろしくをお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、18番・勝部津喜枝君、19番・原 重樹君、21番・若浜記久男君、以上、3名にお願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月13日までの4日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間と決定いたします。

○ 議長（田中包治君） 日程第3「議席の一部変更について」を議題といたします。

今回、議員の所属会派の異動により議席の一部を変更したいと思いますので、その議席番号及び氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（北野敦雄君） 議席番号が変更されます議員さんのみ新議席番号とお名前を申し上げます。

議席の一部変更に伴う新旧対象表

新 議 席	旧 議 席
5番 成 田 秀 益	5番 赤 阪 和 見
6番 赤 阪 和 見	6番 藤 原 正 通
7番 藤 原 正 通	7番 穴 瀬 克 己
8番 穴 瀬 克 己	8番 並 河 道 雄

新 議 席	旧 議 席
9 番 並 河 道 雄	9 番 竹 内 修 一
10 番 竹 内 修 一	10 番 仁 井 明
11 番 仁 井 明	11 番 竹 下 義 章
12 番 竹 下 義 章	12 番 貝 淵 博 治
13 番 貝 淵 博 治	13 番 大 谷 昌 幸
25 番 大 谷 昌 幸	25 番 成 田 秀 益

○ 議長（田中包治君） お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいまの朗読どおり、議席の一部を変更することに決しました。

○
一般質問発言者及び発言の要旨（昭和60年12月第4回定例会）

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 19番 原 重 樹 議員

1. 和泉市立解放総合センター使用問題について

② 6番 藤 原 正 通 議員

1. 松尾川の改修工事について（廃川敷について）

2. 年末年始の業務対応について

3. 市民の健康保持のために

③ 17番 西 村 慎 太 郎 議員

1. 昭和61年度予算編成

2. 和泉市の行政改革のすすめ方について

④ 7番 穴 瀬 克 己 議員

1. 道路計画について

2. 住宅政策について

3. 公園管理について

4. いじめと体罰について

○ 議長（田中包治君） 次に、日程第4「一般質問」を行います。最初に、19番・原 重樹君にお願いいたします。

（19番・原 重樹君答壇）

○ 19番（原 重樹君） 通告に従いまして一般質問を行います。

昭和57年度より同特法にかわりまして地域改善対策特別措置法が施行されましたが、この地対法の趣旨の1つにも、周辺地域との一体性や施設の公正な運営などがうたわれております。共産党議員団は、法律に基づいた公正な施設運営ということで議会においても何度となく取り上げてまいりましたし、またその後、多くの労力を費やして検討がされ、センターの運営委員会でも小委員会までつくって検討が重ねられ、そして合意がされ、解放センターが広く差別なく使用できるようになったわけであります。その後、私たち共産党もこの解放センターを使用してきましたし、全解連の皆さんなども使用してきた経過であります。

しかしながら、今回、突然にして市の不公正、不当な運営、対応によってこれが崩されてしまったわけであります。去る10月1日、全解連和泉支部は地対法後の同和行政のあり方を学習するため、条例、規則に沿って正規に10月8日の学習会ということで解放センター使用申請を提出しました。それは当然のごとく許可され、使用料金も支払い済みになったわけであります。それを突然、解放同盟がこの全解連の学習会に300名を動員するという情報を得たということで、市当局が一方的に全解連和泉支部の解放センター使用許可を取り消してしまいました。しかも10月8日当日は、会場使用時間のほんの少し前になって全解連に初めてこのことが伝えられたという状況の中で、学習会への参加者は事情も知らずに解放センターに集まるなど大混乱が生じたことは、いまさら言うまでもない事実であります。

このような不公正、不当な運営、対応にもかかわらず、そして、2カ月を経過したいまもこのことについての決着がついておらないということで、次の質問をいたします。

まず第1番目に、この使用取り消しというのはどんな理由によって行われたのか、その理由を明らかにしていただきたい。

同時に2つ目に、その理由は、条例、規則等からして本当に正当なものなのかどうか、その点も明らかにしていただきたいと思っております。

3つ目には、このような事態を招いた責任は一体どこに、だれにあるのか、この点も明らかにしていただきたい。

そして4つ目に、10月8日にこの事件が起こって以後、この問題にどう対処しているのか。そして、今後、どうしようとしているのか、明確にお答えを願いたいと思っております。

以上ですが、私の質問は、この和泉市立解放総合センター使用問題の1件だけであります。

できれば早く終わりたいと思いますので、市長初め理事者に明確な、前向きな御答弁をお願いしておきたい。同時に大変重要な問題でもありますので、答弁のいかんによりましては再質問もさせていただきたいと思ひますし、また、時間の点も御協力をお願い申し上げて終わります。

- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱（生田 稔君） 解放総合センター所長生田からお答え申し上げます。

まず、第1点目の使用の取り消しをした理由でございますが、当日の10月8日5時ごろ、いま、御質問の内容のとおり、300名の動員という緊迫した情報が入りました。解放総合センターといたしましては、そのまま放置することは館運営上支障を生じる恐れがある上、また、不測の事態が予知される緊迫した情勢の中で、緊急やむを得ない措置として、会場使用の責任者に会場の変更を申し入れたのであります。

2点目の条例、規則等に合致しているのか、ということでございますけれども、この条例、規則そのものについて基づいて対応しこの措置をとらせていただいた、こういうことでございます。

また、責任でございますけれども、館運営上、専決規定によりまして、私ども館運営をあずかっている中でこれは重大な問題であり、また、私ども館の運営、管理する上においても責任の問題がございまして、当然、そういった責任の中でこの措置をとらせていただいた、こういうことでございます。

また、以後の対策、今後の取り計らいについてどうするのか、ということでございますが、今後の取り扱いにつきましては、館運営上、ただいま申し上げました不測の事態を未然に防ぎたい、支障のないよう運営してまいりたいということで、今後の使用につきましては、10月8日の経過もございまして慎重に対応してまいりたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

- 19番（原 重樹君） 一応、答弁をいただいたんですが、非常に簡潔ではありますが不親切ということで、1つ1つ聞いていきたいと思ひます。

まず、最初の理由ですが、一体、いかなる理由で取り消したのかということと言えば、緊急やむを得ない措置と言われておりますけれども、支障があるということももっと具体的に何か、ということをもう1つ説明していただきたい。

もう1つ、細かいことで確認をしておきますが、私も言いましたし、いまの答弁にもありましたが、300名の動員の情報を緊迫した中で5時ごろに得たということですが、一体、どこから得たのか、相手はだれなのか、その辺を明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、ついでに細かい点でもう2、3点聞いておきますと、当日、私自身もその場に居合わせたということもありますが、この判断そのものは、市長が当日、庁舎にいて判断を下したという確認が1つ。

それから当日、解放同盟が人を動員して、実際に全解連が借りた場所、和室等になりますが、この場所を使用許可どころか、使用申請も出していないのに会場を使用していた、もっと言葉を換えれば占拠していたと言えると思いますが、そこまで言わなくても使用していたという事実はどうなのか。

もう1点、当日、有線放送がされましたが、その中身につきましては、「こちらは部落解放同盟和泉支部です。きょう、全解連の基本法反対の学習会がありません。だから、抗議の緊急集会を開きますから、連絡を受けた人は必ず5時半に集まってください」というのが地域内で流されておるわけです。そこでもう1つ確かめておきたいのは、これは事実かどうかという点と、この有線放送は一体、どこのもんやということ。どこに使用の口があるとか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱（生田 稔君） 再度、お答え申し上げます。

支障があるということの問題点でございますけれども、先ほどから御答弁申し上げておりますとおり、支障があると申し上げますのは、この300名の動員ということで不測の事態が起こるかわからないと予測をした、こういうことでございまして、この点御理解をお願いしたいと思っております。

300名の動員の情報は、私どもは、地域におります限りにおいて入手いたしました。もちろん、解放同盟からもその情報をキャッチしております。

それから当日、この判断はだれがしたのか、市長がしたのか、ということでございますが、事実、こういった情報が入ったので、市長さんから「本庁の方へ来て事情を聞かせろ」ということで本庁へ私が参りました。「実はこういうことでございます」と申し上げ、館の管理責任上支障を来すということの上申をして参りました。したがって、そういった中でこの判断が出たということでございます。また、私としてもそういった状況の中では、支障という事態は避けられないということであったと判断しております。

それから、動員ということで解放同盟が無断で使用したということでございますけれども、この時間帯は4時前であったと存じますが、私が聞いておるところによりますと、解放同盟の企業連の集会と承って会場の使用を許可しております。

それから、有線放送の内容については事実か、ということですが、残念ながら、私どもは、

不測の事態が起り得るので緊急に措置しなくてはならないという緊迫した情勢の中で、こういう観点から即刻、全解連の役員さんのお宅に会場の変更を申し入れるために向かう途上でこの放送を聞いたのであります。また、この聞いた内容につきましては、当時、まだ10月ではありましたが、非常に暑く、窓を開けて走行しておりましたので、その途中で聞いたものでございまして、その事実についてどうであったかについては、解放同盟のそういう集会があるということをおぼろげにキャッチしたということでございます。その点御参酌をしていただきたいと思っております。

マイクの放送口はどこにあるのか、ということでございますが、この解放センター、王子会館、幸会館の3カ所から放送できるようになっております。

以上でございます。

- 19番(原 重樹君) この問題は大変重要なので全解連の方々も、また、私自身もそうですが、いままで何度も交渉したりお話を聞いたりさせていただきましたが、その内容と、いまの答弁はかなり違う内容が含まれていますね。ですから、ちょっと細かく聞きます。

まず、第1点目ですけれども、はっきりしておいてほしいんですが、結局、企業連の方が当日、集会をするということで許可したと言われましたね。そこで部長に尋ねたい。これは事実かどうか、まず、それをお願いいたします。

- 同和対策部長(橘本昭夫君) ただいま所長がお答えしたとおり、事実と確認しております。

- 19番(原 重樹君) まず、この問題で言いますと、4時半というのは、当日、10月8日の4時半ということですね。

- 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) そうでございます。

- 19番(原 重樹君) 条例、規則等からすれば、先ほど、全解連が条例、規則にのっとって正規に借りたと言いましたが、1週間前に申し込まなくてはならない、とありますね。もちろん、市長が認めた云々というところはありますけれども、その辺からしてまず1つ、おかしい。

もう1点、部長は当日、解放センターの使用が取り消しになり、全解連の学習会が急拠、コミュニティセンターで行われる事態になりましたが、その後、学習会に参加した方々と交渉を持ちましたが、そのときにあなたが言ったことと、企業連に許可したという内容はまるっきり違う。仮にそういうふうに使っておるということがあれば、まさに遺憾なことやと思う、とあなたは言ってる。その交渉には私も同席しておりましたので、これは事実なんです、どうですか。正直言って何でも後で格好はつけられる。一般質問があるからこういうふうにしたらあかんとか、申請書なんか後でつくってどうのこうのできると思うが、本当にその辺はどうな

のか。そうでないと、あのときの交渉で部長自身はうそをついたことになりすね。それを認めるんですか。どちらかはっきりしてほしい。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） お答え申し上げたいと思います。

先ほどの問題は、5階の和室の件だと推察いたします。当日、いろいろな事情がございまして、十分な情報が得られなかったことは事実でございます。あの時点で当時の私の記憶では、民謡をやっていると理解しておりましたので、そういうことで全解連に会場を大会議室の方に変えていただいたという経過まで知っておりました。したがって館の運営上も、民謡の方を別の会場に移っていただき、現在の問題になっております和室が全部空いたということまでは掌握しておりませんでしたので、それが正規の緊急的な申請において所長さんの方で使用を許可したということであれば、いま、お答え申し上げたとおりそれでいいのではないかと、正しいのではないかと思います。確かに事実確認が十分できていなかったことについては、はなはだ申しわけないと思います。

○ 19番（原 重樹君） 所長の方でそれを認めたとおっしゃっていましたが、先ほどの答弁でもありましたけれども、所長と佐藤課長はその時間帯、どこにいましたか。緊急な事態の中、そのことを全解連に伝えるために書記長の家におりましたんやろう。そこに私もおりました。それをだれが許可したの。課長の専決処分ということもありますが、実際には佐藤課長の専決処分になってるんでしょう。だれが許可したの。

○ 総務課長（佐藤貞夫君） ただいまの部屋の使用でございますけれども、解放同盟ではなく、企業連の要求者組合と公務員部会の集会ということで、地区協の職員から会議室の使用申請が午後4時ごろございました。全解連の役員さんの方へ出向いたのが5時以降でございますので、その前に使用許可を出しております。

○ 19番（原 重樹君） まさにつじつま合わせの話になりますので私もこれ以上は言いませんが、こんないいかげんな答弁はせんといいたい。全解連に貸しておったんでしょ。許可を出したんでしょ。それを取り消すと言いにいったんでしょ。それをまた企業連にどうのこうのというわけですか。1つの流れの中の事実にはすぎないが、こんないいかげんな答弁で許されるはずはないと思う。いまになって書類を出せとか言っても現状からしてつくれるでしょうが、そんなだれにもわかるようないいかげんな答弁は断固許すことはできません。この点は強く抗議しておきます。

最初の問題に戻りますけれども、いかなる理由で取り消したのか、言えば、とにかくどういうことが起こるかかわからないとか、混乱する事態が予測できたら、といろいろ言っていますが、私が聞きたいのは、混乱が起こるといふことをどう判断したのかということ。たとえば300

名も動員してきたら収容できないとか、その辺どうなのかということ具体的に答弁をお願いいたします。

- 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 先ほどからお答えしておるとおりでございますが、事実上の不測の事態となりますと、そういった範ちゅうのすべてが含まれてくると思います。
- 19番(原 重樹君) そんなら1つ1つ聞きます。
- 借りている本人である全解連の方に、こういうことが起こります、不測の事態が予測されますので、そういうことがないようにちゃんと使ってください、と言いましたか、どうなんですか。それが正論でしょう。そういう情報が入っているの、あなた方が使用するときに絶対にそんなことを起こしてもらっては困ります、と一言言うて貸すのが正論じゃないですか。それを言ったかどうか。
- 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 私どもが全解連の役員さんのお宅を訪問させていただき、300名の動員で不測の事態が予測されるという1つの問題提起をいたしました。その中身といたしましては、先ほどから申し上げております不測の事態、混乱も含むという事態の中で、どうしても緊急やむを得ない措置で時間的な余裕もないので、会場の変更をしていただくよう申し入れたということでございます。原議員さんもお立ち会いの中で、会場の変更を申し入れたという事実でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 19番(原 重樹君) そんなら、こういうふうに聞きましょうか。解同が300名動員するという情報を得たわけですね。その解同側に「そんなことをしてもらっては不測の事態が予測されるので困る」ということは言うたんですか。
- 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) そのことに関しましては、もちろん緊急事態ということで、解放同盟さんにも一定の段階で申し上げてまいりました。しかし、私どもの側からどう言いますか、抗議行動というものを止められないというむずかしさもございまして、緊急やむを得ないということで、会場の変更を申し入れさせていただいたというのが事実でございます。
- 19番(原 重樹君) ちゃんと答えてくださいよ。緊急やむを得ない事態が起こっているのに「一定の段階で申し上げました」と言ってる。しかも、われわれの段階ではどうしようもない、とも言ってる。しかし、4時半前には企業連に会場の使用許可を出してるんでしょ。一体、どういふ対応をしているのかと言いたい。その点で一定の段階とはいつなのか、ちょっとも緊急じゃないでしょう、もし、それ以前のことやったらね。明確に答えてほしい。
- 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 私どもが緊迫した情報を

得ましたのは、すでに4時を過ぎて5時になろうとするときでございまして、その時点の中で時間的な余裕もなく、一言、三言という形になりますけれども、事実の問題として、とにかく素早く行動を起こして緊急措置をとらなければならないということでございましたので、その点御理解願いたいと思います。

○ 19番(原 重樹君) いまの答弁からしますと、一言、三言言いた、それが先ほどの一定の段階という話ということになりますね。先ほど解放同盟から情報を得たと言いましたが、解放同盟のどなたから得たんですか。名前をはっきりしてください。

それから、そのほかにこの情報を得たところがありますか。

その2点。

○ 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 情報を得たのは、解放同盟和泉支部からお聞きしたということでございます。

○ 19番(原 重樹君) ですから、その名前、どなたですか。

○ 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 不特定多数、全体の人から聞いているわけです。

○ 19番(原 重樹君) 一言、三言言いた相手はだれですか。

○ 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 解放同盟の支部長でございます。

○ 19番(原 重樹君) 支部長に言いたが、聞き入れてもらえなかったということやね。その確認をまずしておきたい。

○ 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 抗議行動という形の中でやられるので、そういう形については一定の了解をしていただける、かように存じます。

○ 19番(原 重樹君) ちょっとわかりにくい。一定の了解をしていただける、というのはどういうことですか、わかりやすく。

○ 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 端的に申し上げれば、了承ということになるかと思います。

○ 19番(原 重樹君) 解放同盟が了承してくれたわけですか。

○ 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) これは了承と申し上げましても任意の行動であるので、私たちの問題として、私が申し上げて不測の事態を避けてほしいという中で、やはり解放同盟の方々も、どちらかといえば無理に起こしたくないであろう、私はそう感じるわけですが、その点については、わかったということになればいいんですが、その辺の回答については、私どもは明確にはいただいてないということでございます。

○ 19番(原 重樹君) これはどちらかですよ。結局、いままでの話の流れの中で解放同盟に了解してもらえなかったんやな、と僕は聞いてる。そういう立場であなたは全解連の方に行ったんでしょう。そこを確認しているわけですよ。部長、ちょっと答えてください。部長も当日おられて判断もしているわけですからはっきりしてくださいよ。いいかげんな答弁で、どちらやらこっちやらわからんような話では納得できる話と違いますよ。この点ははっきりしてください。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) お答え申し上げます。

いま、所長さんから御説明申し上げますのは、いわゆる館の運営上の立場からでございます。しかし、解放同盟としては抗議行動については当然、運動の1つでございます。したがって、それらを含めて当日の混乱を防止するということから、緊急やむを得ない措置として全解連の方々をお願いに行ったというふうに私は理解しております。

○ 19番(原 重樹君) こんなことで時間を食って申しわけないんですが、結局、抗議集会云々はともかくとして、不測の事態が起きるだろう、とあなた方は判断したわけですね。それを解放同盟に言わなかったのか、と聞いたら、一言、三言言うたという。それでも解放同盟の方は受け入れなかったわけですね、と私は言うてる。つまり、あなた方の判断として、解放同盟は不測の事態を招かないという立場でこの集会を開くという考えではなく、これでは不測の事態が起るだろうとあなた方は判断したんでしょう。そのことを言うてる。ちょっと明確に答えてください。どちらなのか。そうでなかったら、あなた方が全解連のところまで行くことにはないでしょう。会場の使用も取り消すことはないんじゃないですか。解放同盟が受け入れてくれて、そんな気持ちはありません、不測の事態を起こすことはありません、となれば、あなた方が館の運営に支障を来すことなんてありますの。どちらなのか、明確に答えてください。

○ 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 明確にということですが、先ほどから申し上げておりますとおり、全く緊迫した中で不測の事態が起るだろうと申し入れたわけです。緊急措置として全解連の方に足早に運んだということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 19番(原 重樹君) こればかりやっておって申しわけないんですが、結局、先ほど部長は、解放同盟が運動団体として抗議集会をすることは当然の行動だと言われた。しかし、これは当然の行動だが、館の運営に支障を来す、不測の事態を招くと判断されたわけですね。だからこそ、全解連の書記長のところへ、不測の事態だからどないかしてほしい、と取り消しに行ったんでしょう。そうでなかったら、つじつまが合いません。解同が何もやりません、と言ってるのにあなた方が行ったというのなら大問題ですけど。

ここで押し問答していてもしょうがないが、1つ申し上げておきたいのは、あなた方が抗議集会を当然の行動だというふうに思うと同時に、全解連と部落解放同盟が同時に学習会をしても別にどうということはない。あなた方にとっても喜ばしいことじゃないですか。それが即混乱云々ということは他に何かがあるのと違いますの。あるいはまた、館の支障ということで人数そのものがどうのこうのということならば、当然、本人に通告すれば幸いです。だから、どこであなた方が不測の事態を招くと感じたのかということがわからない。何も正当な理由がない。

次に質問しますが、あなた方が言う理由とは本当に正当な理由なのか、ということで2番目に質問しましたが、その点でもう1つ聞いておきたいのは、たとえば法律や条例、規則、約束事などから見て、あなた方のとった行動、判断は正しいのかどうか。1つの例を出します。地方自治法の第244条第2項「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」、また、同条第3項では「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」ときちんとしています。あなた方はこれに違反してない、正当な理由なんだと言えるのかどうか。あるいは長年かかって運営委員会等でも検討を重ねて貸すようになったが、その約束事を破ってないのかどうか。こういった法律や条例、規則から見て本当に正しいのかどうかということについて市長、あなたは当日、どこで判断されたのか。もちろん最高責任者ですからね。お答え願います。

○ 市長(池田忠雄君) 先ほどからセンターの館長なり同対部長から御答弁をいたしておるとおりでございます。10月8日の夕刻でございましたが、センターの館長から連絡があり、われわれトップとしても上申を受けただけでございます。この全解連の学習の目的といいますものは、いわゆる基本法制定の基本的な問題の学習ということに対する抗議的なものであるということで、解放同盟では抗議行動として夕方に300名程度の動員がかかっている。そうすると、全解連の使用というものをめぐりまして、不測の事態が予想されるということがその時間帯で明白になった。館としても組織でございますので、それぞれ館長や職員がおって私が館の運営を委ねているわけですが、最終の責任は私にございます。いろいろと部課長から情勢を聞き協議をする中で、これは条例や規則からして館の運営に支障を来す、不測の事態が予測されるという判断の中で全解連和泉支部にセンターの所長が参り、会場の変更をお願い申し上げました。いろいろな経過がありますが御理解をいただき、混乱を防ぐためにコミセンの1室で学習会を開いていただいたという経過の報告もお聞きしておるわけでございます。

それぞれの公の施設につきましては、いま、おっしゃるように自治法や条例に設置目的がございます。学校は学問を学ぶ場所であり、解放総合センターは部落解放の1つの拠点でありま

すとともに、同和行政推進の1つの場でもあります。そうした条例に設置目的がございませう。市民会館などとはおのずから違ひのは皆さん、御案内のとおりであります。しかしながら、そうした中でも市民合意の同和行政推進の観点から、解放総合センターの一般的使用につきましては、センターの運営委員会でもシビアに御論議いただく中で広くお使いいただく。ただし、同和行政推進を御理解いただく上での御利用をいただくという一定の条件があるわけでございます。そういう中で広く解放総合センターを学習あるいはいろんな会議に、また、共産党にもお使いいただいております。その中で一般利用が図られております。

しかしながら、この問題がなぜ起きたかという延因を静かに拝察いたしますと、いわゆる部落解放基本法の制定をめぐる市の方針あるいは解放同盟を初めとするいろんな団体、あと1年半で地対法が切れた場合えらいことになる。何とか基本法的なものを、という同和行政の観点からいって、国民運動として展開されております。そういう緊迫した地元の情勢の中で、いわゆる全解連の学習のピラがまかれておった。こういうことが引き金となって、それでは抗議しようということで動員をかけたということが1つの背景ではないかと思ひわけであります。したがって、こういうことは好ましいことではございません。やはり館の方で十分検討して、館の運営に支障のないように広くお使いいただくとしても、そうした法律や条例あるいはセンターの一般的な利用をめぐる経過などを十分照らし合わせて今後に対応するよう、私自身指示をいたしておるところでございます。

もちろん、地方自治法もございませう。公の施設でございませう。しかし、公の施設とはいえ、学校は学校として、解放総合センターは同和行政推進の1つの場としての位置づけの条例や規則等もございませう。しかし、広く一般にも御利用いただくという観点から、同和行政推進についての御理解をいただく中での御利用という一定の歯どめの中でなされ、いろんな活動やいろんな分野で解放総合センターを御利用いただいているのは非常に結構なことだと思ひます。ただ、解放総合センターの一般的使用についていろんな背景がありまして、今後もそういうことがあつては困るということで、何とか一般的使用についての歯どめの問題も含め、条例や規則等も踏まえて支障のないように運営を心掛けるように指示をいたしておりますので、10月8日の時点では、不測の事態を回避しなければいけないという館としての立場から判断もやむを得ないという点で、全解連の皆さんに急換、コミセンに会場を変わっていただき、御迷惑をかけたことはよく承知しておるところでございます。あの場合、お使いいただいたら必ずいろんなことが想定されますので、それを避けなければならないという考えでやむを得ず指示したということとてひとつ御理解を相賜りたいと存じます。

○ 19番(原 重樹君) いろいろ答弁をいただきましたが、たくさん問題がいまの答弁で

あると思います。まず、いまの市長の答弁の中でも時折出てきましたが、設置目的云々ということは当然のことで、どこでも設置目的をつくってございます。それでは、和泉市立解放センターの設置目的は何か、と言いましたら、ここに写しがあるので読みます。第1条に「基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、同和対策対象地域住民の自主的、組織的活動を促進するとともに、社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、すべての市民とともに相携えて同和問題の速やかな解決に資するために総合施設……」と書いてます。これが設置目的です。今回の学習会というのは、地域内の人たち、もちろん団体は違いますが、全解連の人たちが多くの市民の人たちとともに、地対法後の同和行政のあり方をどうするべきかということで、皆さんの意見も聞いて学習会をしたいという趣旨で申し込まれたはずで、何ら設置目的に違反している内容ではないと私は思っております。

もう一つ、あなたの答弁で出てまいりました一般的な利用という意味での歯どめの問題ですね。これは先ほどからいろいろ言われておりますけれども、いわゆる同和行政推進に理解をいただくという点だろうと思っておりますけれども、その歯どめの中で、と言われてました。そこで再質問させていただきます。

いま、市長の答弁の中にもありました基本法制定云々で市長が本部長となり、そして、署名まで行われております。この署名問題についても、前回の議会でも天堀議員が質問いたしました、「署名をしなかったら改良住宅を出て行け」と言われているような不当な行為も含めて署名が進んでおります。こういう状況の中で、という背景を言われました。では、基本法に反対の団体には現在、解放センターを貸すのか、貸さないのか、どうなんですか。

○ 市長（池田忠雄君） 私は、背景を申し上げたわけでございます。あと一年半に迫ったいまの地対法が切れたら、本市は特に大規模対象地域を抱えておりますので、残事業、地域差別問題をどうしていくかについて、何らかの法的措置をしてもらわなければならない。その法的措置を決めるのは政府、国会でありますので、それらに対して自治体、住民挙げて手を携えて全国的にも要求や運動を展開中であります。本市の場合も、本市の持つ意味合いから何とかしてもらわなければ困るということで、独自で基本法制定という一つのスローガンを掲げ、政府、国会に対して要求なり運動を起こしているのが実態であるわけでございます。そういう背景の中で今回のことが起きたということで、その背景を申し上げただけでございます。

その中でいま、端的な御質問がございましたが、いわゆる基本法に反対する者には貸さないのか、ということについては、もちろん、思想信条は自由でございます。ただ、私が申し上げておりますのは、館の運営に支障があるのか、ないのかということら辺が1つのポイントになる、あるいは同和行政について御協力をいただく中、館を御利用いただくのが当然のことであ

るわけでございます。その辺も含めて法律や条例、規則あるいは歯どめのできた経過あるいは歯どめの持つ意義等も含め、いま、センター同対部内でいろいろ検討しているわけでございます。端的に基本法に反対する者には貸すのか、貸さないのか、という論議ではなく、背景として申し上げたわけでございます。しかし、それらの中で2度と今回のようなことが起きてはならないということで、慎重に検討し対応するよう指示をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ 19番(原 重樹君) もう1つは、現在慎重に検討中、思想信条を犯すものではないとおっしゃってますね。では、全解連あるいは1つの例として、現在、われわれ共産党が使用を申し込んで、検討中、ということでは待ったがかかるのかどうかを聞いてる。それを含めて検討の中身はどうなんですか。

○ 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 現在の使用につきましては、先ほどからお答え申し上げておりますとおりでございます。今後の使用につきましては、市長さんが答弁なさったように、慎重に、十二分に対応してまいりたいということで、全解連の方々にもそのことを申し上げておる次第でございます。

○ 19番(原 重樹君) つまり、いまの話でいきますと、もし、違っていたら言うて下さい。はっきり言いますと、少なくとも全解連に対してはいま、検討中ということでは待ったがかかっているわけですね。

そこで、1つお聞きしますが、今回の10月8日の事態を招いたのはどこに責任があるのか、全解連に責任があるんですか、どうなんですか。あなたの方のやっていることは、全解連に責任をとらせていますね。違いますか。「ちょっと待ちなさい。協議します。検討します」ということで日も切らんとずっと延ばしてきますね。もう2カ月もたってます。いままで聞いたこれまでの対応、これからの慎重に対応どうのこうのということは、少なくとも全解連に責任を負わせている対応だと思えます。だから、まず、どこに責任があるのか、少なくとも、全解連に責任はないですね。その点を明確にしていきたい。

○ 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) ただいまの責任ということではございますけれども、責任の所在ということは当然、われわれがこの問題解決に当たっていかなくてはならない、かよう存しておるわけでございます。そういういろんな問題を含めまして、今後の使用問題につきましては十二分に慎重に検討し、御質問の10月8日の問題等も合わせまして前向きに検討するというところでございます。

○ 19番(原 重樹君) 言い回しは結構ですからきっちり聞いておきたい。

今回、起こった事態について全解連に責任はあるのか、ないのか、今回の起こった事態につ

いてはどうなんですか。

- 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 不測の事態が起こり得るということでも全解連に申し入れたこと、会場を変更していただいたことにつきましては、われわれ市の方が責任を感じております。
- 19番(原 重樹君) いいかげんな答弁をせんといてほしい。そんなことを言うたら、いつまでも話を聞かないかんようになってくる。会場の変更をしたことについてどうのこうの聞いてない。不測の事態が予測されるというふうにさせた原因、その責任は全解連にあるのか、と聞いている。市長、きっちりと答弁してくださいよ。
- 市長(池田忠雄君) 全解連に責任があるのか、ないのかという御質問については、私はないと思います。ただ、館としては、不測の事態が起こり得るという予測で、緊急やむを得ず会場を移っていただく措置をとらせていただいたと申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。
- 19番(原 重樹君) いまの答弁で結構です。全解連に責任はない、当然の話ですね。では、どこに責任があるの、となります。解放同盟にあるのか、市にあるのかと私は聞きたい。どこかが何かをしているがためにこの事態が起こったんでしょう。その点どうなんですか。
- 市長(池田忠雄君) われわれにとって非常にむずかしいと御理解を相賜りたいと思います。もちろん、使用を申し込まれた全解連に責任はないと申し上げました。しからはどこに責任があるのか。やはり運動体でございますので、抗議活動などいろんなことがそれぞれあり得るわけでございます。ただし、館としては、円滑にいろんなことが運営でき、御利用いただけることが主目的でございます。支障がある、あるいは不測の事態が起こると予測されたので、会場の変更をお願いする措置をとらざるを得なかったということで御理解いただきたい、このように申し上げておりますので、ひとつ御理解をいただければありがたいと存じます。
- 19番(原 重樹君) 全然理解しがたいわけですが、先ほども言いましたように、事件後の対応は全解連に責任を負わせている。ちょっと待ったをかけてますが、これは絶対に許すことはできないと思うんです。1つは、市に重大な責任があると思います。たとえばこれは57年12月の速記録ですが、「一般的に広く貸せ」という当時のうちの直村議員の質問に対して、センターの運営委員会の小委員会で決定され、近く運営委員会に報告、決定されることについての市長の答弁ですが、「その際には、われわれ行政執行者としてはそれを尊重し、広く市民の方々に使っていただく、こういうことに相なりますのでよろしく」。また「議員さんや歴代の委員さんにも御迷惑をかけましたが、一步前進であります」とも言っています。あなた方の今回とった措置、対応は、この運営委員会で決めたことを守れなかった、尊重できなかったとい

うことやね。どうなんですか。

○ 市長（池田忠雄君） 尊重させていただいて今日に至っていると私は思っております。ただし、館の運営に支障があるときは速慮していただかなければならないことがある、ということでございます。その点、御理解を相賜りたいと存じます。たとえばいろんな団体に御利用いただいていることは承知いたしておるわけでございまして、決して尊重する趣旨には変わりございません。ただ、そうしたもろもろの背景の中で、やはり館の運営に支障があるというときには御速慮いただき、他の施設を御利用いただくということで、10月8日の時点でもそうした措置をとらせていただきましたが、今後とも広く御利用いただく趣旨には変わりはありません。ただ1点、同和行政推進あるいは館の運営に支障があるのか、ないのかという点につきましては、十二分に検討させていただかなければならない。これだけは御理解いただきたいと思いません。

○ 19番（原 重樹君） これは12月の「広報いずみ」に載った解放総合センターのニュースです。これを見ますと、「気軽に御利用を」と書いてます。「昭和52年開設以来、地域の人たちの自主的な活動の場として、そして、市民の社会同和教育の場として幅広く活用されてます。気軽に御利用ください」と大きな見出しで書いてます。ところがあなた方のいま、とっている措置というのは、申し込んでも気軽に貸すどころか、市長の意のままに「この団体はあかん。この個人はあかん」と拒否され、あるいは待たをがけられたんではたまったものではない。

私はここで強く要望しておきますが、今回の事態は事態としても、今後の問題としては、これは直ちに全解連に陳謝してもらい、そして、原状復帰をさせることが必要だと思えます。昨日、12月9日、に全解連が12月22日に使用申し込みをしますね。これは先ほどの趣旨からすれば貸していただくよう、それが決着をつけることになる対応だと申し上げておきたい。

これで終わりたいと思いますが、いままで御答弁をいただきましたが、結局、この公正な立場からの本来あるべき姿の答弁ではないし、市民や団体を差別した立場でこの件に対応していると思えます。いつも市長の言い、差別のない明るい和泉市をつくる、ということからすれば、180度違う対応だと判断しております。全く正規の手続を踏んで使用を許可したものを何ら正当な理由なく取り消してしまい、一方では、何やらわからんけど中途半端にやっている抗議集会は認めなあかん、あるいは本当に申請を許可したかどうかわからない企業連にはどんどん貸している。これでは本末転倒もはなはだしい。差別のない明るい和泉市をつくるどころか、これでは新しい差別をつくり出している、暗く偏った池田市政と言われても仕方がないと思っております。この点を強く指摘、というよりは抗議ですが、指摘しておくと同時に速やかに原状回

復し、12月22日の全解連の使用申し込み問題については、それまでにあなた方が慎重検討をするんならしていただいて結構ですから、決着をつけていただくことを強く要望して終わっておきます。

○ 議長（田中包治君） 次に、7番・藤原正通君。

（7番・藤原正通君登壇）

○ 7番（藤原正通君） 通告順に従って質問要旨の説明をさせていただきますが、理事者におかれましては明確なる答弁をお願いいたします。

第1点目に、松尾川改修工事及び雨水管暗渠工事についてお尋ねいたします。

中央丘陵の開発が本年度末から開始されようとしておりますが、松尾川流域に居住する多くの市民から、何ら松尾川の改修工事もなされていない現況のままで宅地造成工事に着手されたのでは、大雨でも降り、鉄砲水でも出たものなら下流に居住する市民は大変なことになるのではないかとの不安感を持っております。また、上流においても、現在まで各所で改修工事もされておりますが、未だ昭和57年の水害で応急措置のところもありますが、今後、どのように対処されるのか、お聞きします。

次に、(イ)として、中央丘陵開発に伴う松尾川その他の利水対策をどうするのか。その中で開発区域の位置づけと流域改修計画はどのようになっているのか。(ロ)として、以前からの松尾川改修について今後の取り組みはどうか。(ハ)として、ごみの不法投棄、特にこの際、河川に対する防止をどう考えているか。

次に、松尾川廃川敷については下流部分の暗渠工事が完成し、地域の多くの方たちが非常に喜んでいらっしゃるところであります。上流部分においてはいつごろ着手されるのか、どのような方法でされるのか、お答え願いたい。また、府との話し合いはどのようになっているのか。

第2点目に、年末年始の市業務対応についてお尋ねいたします。12月「広報いずみ」に詳しく掲載されてはおりますが、若干、お伺いしておきたい。

長期間の休日の中でだれもが困ることは、重病、急病になったときであります。休日急病診療所があり少しは安心もできますが、それはあくまでも応急医療のみであります。1日でも2日でも入院しなくてはならないとき、病人はどこへ行けばいいのか、また、どのようになるのかと不安感で一杯になるでしょう。特に市内の病院であれば願うでしょう。しかし、市立病院にしても、ふだん、多くの外来患者を抱え、年末29日から年始5日まで休日であり、他の私立病院にしても大変であります。市民の健康と安心を願う市として、また、市立病院としてはこの件をどうお考えか、お聞かせ願いたい。

次に、歳末夜警についてであります。過日、防犯協議会より各町会にあて通達があり、参加人員、日数、詰め所等の報告書なるものが送付されておりますが、以前より歳末夜警に参加する人たちよりも、もし、事故等が起こった場合、市としてどのような保護、補償があるのか。また、保険加入はどうなっているのか、との声が多くあることは、市長初め陣中見舞に回った人はよく御存知だと思います。市民スポーツ大会、空き缶回収、全市一斉ビラキャンペーン、河川を美しくする運動など、市の行事のすべてと言ってもいいほど保険が掛けられておると私は聞いておりますが、歳末夜警の位置づけからして市はどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。また、全市で実施している町会は何町会か、実施していない町会数は。また、主体はどこがしているのか、消防団か、子供会か、青年団か、町会なのか、その他なのか、これらの数をお知らせ願いたい。

次に、ごみ収集についてであります。12月31日までの収集は非常にありがたく、御苦労なことと存じますが、よろしく願います。1点、お願いと質問であります。ふだんの収集時間については午前6時からとなっておりますが、聞くところによりますと、午前2時から一部収集に回り、6時ごろ持って行くと収集した後というところもあり、原課でも掌握されていると思いますが、その点どのように指導されたのか、お聞かせを願いたい。また年末、特に28日以後についての収集はどこかを重点にしてはどうかということです。そう願いたい。その理由は、私が言うまでもなくおわかりと思いますが、どうでしょうか。

第3点目に、市民の健康保持のためについてお伺いいたします。

昭和60年度保健事業のお知らせのビラを見まして、私の身に当てはめ非常に的を射た内容であると思っております。そこで、現在までの結果を詳しく御報告願いたい。それは一般健康診査、健康手帳の交付、子宮ガン検診等の対象日数と受診者数。また、年度途中ではありますが、担当部局として成果をどのようにとらえ、今後、どのように啓蒙していかれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、自席での再質問を留保いたしまして、説明を終わります。

- 議長（田中包治君） それでは、答弁は午後にお願いいたしまして、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午後11時40分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（田中包治君） それでは、午前に引き続き一般質問を行います。
藤原議員の質問に対し答弁を願います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 中央丘陵問題につきましてお答え申し上げます。

先生御指摘のように、中央丘陵の開発と治水対策につきましては、非常に下流の住民の方々からも強い関心が出ておまして、対策委員会等を通じまして私どもの方に強い要望が上がっております。対策の具体的な方向づけにつきましては、従来から申し上げておりますように、槇尾川につきましては集水面積も70ヘクタールと少ない関係上、中央丘陵の北部地域で、半恒久的な調整池をもって対処していきたいと考えております。また、松尾川につきましては、非常にこの河川に対するウェイトが高うございますので、全面改修方式で改修をやっていきたいと考えております。事業主体は公団でございますけれども、大阪府に施行の依頼をいたしまして、現在、そういった覚書もすでに完了いたしております。

松尾川の改修区間につきましては約4.7キロありまして、期間といたしましては、少なくとも10年ぐらいはかかるだろう。事業費にいたしましては、90億円以上かかることになっております。現在では、箕形町の野々添橋より下流部分について現況測量が完了しておまして、野々添橋より内田町の霧ヶ葉橋までの間について現在、現況測量を実施しております。

なお、測量が終わりました段階で地元とも十分設計協議をいたしたい、かように考えております。また、対象区間が非常に長うございますので、この間につきましては、調整池等を十分に配置いたしまして万全の治水対策を講じたい、かように考えております。

- 議長（田中包治君） 次。

- 建設部次長兼下水道課長事務取扱（山崎琢磨君） 河川の災害対策につきまして、建設部次長山崎よりお答えいたします。

在来の災害対策でございますが、57年の豪雨による災害につきましては、下流部分はほぼ完了しているという報告でございますが、上流側につきましては、自然護岸など危険な箇所が相当ございますので、すでに災害発生の可能性がございます。その場合は、その都度応急措置をお願いいたしましてやっておるわけでございますが、まだまだ危険な箇所があるということでございますので、現地調査をした上で対処いたしたいと考えてございます。

次のごみ不法投棄の件でございますが、この件につきましては、パトロールとか、住民からの通報、情報などで対処しているわけでございますが、自然護岸につきましては所有権の問題などがございまして、非常にむずかしいこともございますし、また、延長が非常に長いこともありまして、これが管理者の泣き所でございます。

このような中で去る11月10日、市民の11団体によりまして「河川を美しくする会」をつくっていただきまして、槇尾川の図書館周辺の上下流を掃除していただきまして、非常に大きな成果を得たところでございます。今後とも官民一体となって1つの川を美しくしていきたい

いと考えておるものでございます。

最後に、松尾川の霧ヶ葉橋上流でございますが、これにつきましては57年から要望がございまして、いろいろ話し合いをしているわけでございます。雨水管は1,350ミリを250メートル、その上流では500ミリを40メートル、汚水管では50ミリを290メートル計画しておるわけでございます。しかしながら、いまのところ、埋設につきまして大阪府と若干の話し合いができていないところがございますので、これを早急に煮詰めて国庫補助を要望し、着工の促進を図りたいと考えますので、よろしく御了解願いたいと思います。

以上でございます。

○ 議長(田中包治君) 答弁は一括で願います。

○ 7番(藤原正通君) 議長、1項目ずつお願いいたします。

よくわかりますが、松尾川の改修は全域にわたって、という御答弁をいただいたのですが、念を押しておきますが、改修区域は霧ヶ葉橋までと聞いておりますが、全川ということは、そのずうっと上までと解釈してよろしゅうございませうか。

○ 都市整備部長(萩本啓介君) 私が申し上げました4.7キロとは、内田町の霧ヶ葉橋から下流でございます。

○ 7番(藤原正通君) そういたしますと、いわゆる区域内というところを私も見て参ったんですが、かなり下流部分の護岸工事についてはできているんです。しかし、その霧ヶ葉橋から上が問題なんです。いま、一見して久保惣美術館の裏のところはきれいに護岸が積んでますが、その下のところは全然手をつけられてなく、カーブだらけになったところがあります。住民からしばしば大雨が降るたびに何とかしてほしい、という要望が出されたと思うんですが、今日に至るまで何にもされてない。御存知のように、それらをそのままにしておいて、中央丘陵の西部地区に該当するわけでありまして、こういうことをそのままにしてあるのを見て、何の対策もせず中央丘陵、中央丘陵と言っているが本当に私らのところはどなるんか、という不安を持っておられるので若干、質問させていただいています。この点について、もう少し明確に御答弁をいただきたいと思うんです。

○ 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) 私の方から若干、説明させていただきますが、本河川につきましては、大阪府が管理施行いたしておりますが、全川というよりは、霧ヶ葉橋より上流部分につきましても相当やっていたわけでございますが、本区間につきましては非常に蛇行していることから見て、民有地の買収も含めまして事前調整が十分にできていないということもあまして、若干の遅れをとっていると聞いております。しかしながら、こういうところは財産の保全ということからも、十分に先生の御趣旨を体して大阪府の方に要

望してまいりたいと考えております。

- 7番(藤原正通君) 努力していただいていることは十分理解するわけでございますけれども、部分的にいちいちどこそこ申さなくても大体御理解いただけると思うんです。なぜ河川のことについてお尋ねしておかなければならんかという事は、和泉市の総合計画等でも発表されたように、また市長は、3月の議会において産業文化エリアの構想等を述べられました。非常に市民も期待しておられます。そういう企業誘致そのものを推し進めていく上において、この河川というものは非常に重要な位置を占めてくるんじゃないかという点から、中央丘陵だけをとらえず、若干、この機会を踏まえて上流まで府、国に無理を言うてでもひとつ努力していただきたいと思っておりますので、質問をさせていただいてるんです。

ごみの不法投棄については十分調査をする、という答弁をいただいたんですけど、現に松尾川の上流においてごみが投棄されており、そのごみのために対岸がえぐられ、自分のところのたんぼが危なくなってきたので何とか対処してほしい旨、この6月ごろからやかましく言われておりお願いもしておりますが、未だに具体的な返事をいただいております。先ほどおっしゃった11月に河川を美しくする市民の運動は、非常に結構なことだと思います。しかしながら、上流では、川は違いますけれども平気でごみをばかしている。雨が降れば下流に流れてきている。いま、どなたが通っても本当に横尾川は市民の協力によって美しくなっていますが、松尾川に行けばごみだらけです。手を入れたとか、入れてないとか、はっきりします。

しかし、これは余分なことかもしれませんが、いままで泉州地域において岸和田には有名なだんじり祭りがあり、堺にも昔からの祭りがあって他地方の人がよく来ますが、和泉市には何も象徴するメリットがない。しかし最近、南海電鉄のテレビのCM等で久保惣美術館も宣伝されております。また、国華園という菊の名所もできつつあります。したがって、他市の市民の方々がいままでに比べればたくさんお越しになっていると思います。そのとき、もしあの井ノ口付近を通ったとき、「こんなにきれいに河川が管理されておる。何と和泉市はすばらしい市だな。一度、和泉市に行政視察に来ないといかん」と感じるくらいりっぱだと思ふ。こういうことを考えていきますと、一方でただ形式だけのことをするんじゃなく本当に真剣に考えていかなくてはならない。上流のごみについては、もう少し具体的にどのように調査し対処していただいたかのお答えを願いたいと思っております。

- 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) 松尾川の上流につきましては、確かにごみを不法投棄しているところもございす。その都度、大阪府にも通報し、対応してもらいように看板などを立ててもらいようにお願いをしているわけでございすますが、自然護岸ということもございましてむずかしい現状でございす。しかし、先生がおっしゃるように、下流にこ

のごみが流れてくることもございますので、なお強く大阪府に要望してまいりたいと考えます。

なお、蛇足かと思いますが、美しくする会の皆さんからも、「あそこだけじゃなく上流も含めてやらんと意味がない」ということなども述べられておりますので、管理者の大阪府とも協議の上、いろいろ方策をとって対応してまいりたいと思います。

- 7番(藤原正通君) ちょっと前後しましたが、松尾川の1つの例なんですが、昭和50年8月ごろに大変な雨が降りまして和泉市でも浸水箇所がたくさん出、松尾川の下流の堤防が決壊寸前になって騒がしくなったことが事実あるわけです。そこで、直接わが市には関係がなく、また、スケールが違うと言われたらそれまでですが、やはり奈良県の方で非常に宅地開発が進み、57年の豪雨で和泉市も被害を受けたとき、八尾の方で大和川のはんらんで八尾市民の方々が浸水の憂き目に遭ったという実例があります。このとき、大阪府と奈良県で行政が責任のなすり合いをやったという経過があります。和泉市では府県がまたがるということはありませんが、下流には泉大津もあるわけなんです。したがって、上に位置する和泉市が、しっかりと府などへも言い切っておかなければそういうこともつながるであろうということで、この点をよろしく願いますとともに、市としてこの河川の管理体制をしっかりと明確にしていきたいと思います。これは大変大事なことだと思いますが、その点いかがですか。
- 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) おっしゃるとおりでございます、うちの方も含めて府と一体となって美しくするよう努力してまいりたいと考えます。
- 7番(藤原正通君) 廃川敷についてももう少し具体的に。
- 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) 廃川敷の件でございますが、先ほども申し上げましたように、57年から廃川敷も非常に臭くなっているということで、何とかもう少しきれいにするという趣旨で、下水管を早く埋めてほしいという要望が出ております。それにつきましても、大阪府といろいろ話し合いをしているわけでございますが、用地について若干、話し合いの一致を見ていないところがございまして、その辺をなるべく早くまとめ、着工にこぎつけたいと考えております。
- 7番(藤原正通君) よく努力していただいていることはわかります。今後ともお骨折りをいたたくと思いますが、やはり地域住民の要望というものがずっと以前より続いて長年にわたってそうなりますので、下流部分についてはりっぱになって喜んでますが、いつまでも上流を放置することには問題もあろうかと思えます。今後、なお一層の努力していただくことをお願いいたしまして、河川の問題についての質問を終わります。
- 議長(田中包治君) 次の答弁。
- 市民生活部長(青木孝之君) それでは、市民部の所管事項につきまして、市民部青木より

お答えを申し上げます。

まず、年末年始の業務体制についての中で、救急医療病院の対応についてでございますが、年末年始の救急休日診療につきましては、すでに「広報いずみ」で御案内申し上げておるとおりでございます。それでは、病人はどこへ、どのように、という御指摘でございますが、市内の7医療機関が大阪府より救急医療機関の御指定を受けて救急医療の実施をいたしております。このようなことで市民の健康を守る立場から、健康課におきましては各医療機関を訪問いたしまして、年末年始の救急病院の受け入れにつきまして、たらい回し等のないよう万全を期していただくよう特別の配慮をお願い申し上げますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、ごみ収集につきましてお答え申し上げます。

ごみ収集時間につきましては、かねてより午前6時から執行するよう業者指導をいたしておるところでございます。しかしながら、御指摘のように一部の業者区域におきまして、かなり早い時間に収集を行っているとの苦情なり情報が市民から私の方に寄せられてまいっております。その都度、改善するよう指導をいたしておるところでございますが、未だ遵守されていないようなことでございます。今後、実態等を調査の上適切な時間に収集を行い、市民の皆様にご迷惑のかからないよう業者指導を強化してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、3点目の市民の健康保持のための健康事業の実施につきましては、老人健康保健法の施行に伴いまして保健センターが設置され、地域住民の健康と福祉の向上を図るため、医療以外の保健事業として一般健康診査、子宮ガン検診、胃ガン検診、健康教育、健康相談、指導訪問等の事業計画を立て、医師会、歯科医師会の御協力を得まして積極的に推進いたしておるところでございます。

その実態、結果につきまして御報告させていただきます。

一般健康診査につきましては、40歳以上の市民を対象としておりますが、対象者が3万968人、そのうち受診された方が1,057人で、受診率は3.4%でございます。そのうち精密検査を必要とした者が239人ございました。そのうち受診されたのが220人でございます。子宮ガン検診は30歳以上の女性を対象といたしまして2万3,545人、受診された方が3,564人、受診率15.1%。それから、健康手帳交付につきましては40歳以上の方が対象でございまして、3万968人に交付いたしました。交付枚数は1万4,992人、交付率が約48.4%。

以上が、昭和60年度において実施いたしました御指摘の中の実態の報告でございます。

それから今後、どのようにとらえ、どう対応していくか、という御質問でございますが、市

民の健康管理について私ども、諸事業を実施するに当たりましては、「広報いずみ」その他町会、婦人会等あらゆる方法でもって啓発、啓蒙を行っているところでございますが、それなりの効果が得られたものと判断いたしております。しかしながら、本市のように医療施設が普及いたしておるところでは、体が悪くなればいつでも、いつ、どこでも医者にかかれるという安心感、安堵感があるようでございまして、自分自身の健康管理についてもうひとつ関心が薄いようでございます。

このようなことからありまして、市民の老後における病気の予防、早期発見、治療等の健康保健事業を総合的に実施していくために本年、健康に関する12項目、対象者を2,500人と定め、保健計画に伴うアンケート調査を実施いたしました。この調査の中でも、すでにその検診を受けたという人が20.6%、受けるという人が27.4%、受けないという人が43.3%無関心が8.7%ございまして、自分の健康管理についてどこまで認識し、理解させていくかが今後にかかっているようでございます。行政といたしましては、この点の課題を踏まえながら今後、対応していかなくはならないものであると存じております。何とぞよろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 環境衛生課岸田より年末におけるごみ収集時間の変更についてお答えさせていただきます。

年末のごみ収集時間を午後から開始せよ、とのことですが、正月を迎える準備のため市民の皆さんの各家庭におきましてはごみの量が増加し、このため収集時間を午後にしてほしいとの要望が一部にあるかと思っております。この年末年始におきましては臨時的に収集日程を組み、収集コース等を変更していますので、ふだんの収集よりは時間がかかり異なることがあろうかと存じます。このため受け入れ側の泉北環境整備施設組合においても臨時的受け入れ等を行うなど、若干、柔軟性をもって対処することになっておりますが、午後からの収集に見合う体制もとっておらず、また、市民の方々も収集時間を大きく変更されることはかえって混乱を招く恐れがあります。このため年末年始においては従来どおり、午前の収集を実施いたします。61年度以降の年末年始につきましては市民の御要望を踏まえ、泉北環境、業者との調整を行い、実施の検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） 市立病院の年末年始の対応の御質問に対しまして、病院事務局長よりお答え申し上げます。

市立病院の年末年始の対応につきましては、入院中の患者に対する医療従事職員の勤務体制をとっております。御指摘の急患等の受診の要請があった場合、その時点で入院患者の病床等々により受け入れ体制をとっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 広報広聴課長（着本善夫君） 歳末夜警につきまして広報広聴課長からお答え申し上げます。

まず、歳末夜警の実施状況でございますが、本年は現在、まだ集計中でございますので、昨年の実績を申し上げます。昨年は94カ所で実施していただいております。

次に、事故保険の加入状況でございますが、大阪府の防犯連絡協議会が実施しておりますところの団体総合保障保険がございますが、これに現在、南横山、伯太、幸、芦部、黒鳥、鶴山台北、信太の7支部が加入をしていただいております。内容は、掛金が1人190円で、死亡時600万円をお支払いする。その他入院時の日額6,000円、通院については同2,000円という保障がされております。

なお、今後の加入の意思の問題でございますが、防犯協議会の中で未加入の団体等も含めまして御協議させていただき、今後の対応をやってまいりたいと思いますので、ひとつ御了承のほどをよろしくお願い申し上げます。

○ 7番（藤原正通君） 救急医療体制について再度お尋ねいたします。

市立病院においてはいろいろ手配していただいているようですが、市として和泉市内で営業する病院については、どのように指導していただいているんですかね。急病人が出て救急車で搬送しますね。そのとき遠くの病院へ運ばれますと、運ばれたときにはいいんですが、やはり看病とかいろんな面で近くの病院へ変わりたいといっても、地元の病院へはなかなか転院できない。最初から近くの病院に入れたらいいんですがなかなかうまくいかず、難儀している方々がたくさんおられます。年末で皆が休んでいるのやからぜひいたくたという考えもあるうかと思いますが、その点で市民のことを考えてどのように指導されているか。前もってどこその病院に受け入れてくれるよう話をさせていただきたいと思いますが、その点についてお答えいただきたい。

○ 市民生活部長（青木孝之君） お答え申し上げます。

救急診療所にお越しになりました一応の応急措置をするわけでありまして、どうしても入院が必要であるという患者さんにつきましては2次搬送によりまして、市内では奥村外科病院、府中病院、泉陽病院、厚生会病院、馬場病院の5カ所でございます。堺市では清恵会病院、馬場記念病院でして、2次搬送を受け入れていただくようお願い申し上げます。ただ、消防隊の救急の方たちともこの点について十分協議いたしまして、一刻も早く病院の方へ

搬送できるより手配をいたしておるところでございます。御理解賜りたいと存じます。

- 7番(藤原正通君) いまの答弁に大体わかりましたが、休日診療所診で結果そういう病院を考えてます、というふうに言うていただけてますが、私が言うているのは、9時半から4時半までの時間帯に病気になった人はそれでいけます。しかし、明るいときよりは深夜に体の調子が急変するケースが非常に多いと思います。その場合、救急車依頼があって出勤、乗せてもらうたが、近くの病院ならいいんですが、堺あたりの遠くの病院へ運ばれてしまうとかありますね。そういう場合でも和泉市では段取りしていただけてますか。
- 市民生活部長(青木孝之君) 昨年度の年末年始の救急実績は51件、消防隊に搬送をお願いをいたしております。その関係で休日診療所が開設していない時間帯にたまたま病気が起こりますと、これは119番をお願いしていただき救急車が出動することになるかと存じますので、その辺は私の範ちゅうではございませんが、よろしく願いいたします。
- 7番(藤原正通君) これは遊んでいるわけではない。市民がそれを非常に不安がっているんです。「私の範ちゅうではありません」と言われたら「ああ、そうですか」で終わりですが、それやったら市民のためになりませんか。いま、言われた奥村外科病院、泉陽病院など段取りしておられますが、そういうところへ救急隊が連れて行ってこれたらいいんですがね。
- 消防長(角谷泰夫君) 救急問題でございますので、私からお答えいたします。
御承知のように、年末年始の救急医療につきましては、大阪府と大阪府医師会が事前に調整会議を持ちまして、これらの年末年始の特別診療個所の調整を行ってございます。そういった中で、われわれもできるだけ和泉市内でフォローできるよう救急隊の方で対応しておりますが、その患者の病気の種類、内科、外科、脳外科などたくさんございますので、やむなく市外に搬送するケースも出てまいります。極力、そういったことのないよう、できるだけ和泉市内で診療を受けられるように努力してまいりたいと存じます。
- 7番(藤原正通君) 市民の要望である極力、近くの病院ということを御理解いただき、原課としてもそういう指導をふだんからしといていただきたい。これで救急医療の質問は終わらせていただきます。
次に、ごみですが、よくわかるんですよ、非常に原課で御努力いただいていることはね。だから、御苦労である、と言うてます。ところが、午前の収集は6時から何時までですか。
- 環境衛生課長(岸田秀仁君) 午前6時から執行、お昼までに処理するよう行政指導をしております。
- 7番(藤原正通君) そこなんです。ある地域では午前2時ごろから集めに回っている。いろんな事情があると思うんですが、これは業者の都合なんです。われわれは市民の都合を言

りてる。だから、年末年始も一生懸命に努力していただいて31日まで日程をちゃんと調整、広報に載ってるんです。だから、31日も6時というのはまだ早いと市民の方々は言うてます。どっちみち、31日に取りに来てくれた区域は、今度は正月の8日まで収集に来てくれない。1月8日の収集も早く来てくれたら何も言わへん。暮れの収集は、6時といっても4時や5時にさあっと来て集めてしまい、正月には、逆に昼になってもごみをうんと積んであるところがたくさんある。正月中にたまってたごみを早く片づけてくれたら気持ちがいいのに、いつまでたっても来ない。もう少し遅く取りに来てくれたら正月の生ごみがたまらんで済むところを早く取りに来る。そこらを何とかならんか、ひとつ業者を指導するように言うていただけませんか、というのでお尋ねしているんです。せめて28日から31日までくらは1週間空けるんやから、交通量や業者の都合もあるかもしれませんが市民のことを考えて遅目に、逆に正月は早く取りに来てくれたらどうかということですが、それはできませんか。

- 市民生活部長（青木孝之君） 先生が御指摘のことは十分理解をいたしております。業者指導に当たりましても、各家庭のごみは個々に朝早く玄関先に出されるということからして、業者には、一般市民の通勤、通学の交通渋滞の時間帯を避けて収集するよう指導いたしておりますし、一般家庭から出されたごみが長い間玄関先に放置されることなく、できるだけ早く処理しなければならないという状態もごさいます。そういういろんな事情をお察しいただきまして、一応、現段階では、原課の方で年末年始の日程表もでき上がっておりますので、来年に向けて何とか御指摘の点について業者とも協議し進めてまいりたいと思いますので、この辺でひとつ御理解を賜りたいと存じます。
- 7番（藤原正通君） 努力してくれていることはわかりますが、余り早い収集は絶対にさせないという指導はしてほしいと思います。午前6時から正午までを守らすよう指導をお願いして、このごみ問題は終わります。

夜警についてお答えをいただいたんですが、任意加入の保険を御指導してくれているわけですか。

- 広報広聴課長（着本善夫君） そのとおりでございます。
- 7番（藤原正通君） それはいつごろから御指導いただいていますかな。
- 広報広聴課長（着本善夫君） たしかこれが実施されたのが2年前、ことして3年目になると存じております。
- 7番（藤原正通君） それで徹底していない地域もあるんじゃないかと思うんです。夜警のときにこういうチラシが入ってるわけですが、だんだん犯罪が凶悪化し、民警一体となって夜警をしていきたい。いま、言うてるように、きちんとした説明を受けているところなら、こ

んなことは言うてこないと思います。ところが、恐らくこういう説明がなかったんやと思います。空き缶収集ですら、市が作業に携わる者に保険を掛けてくれるのに、夜警をする者には何も無い。これはおかしいじゃないか、一度尋ねてほしい、というようなことがありました。

それと、よけいなことになるかもしれませんが、各町会や自治会に対して、歳末夜警の時間帯とか、いろんなものを12月15日までに報告を提出せよ、という用紙がありますね。これは陣中見舞のためなのか、あるいは市長があいさつ回りをするための都合というか、それをされるための報告となっているんですか。どういう形でこういう報告を各自治会や町会から出させるのか、ちょっとお答えいただけますか。

○ 広報広聴課長（着本善夫君） 御承知のとおり、防犯の状況を一応、警察の方でお願いさせていただいております。防犯からいろいろ冊子をお渡しいただき、先般も防犯協議会の中で各支部長さんに種々御説明をさせていただき、お願いした事項だと思っております。歳末警戒の実態を防犯課としてもつかんでおこなうてはならんという観点から、先生がお示しいただいた用紙に御記入をお願いしておると存じますので、よろしくお願ひいたします。

○ 7番（藤原正通君） 大分誤解があるように思います。ということは、趣旨が徹底されてない。したがって、夜警にこういう報告を出させる、つまり、義務づけられているという感覚があるんじゃないかと思うんです。そういう形でさせながら、最近であれば、空き地等でシンナー等を吸う青少年の非行が顕在化してきておりますし、大人が注意しても荒々しい口調でものを言います。夜警をするときには常に危険が付きまとうじゃないか。他のことには保険を掛けてくれているのに、こういう報告まで出させておいておれわれには何にもないのはおかしいじゃないか、という形がありましたのでお尋ねしているわけです。それは任意で指導しているということですので、各校区長さん等に誤解が生じないよう、きちんとした形で指導していただいたらこういうことは起きてないと思います。ひとつよろしくお願ひいたしまして、この件は終わらせてもらいます。

続いて、第3点の市民の健康保持についてですが、いろいろとこういうパンフレットも出し、御報告いただいたように努力をさせていただけることは認識するんですが、ここでこの数字を見られて、端的に一般検診が3.4%、健康手帳の交付率が48.4%等についてどう感じられますか。

○ 市民生活部長（青木孝之君） 健康診断につきましては、やはり医療機関が発達しているというか、かなり普及してきている関係上、健康診断よりも悪くなったら医者に行ったらええんや、という考え方を持っているんじゃないかと思うんです。実態から見て健康手帳の交付率が48.4%とかなり高い数字になってございますが、この手帳の交付によりまして、健康教育と

か、健康相談とか、いろんな健康診査に来るときには必ずこの手帳を御持参願っているわけでございます。御指摘いただいていますように、健康診査については、数字の上では非常に低い数字になってございますが、どうしても来られないということで、私どもも苦慮してあるところでございます。

- 7番（藤原正通君） よくわかるんです。ただ申し上げたいことは、市民の健康ということ、本当に大事だと思ひんです。それと御存知のように、最近の国保財政を考えればバカになりません。したがって、都市化が進んで医療機関が発達しているから、病気になるれば医者へ行けばいいや、と言われますが、田舎の方へ行けば医療機関が少ないので、みずから自分の健康を管理するという考え方も強くあろうかと思ひるので、市としてそういう考え方であってはいけないと思ひんです。

なぜならば、やはり私自身の体験と言ってもいいと思ひますが、この6月にわが公明党の方から、議員全部健康診断を受けよ、という指示が出、市立病院の方へ行かしていただきました。その結果、胃を手術しなければいけないことになったわけです。それを見つけてくれたお医者さんその人にも感謝をしなければいけないんでしょけれども、健康診断という機会に恵まれたことが大きいわけです。党の方から行け、という指示で行ったわけですから、一般市民の方々に云々ということをおしませんが、考えなければならぬ点があるのではないかと。

いろんな活動をしていただいていると理解するんですが、悪くなれば医者へ行けばしまいや、という、それはそうですが、あるとあらゆるところでいま、ガンというものに対して市民、国民の認識が非常に高まっていることは事実だと思ひます。もしガンにかかれば、死の宣告を受けるようなものだと思ひしております。ガンの末期になれば、やせ細ってしまわなくては死に切れないという悲惨な姿を見て、自分だけはガンになりたくないという市民がふえていとお聞きをしております。私の場合は幸い、早期発見ということで一命を取りとめたと思ひしております。生命そのものもそうですが、とことん悪くなって医者に行く、自覚症状が出てから医者に行けば、そのための医療費はいかほどになるんでありましょうか。やはり早期発見、早期治療によって医療費の節減にもつながり、また、人命を救うことにもなるのではないかと。

そういうことで各市において紹介されているわが党の公明新聞ですが、各地で公明党の議員がこの医療問題等を取り上げて議会で提案するなど、いろんな形で成果を挙げていることが紹介されています。わが党は、御存知のように人命を尊重する政党でありますので、特にこういうことについては、熱心に各地で取り組んでいるのであろうと思ひます。私もそのつもりで提案をさせていただこうと思ひんですが、この数字を見たとき、やはり健康に関心を持たれる人があったから手帳の交付を受けた人が48.4%あるのに、なぜ受診率が3.4%なのか。やはり

60年5月1日から12月25日までという形じゃなく、もっとユニークなことを考えたらどうか。いま、免許証でも更新するのを忘れて無効にならないよう、誕生日に更新することをやっています。したがって、健康診断も市民にアピールするのに、健康付き検診ということにして、ここにりっぱなことを書いてくれるんですから、葉書一枚でも出して市民の健康に対する意識高揚を図るよう努力していくことが人命を守ることにつながり、保険料のむだ遣いも少なくて済むようになる。このように思いますが、いかがなものでですか。

- 市民生活部長（青木孝之君） 免許証のユニークなお話をいただき、まことにありがとうございます。今後、私たちが事業実施するに当たりまして、お医者さんに要請もしていかなくてはならない問題もございます。お医者さん自体営業されている中、いろんな予防接種とか、健康診断、健康教育の場にも御出席いただいております。先生のおっしゃることを肝に銘じまして一応、医師会とも十分に御相談させていただき、ユニークな発想につきましては十分に取り入れさせていただき、保健事業を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
- 7番（藤原正通君） よくわかりました。各地方でいろんなユニークな方法で市民へのガン対策を講じておられているようですので、できる限り誕生日検診というものを考えていただきたい。このことを御提案いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（田中包治君） 次に、17番・西村慎太郎君。

（17番・西村慎太郎君登壇）

- 17番（西村慎太郎君） 発言通告に基づきまして、2点についてお尋ねしたいと思います。まず最初に、国は、今年度末にも国債残高が133兆円、その利息だけでも年間10兆円を超える財政危機の状況になっている中で、軍事費などが特別の優遇を受けるといふ異常な予算編成が続けられております。防衛費は事実上の聖域化扱いで、他の分野で節減され浮いた財源がそっくり防衛費に回されている感じさえする状況であります。来年度予算編成におきましても、軍備拡大は聖域扱いを図り、軍拡と財政赤字のツケを福祉や教育に回そうとしております。

そういって、国による教育や福祉、公共事業などの和泉市への補助金、負担金の一律削減は、こととして約2億5,000万円にもなるように聞いております。各種事業の推進に大きな影響を与えようとしております。こういうもとで来年度は、補助金や国庫負担金の削減はこととして以上のものになりそうであります。大蔵省などの案でも、道路や公園整備の補助率は4分の3や3分の2から2分の1に、また、保育所への国庫負担金が従来の8割から5割に、そして、

会館建設などハコ物補助金の全廃という計画が練られているところであります。

そういう中にありまして、和泉市として現在、来年度予算編成作業を始めておられると思いますが、この和泉市におきまして、その予算編成の基本方針の中に、すべての分野にわたって住民生活の擁護の姿勢が貫かなければいけないと考えております。この12月のあわただしい歳末の折に、市の理事者の皆さんは、61年度の国の厳しい状況のもとでの和泉市民の生活を守る立場での予算編成作業を続けておられることと思います。その中で、市長としては、61年度における予算編成についての基本方針についてどういふふうに考えておられるかという点を明らかにしていただきたいと思っております。

予算の問題の2番目ですが、退職者医療制度の加入者の見込み違いなどで、国民健康保険の財源は大変な状況になっていると聞いております。そういう状況のもとでの国の補助金削減などで、来年度の国保料の見直しなどはどうなるのかという点も明らかにしていただきたいと思っております。

3番目に、(仮称)福祉センター建設計画の問題であります。61年度の予算の目玉の1つになるかと思いますが、この総合センター建設に当たりまして、このハコ物補助金の全廃の計画、また、福祉のさまざまな補助金や国庫負担金の削減状況の中で、この建設後の運営についても大変な御苦労が予想されるわけでありまして、建設の段階から障害者や老人、ボランティアの人々が入った運営委員会を組織し、民主的な建設準備を図る開館運営が重要だと考えておりますが、このような運営委員会を組織していくお考えはあるのかどうか。お尋ねいたします。

予算の最後の問題ですが、長引く不況のもと、この和泉市の零細な地元商工業者の皆さんも大変御苦労されております。年末の資金繰りも大変な状況のように聞いております。現実の問題として、わが党の議員団にも、たくさん融資問題について御相談に見えられておるところであります。こういうもとで、市や府の制度による年末貸付金についても、その締め切りが11月20日や11月末日という信用保証協会の事務上の都合による締め切りの時期が、商工業者の皆さんの年末の駆け込み資金などの実態とかけ離れていると思っております。そういうことで大変むずかしい問題を含んでおられるかと思いますが、この長引く不況のもとでの年末融資の問題で、融通のつくような融資制度の創設を御検討する気はあるのか、ないのか、お尋ねいたします。

大きな2番目、和泉市の行政改革の進め方についてお尋ねいたします。

ことし1月22日、自治省の通知で地方行革大綱なるものが発表され、7つの重要事項が示されております。こういうもとで、7つの重要事項という問題につきましても、1つは事務事業の見直し問題。2番目は組織機構の合理化問題。3番目は給与や手当の抑制問題。4番目は

定員の削減問題。5番目に民間委託の促進問題。6番目に公共施設設置、管理運営の合理化問題。7番目は地方議会の縮小と運営の合理化について――、こういう7つの項目が、それぞれの自治体での行政改革の進め方についての自治省のメニューなるものが発表されております。

こういう中、和泉市もことし11月19日に和泉市行政改革懇談会が発足いたしました。この行革懇談会についてであります。自然省が発表いたしました7つの内容の中から、そのメニューを盛り込んでいることも明らかであります。そういう懇談会の運営問題についても多くの疑問が生まれてきております。自治省が示したこの地方行革大綱の問題点は、1つは、私たちは国の押しつけであり、これによって自治体の本務である地域や住民サービスが削減されていくという大きな問題があります。

2番目には、財政問題で予算の項でもお話ししましたように、国庫負担金削減の自治体への転嫁、また、地方交付税率の実質的な切り下げや起債制限の強化などによって国の統制と財政圧迫が強められてきており、その実態が、この12月議会の中でも職員給与の条例改正という問題が取り上げられない、こういう事態になって現れております。

3つ目には、地方議員の定数削減や地方公務員の人員、給与の抑制などの指導を通じ、自治体の自治業務にわたる国の干渉が進められております。

4つ目には、行革審答申によりまして、職務執行命令訴訟の見直し提案などを通じて、国の一方的な執行制度が計画されているという問題であります。

こういう4つの点で地方自治体の自主性が奪われるという地方行革大綱の内容について、今後の行政改革懇談会の中でどういふふうに地方の自主性を発揮し、そして、住民のサービスの向上などを図っていかれるのかについてお尋ねしたいと思います。私たちは共産党として、その行政改革懇談会での検討内容は、地方自治の問題、また、基本的人権問題、議会制民主主義を貫く問題、こういう民主的な改革を目指すことを要望いたします。

2番目に、当面の行政改革の課題として、行政の公開の問題、清潔な行政の実現という観点からも、従来からわが党が主張しております同和行政全般の見直しと市民生活擁護の部門の充実問題をぜひともこの中で貫くことを要望いたします。

3番目の要望事項として、行政改革懇談会の中で、また、市の理事者で組織されている行政改革推進本部の内容を公開、民主的な運営を行政改革の中で貫いていただきたい。

この3つの要望をまず最初に申し上げたいと思います。その上に立ちまして、この行政改革懇談会や行政改革推進本部がつくろうとしております和泉市の行革大綱は、いつ、どういう形でその案がつくられるのか。そして、その案は、議会に議案として提案されるのかどうか。また、それに至ります検討内容は議会にどのように反映されるのか。また、これらの推進本部や

行革懇談会の会議の内容などについて、13万市民にどういふふうに広報活動を行い、周知徹底をされていられるのか、こういう問題について明らかにしていただきたいと思ひます。

以上、大きな問題2点をお尋ねいたしまして、私の一般質問をとりあえず終わらせていただき、答弁のいかんによりましては自席よりの再質問の権利を留保いたしまして、この場を終わらせていただきます。

(議長退場、副議長着席)

- 副議長(並河道雄君) 理事者答弁。
- 財政課長(阪 豊光君) 第1点目の昭和61年度予算編成の考え方について、部長会並びに担当課長会で編成方針の説明を行ってきているところでありまして、総務部財政課長よりお答え申し上げます。

御承知のとおり昭和60年度は、高率補助金の削減措置や経常的経費の増により、地方財政は深刻な危機に直面しております。国においては赤字国債の償還、国税3税の低迷等で、ことに増して2分の1以上の国庫補助率を原則とする引き下げが検討されていると聞き及んでおり、本年度以上の苦しい予算編成になることが想定されております。

本市におきましても先般、新年度予算編成方針を示しまして、現在、各部課でその作業中でありまして。個別の施策については、現時点では明らかではございませんが、新年度予算編成の基本的な考え方等を説明いたします。

新年度予算は、年間総合予算編成の厳しい財政状況に置かれておりますが、収支均衡予算で取り組みます。したがいまして、収支において、歳入面では、市税収入の向上は大きく見込めない状況でございます。また、地方交付税は、60年度は3年ぶりに前年度を上回る見込みであるものの全体として減少傾向であり、新年度予算編成はきわめて困難な状況が予想されます。このような厳しい財政環境にあつて、その他の歳入について十分精査検討してまいりたいと考えております。

歳出面では、経常経費の削減、特に総人件費の抑制、義務的経費の5%削減を行っていきたい。2つ目には、事務事業の見直しに徹し、効率的な行政運営に努める等、硬直した財政運営から弾力性のある財政構造の転換に努め、新年度予算は、総じて抑制基調型の予算編成にならざるを得ないと想定しております。

以上が総論的な説明でございますが、新年度予算の編成に臨む基本的な姿勢でございます。よろしく御理解のほどをお願いいたしますと思ひます。

- 副議長(並河道雄君) 次。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱(原 美助君) 市民生活部次長からお答え申し上げ

げますが、退職者医療制度の問題でございますけれども、すでに新聞等で御承知のことと思っておりますが、保険者の各市町村の財政は、補助金の減額に伴って非常に苦しいというのが実情でございます。そういうことから、厚生省におきましては大蔵省に対しまして、何とか59年度あるいは60年度の削減分を補てんしてほしいと要望しておるところでございます。せんだっての新聞に出ておったわけですが、一応、その額が2,080億円かの要請をしておるところでございますが、その3分の2、1,360億円を何とか60年度の補正予算でもって対処するというのが大蔵省の考え方であるようでございます。ただ、これも正規の厚生省からの内示とか、あるいは通知が来ておらず、新聞報道で伝えられておるところでございます。

その1,360億円のうち和泉市にどれだけ配分されるかということが、60年度決算に一番大きな比重がかかってくるわけですが、これにつきましても、なかなか配分がどの程度になるか不確定でございます。60年度の決算がどのようになるかも同様、不確定な要素でございます。その他普通調整交付金もあるわけでございます。現在、どのぐらいの推計になるか、約3億円弱の赤字になるのではないかと想定いたしておりますけれども、いま申し上げた補正予算の対処でどのようになるかまた、大きく変わってこようかと思っております。そういうことで、保険料の減額について内部で検討いたしておるところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 副議長（並河道雄君） 次。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君）（仮称）福祉会館の問題につきまして、福祉事務所長よりお答え申し上げます。

2点にわたり御質問をいただいたわけですが、第1点目のいわゆる会館などのハコ物補助金の廃止等の動きについてでございます。これにつきましては一部新聞で報道されまして、われわれといたしましても、府の民生部へこの事実等について確認を行ったところ、府といたしましては、一部そのような動きも聞いておるが、将来のことであり、来年度直ちに廃止になるというぐあいには理解していないという返事をいただいております。

それから、2点目の福祉会館の運営委員会の問題でございますが、これは開所の時点で福祉会館条例もしくは規則等で定めるというぐあいになると思っておりますので、開所の時点に合わせて検討してまいりたいと考えております。

○ 副議長（並河道雄君） 次。

○ 産業部次長（中上好美君） 融資制度の御質問につきまして、産業部次長の中上からお答え申し上げます。

小口緊急融資制度につきましては、かねてからいろいろ御意見をいただいております。制

度そのものの必要性は私ども、十分理解しておるところでございます。これまでもその立場に立ちまして、いろいろと検討、研究もいたしてまいっております。一般に融資ということになりますならば、銀行その他の金融機関を通じて行われるのが普通でございます。その場合は、市なり保証協会の保証なくしては、制度創設の協力はいただけないのが実態でございます。その結果、新たに制度を設けるといふことになれば、市が直接お貸しするという方法しかございません。この方法につきましても先ほど申し上げましたように、研究課題といたしましていろいろ資料を取り寄せ、あるいは実態等を調べ研究をいたしておりますけれども、予想以上に事故率が大きい結果、仮に一定の基金を持ちまして制度を創設しても、その制度そのものを長続きさせていくことの可能性が非常に低いというのが私どもの当面の結論でございます。したがって、制度の創設は当面、非常に困難であると考えております。

以上、御理解をいただきたいと思っております。

○ 17番（西村慎太郎君） 再質問をさせていただきます。

予算編成問題につきましては私もお話しいたしましたし、課長の方からもお答えがあったように、国の補助率削減が非常に大きな影響を及ぼしてくるという中で、たとえば保育所の問題、学校教育現場の設備充実の問題、そして、生活保護の財源問題など多くの問題を含んでいると思いますが、来年度予算編成に当たりまして、すべての分野にわたって住民生活擁護の姿勢を貫いていけるかどうかという大きな問題になってくると思います。そういう点で、課長の答弁の中に、その他の収入で精査検討して増収を図りたい、という回答があったように思います。このことは後の原課長の答弁の問題も含めて、どちらも料金や手数料の改定を含めての問題と受け取っていいわけでしょうか、それが第1点。

それから福祉事務所の関係で福祉総合センターの問題ですけれども、中川所長の方から、運営委員会の設置については開所の時点で考えたい、ということがありましたが、特に福祉問題ということになりますと、コミセンもそうですが、どちらも会館なりセンターをつくってそれで終わりということでは絶対ないと思います。特に障害者やお年寄り、ボランティア活動の援助、また、ボランティアの組織の発展のために市が行政としてあらゆる分野で手助けをしていく、こういうことが大きな問題になろうかと思っております。したがって、どういうセンターをつくっていくのか、どういう事業を行っていくのかという点について建物ができる以前に十分検討していただき、そして、多くの障害者やお年寄りのさまざまな意見を取り入れて検討、このセンターの開所を迎えることが重要だと考えるわけです。その点でセンターができてから運営委員会の組織なども検討を含めて考えるということでは不十分だと思うわけでありまして。

以上の2点について再質問したいと思います。

○ 財政課長（阪 豊光君） 1点目の精査検討することが料金改定に結び付くのか、という御質問でございますが、使用料、手数料については、受益の範囲で応分に負担するものであると考えております。したがって、現在の手数料や使用料は、受益の範囲で応分の負担になっているかどうかについてチェックをし、再検討するという考え方でございます。

○ 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） 2点目の国保の受けとめ方でございますが、改定と受け取っているか、という御質問かと思えます。先ほども言いましたように60年度の決算見込みでは、現時点においてもかなり苦しいものでございます。先ほど申し上げました数字以外に本年度は、まだ財政調整基金3億3,000万円ありますが、大体、60年度でそれも食ってしまうのではないかと実情でございます。そういう財政実態を見た場合、非常にむずかしい問題でございますけれどもやむを得ないのではないかと、いまのところでは考えておるところでございます。

以上でございます。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 先ほどの運営委員会について再度、御答弁いたしたいと思えます。

正式な運営委員会と申しますと、やはり条例なり規則に沿って設置していくこととなりますので、この会館が開所されてからというぐあいに理解をしております。それ以外に現在も建設に当たりまして、各種福祉関係団体からいろいろ意見を聴取しておりますし、今後の問題についても当然、福祉関係団体の御意見は聞いていきたいという立場でございます。

○ 副議長（並河道雄君） 次の答弁。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） 行革に関連する問題につきまして、企画室長の稲田よりお答え申し上げます。

まず、懇談会の構成でございますけれども、いままでいろいろお答え申し上げてまいりましたとおり、行財政改革につきましては、行政側だけの一方的なものの考え方ではなく、市民への影響や効果を十分考慮し、また、市民的な視点に立った改革を進めることが大事であると考えております。このような考え方から本市の行財政改革を推進するに当たっては、市民の意向が十分に反映されるよう、また、市民の理解と協力を得ながら懇談会を設置した次第でございます。

懇談会の構成メンバーにつきましては、市内の各種団体の長並びに学識経験者をもって組織されております。総勢16名でございます。会長は和泉市商工会会長松葉平次、副会長につきましては、和泉市農協連絡協議会会長井上平兵衛にお願い申し上げているわけでございます。

次に、懇談会の進捗状況の公表につきましては、去る11月19日に第1回の懇談会を開か

せていただき、和泉市行財政改革懇談会が発足いたしましたところでございます。その中で市の現況として、今日までの行財政についての経過を御説明申し上げ、これらを踏まえて今回の行財政改革についての基本的な考え方を御説明を申し上げました。懇談会としては、今後の運営につきましている協議がなされました。懇談会の趣旨等についても、委員の忌たんのない御意見を出していただくという観点から、公開制はとらないということを決定いたしております。したがって、懇談会の意見等につきましては同様な理由から中間的な報告は行わず、懇談会として提言をいただき、その後、行財政改革大綱として推進本部で意思決定した段階において、議会並びに関係市民に対して御報告申し上げたいと存じている次第でございます。

議会とも相反する問題が出てきた場合どうか、という問題ですが、現在、私どもが考えております懇談会につきましては、委員各位よりそれぞれの立場から忌たんのない意見を述べていただきたい。また、求められる資料につきましては可能な限り提出いたしまして、提言としてそれぞれの意見を尊重する中、推進本部において行革大綱案として策定してまいりたいと考えております。しかし、この行革大綱を執行するに当たりましては当然、各種評議員会、議会及び関係住民団体等と十分お話を通じてまいりたいと考えております。

国との関係でございますが、過般来、議会におきましてもお答え申し上げておりますとおり、確かに国から一定の行政改革に対する指針が示されておりますが、和泉市は、和泉市としての自主的な立場で総合的に行政改革を進めてまいると申し上げております。そういう立場から取り組んでいきたいと考えております。

それから、検討項目の問題ですが、現在、行財政改革研究会という組織がございます。推進本部の下部組織としていろいろ専門的に調査、研究をいたしております。その内容につきましては、事務事業の見直し、定員管理の適正化など5つの部会をもって検討しております。これはあくまでも執行機関がみずから合理化できることを優先に検討を進めているところでございます。しかし、市民代表から成る懇談会では、上記の研究会で検討している項目以外についても、市民の立場から御意見、御提言をいただくものにつきましてはこれらを尊重して検討してまいりたい、このように考えるわけであります。

最後に、市民へのPRの問題でございますけれども、申すまでもなく、行政改革につきましては、真にその実効を上げるためには、全庁的な取り組み、また、市議会の御理解、御協力を賜ることは申すに及ばず、市民の方々の理解と協力のもとに推進を図ってまいらねばならないと考えております。したがって、大綱策定後におきましてはこれらを公表し、十分市民の御理解を得てまいりたい、このように考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○ 17番(西村慎太郎君) 再質問いたします。

行革関連についてであります。自治省からの通知についてはそのまま受け入れないで、市独自に考えていくということですが、特にその中の項目については、ほとんど自治省の分と一致しているという問題があります。

それと、もう1つの問題としては、自治省からも触れられている問題ですが、議員を入れない、また、懇談会や推進委員会、この場合推進委員会はないわけですが、推進委員会などの検討については、自治省の案の中にも非公開を原則とする、ということが通知文書の中で示されております。しかし、当市の場合はいろんな状況がありまして、予算編成の状況の中でも大変な財政問題が含まれてきておりますし、また、大きな問題としてわが党が従来から同和問題の見直しをするように、ということをご提言してまいりました。きょう、朝からの議会でも同和行政の一半の問題として、会館の使用問題なども取り上げてやってきたところであります。予算執行上の問題でも、部落解放同盟や地区協、その他個人給付の所得問題、団体補助金の見直しなど、多くの問題をはらんでいると思います。

今後、懇談会も何回か会合が行われていくと思いますが、その懇談会やいろんな機会でも和泉市の行革問題についての市民の声も出されているところであります。そういう問題についてどういうふうに検討され、そして、結論に導いていくのかという行政改革の進め方の問題につきましても、これをガラス張りにしていくことが、民主的な市政を行っていく上での大きな問題になってまいります。また、手数料や使用料など公共料金の問題につきましても、応分の負担を原則とするという予算執行上の問題につきましても、多くの市民の理解を得られるかどうか、こういうことが大きな問題となってくるところであります。

そういう点でぜひとも行革の問題につきましても、和泉市で行う場合はガラス張りの公開をしていただきたいということをご強く要望するとともに、1点、お聞きしたいんですが、学識経験者でお2人の方々が入っておられるようですが、この2人の方々の住所はどちらになっているのか、お知らせ願いたいと思います。この学識経験者も必ず入れるようにという自治省からの指導があるようですが、できれば地元の学識経験者であればいいわけでございます。地元の方々をどういうふうに参加させていくのかということについてもお答え願いたいと思います。

○ 市長公室企画室長(稲田順三君) お答え申し上げます。

当先生お2人の方々につきましては、兵庫県宝塚市でございます。

なお、御紹介申し上げておきますけれども、橋本先生、林先生につきましては過去53年、自主再建計画の段階及び中央丘陵開発における財政影響調査など、和泉市の行財政の実態について非常に御理解を賜っております。そういう過去の市との関係におきましても、十分和泉市

の実態について御理解を賜っている関係上、今回、入っていただいたという事情でございます。

- 17番（西村慎太郎君） これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 副議長（並河道雄君） ここで暫時休憩いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（午後2時30分休憩）

（午後3時07分再開）

- 議長（田中包治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番・穴瀬克己君。

（8番・穴瀬克己君登壇）

- 8番（穴瀬克己君） 質問の要旨を説明いたします。

まず最初に、道路計画についてであります。関西国際空港の事業化が表面化する中で南部大阪の発展が目目されている今日、道路整備等が急速に進められている中で、わが和泉市における関連道路の計画の見通しはどうか。また、中央丘陵の開発に伴い道路計画はどうなっているのか。都市計画道路全般の進捗状況をお伺ひいたしたいんですけれども、非常にたくさんありますので、近道並びに外環、それから泉山線、この3件に対する進捗状況を御説明願ひたいと思います。

次に、住宅施策についてであります。近年、和泉市の住宅状況も変わり、府営住宅、公団、一般開発も含め新しい都市景観ができてきつつあり、中央丘陵の開発も予定され新しい町づくりが進められる中で、府営住宅の建設、建て替え計画も発表され、具体的な推進が図られております。当市の市営住宅の状況は老朽化も著しく、木造住宅に至っては耐用年数もすでに経過している中で、本市公営住宅の抜本的住宅施策を立てるべきであります。短期、中期計画を立案して取り組まなければならないときにきているようにも思います。いままでにも住宅施策の基本的構想を立てるよう要望してまいりましたが、やっと住宅課が設置されたことは一定の評価はするが、具体策が示されていないがどのように考えているのか、御答弁をお願いいたします。

次に、公園管理についてであります。本市における都市計画公園は85カ所、現在、38カ所の開設、緑地1カ所、都市公園53カ所、そして、児童公園等があります。加えて、中央丘陵開発に伴い大規模な公園が市に移管されるのは目に見えている現在であります。一般開発による公園の移管についても数多く予想される中で、とりてい管理運営のできる機能は現在、ないようにも思います。そこで、第3セクターによる本格的な公園管理運営ができる体制を整え

なければならぬときに来ていると思いますが、具体的な御答弁をお願いしたい。

次に第4番目、いじめと体罰について。現代社会におけるいじめは、自殺者を出すなど陰湿ないじめが社会問題となっているが、文部省の調査を分析すると、罪悪感を持っていないこと、保護者が子供のいじめに無自覚であること、それにいじめに対する学校の認識に甘さがある。教師みずからがいじめに気づいた例が少なく、家庭からの通報で初めて表面化するケースが多いが、校内に学力に偏した競争的な雰囲気があったり、人間関係や秩序が乱れている、などの問題点を抱えておる学校での事例が目立つとあります。本市において、文部省による全国実態調査での調査内容並びに実態はどうであったか、お答え願いたい。

また、教師間には体罰を容認する傾向も根強く、いじめや登校拒否などは体罰と密接な関係にあると言われております。そこで、体罰に対する実態把握はどのような状態になっているのか、合わせて御答弁をいただきたいと思っております。

以上で趣旨説明を終わります。答弁のいかんによって再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長(田中包治君) 理事者答弁。

○ 都市整備部長(萩本啓介君) 道路計画につきまして、都市整備部萩本より御説明申し上げます。

まず、大阪外環状線でございますが、事業主体は大阪府でございます、本路線につきましては、高槻から泉佐野市に至ります7.3kmの広域幹線道路となっております、河内長野あるいは泉佐野に至る2.3kmが残事業区間となっております。昭和57年に国道170号に昇格した旧府道枚方富田林泉佐野市線のバイパスでございます。

和泉市域内における計画延長は約7.7kmございまして、福瀬町から岸和田市までの間6kmが本市の事業中の区間でございます。すでに御存知のように、若樫工区の1.7kmについては、昭和58年6月より暫定2車線で供用開始をしております。現時点では、府道父鬼と気線から岸和田にかけて約650mほどですが、改良工事が行われているという状況でございます。また、仏並町から福瀬町に至る部分につきましては現在、用地買収中でございます、約7割が買収済みであります。今後につきましては、空港のアクセス道路として非常に重要な道路でございますので、期成同盟等をつくりまして現在、国に働きかけているという状況でございます。また、大阪府といたしましても空港に間に合わせるよう、暫定2車線でもやっていたりということで、ともに働きかけをしております。

次に、近畿自動車道の関係でございますが、これは松原市から阪南町に至ります4.5kmほどの延長がございまして、御存知のとおり日本道路公団が施行しております。和泉市域の事業区間につきましては約7kmございまして、北池田の単独部の2.9km泉山線等との4者競合区で

は1.7km、それから、和泉中央丘陵の西部ブロックの競合区で2.5kmとなっております。

進捗状況の概要でございますが、いわゆる北池田の単独部につきましては用地買収が90%完了しておりまして、残る分につきましては、道路公団から防衛庁に対して土地の割譲申請を行っております。また、四者の競合部につきましては、住宅・都市整備公団といたしまして用地買収を進めておりまして、現在、唐国区間につきましては用地買収に入っておる状況でございます。

また、西部の競合部につきましては、現在、70%の用地買収を終わっておりまして、近畿自動車道につきましては、和泉市全体で言いますと約64%の用地買収になっておる状況でございます。

それから、泉州山手線でございますが、堺の境界から岸和田までの区間約3.5kmでございます。その進捗状況は、泉大津粉河線までの区間約900mについて現在、大阪府企業局が側道を工事しておる状況でございます。また、泉大津粉河線から槇尾川までの間につきましては56年3月、すでに用地を買収いたしておりまして、現在、大阪府で管理をいたしております。中央丘陵の部分につきましては用地買収済みでございますが、残るのは、先ほど申し上げました唐国区間でございまして、これにつきましては鋭意、用地買収に進んでいるところでございます。

以上でございます。

- 8番(穴瀬克己君) いまの近道と泉山線は、特に空港からみということでこの分だけの進捗状況をお伺いしたわけですが、非常に急ピッチで用地買収、遺跡調査等が行われているということを目のあたりにしますが、心配なのは、空港の開設と合わせて和泉市内における近道並びに泉山線がスムーズな形で工事が進められていくのかどうか。空港開設に合わせてどのように予想されているのかの点。

もう1つは、近道は稲葉インターだけで、近道に対する市内インターの取り付けの要望も出ておったように聞いておるわけですが、その辺の状況は変化しているのかどうか、お答え願いたいと思います。

- 都市整備部長(萩本啓介君) 先ほども申し上げておりますように、近畿自動車道の和泉市内につきましては市街地が多くございまして、あとの岸和田インターより南はかなり全線用地買収が進んでおりまして、一部工事にかかっております。近道のインターから和泉市の西部区域については、61年の早い時期に工事発注をしたいということで、部分的には非常に進展しておりますが、道路公団といたしましても、たとえば岸和田インターから貝塚インターあるいはそれ以外のインターということで、供用区間は供用区間でできるだけ早くしたいということ

を進めております。和泉市区域につきましては、特に唐国の市街地部分につきましては、できるだけスムーズに用地買収をしてつないでいくようにわれわれも努力していきたいと考えております。

それから、(仮称)和泉岸和田インターでございますが、これは光明池春木線という形で計画道路と接続するよう計画しております、そういった方向でこれからも用地買収に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、和泉市の中では、近畿自動車道にかかりますインターチェンジとか、いま、申し上げました(仮称)和泉岸和田インターですが、それ以外に請願ランプ等の問題があるわけでございまして、われわれもそういった面で種々検討しておりますが、今後、他の計画道路、たとえば池上下官線等の進捗状況ともいろいろ考え合わせまして、今後、陳情のあるいわゆる請願インターについては、鋭意検討してまいりたいという現在の状況でございます。

- 8番(穴瀬克己君) 特に和泉市内における請願ランプ取り付けにつきまして、用地買収がどんどん進んでいる中、特に近道についてはスピードアップしてなされていくのに請願ランプの方が遅れているのじゃないか。もっともっと和泉市にランプを設置するよにという要望に沿って取り組みがなされていかななくてはならないのに、工事だけがどんどん進んでいく。当然、ランプ取り付けとなると用地買収も変わってきますのでね。たしか市長の表明の中にも、何とんでも和泉市内に請願ランプを1カ所設けたい、という答弁があったように思いますので、もっと力強い姿勢で何とか市内にランプを設けていく方向で積極的な取り組みを要望しておきたい。

それから関連ですが、特に空港がらみでのそうした道路計画が積極的に推進が図られる中、和泉市の中心的な道路形態をなす岸和田南海線、この線の工事もかなり進んでまいりました。こういう中、中央線から磯之上山直線との関係はどのような進捗状況なのか。

また、中央線から阪本線までの計画どのようになっているのか。

また、中央線までにつなぐ黒鳥観音寺線、これも用地買収に入っているように聞いてますが、どのような進捗状況にあるのか。

それから、小栗街道からもう用地買収を済ませた13号線までの遺跡調査も終わりましたが、これの供用開始はどのような形で考えられているのか。

それから、13号線から第2阪和までの問題の拡幅の件ですが、これの考え方について御答弁願いたいと思います。都市整備部と建設部にまたがりますけど、よろしく願います。

- 都市整備部長(萩本啓介君) まず、大阪岸和田南海線の方からお答え申し上げます。

これにつきましては、高石市の境界から岸和田までの間、約6kmが都市計画道路となっております。

ります。この進捗状況につきましては、和泉中央線から和気町内の約700mにつきまして用地買収を終わっております。あと1件が残されておる状況でございます。60年度から改修工事に着手いたしまして、完成は61年度末という予定でございます。

それから、小田町の区域から岸和田市の都市計画道路磯之上山直線までの間につきましては、用地買収が92%完了しております。工事着手予定につきましては現在、未定でございます。それから、和泉中央線から泉大津阪本線まで約900mほどございますが、この事業につきましては現在、具体化しておりません。今後、大阪府に対して具体化に向け極力働きかけてみたい、かように考えております。

- 建設部次長（堀 宏行君） 御質問の黒鳥観音寺線の進捗状況ということでございますが、この道路につきましては、昭和60年から事業採択になりました。事業内容は、泉大津粉河線から和泉中央線に至る区間500mにつきましては現在、用地買収に鋭意努力しているところでございます。順調にいきますと昭和64年という計画は持っておりますが、これは計画でございますので、若干の御猶予をお願いしたいと思います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 引き続きまして、和泉中央線関係でございますが、光明池春木線から第2阪和に至る約7.1kmでございますが、和泉市といたしましては、背骨になる重要な道路でございます。この中で特に主要地方道の泉大津粉河線につきましては850mダブっているわけですが、この区間については、大阪府で事業化をお願いすることになっております。現在、小栗街道から泉南線までの間約180mにつきましては、本年度にそういったところにつきまして拡幅整備をお願いいたし、なお、引き続き61年度に国府小学校南側の整備をお願いする予定でございます。
- 8番（穴瀬克己君） 特に粉河線と市内道路の現在の進捗状況を聞きましたが、空港関連で周辺の外環並びに近道、泉山線のあたりが開発されると同時に、市内道路の中央線並びに粉河線の拡幅等が同時進行していかないと、和泉市の人の流れが大きく変わっていくことを懸念するのでお聞きしたわけです。特に精神的な形での空港がらみの開発が進む力関係では、市内に当初から都市計画道路として20数年間かかりながらの現在進捗状況でございます。こういった形の中で、和泉市としての全体の道路計画、道路整備を推進すべき骨子というか、道路形態とか人の流れというものを総合的に考えていかなければならないと思います。

というのは、中央丘陵の開発が進みますと、当然、丘陵内開発の中に道路が張り付いてきますから、これからの流れは下手の方の中央線から第2阪和までの間が10年後に完成しなければならないが、現状は非常に困難性を持っております。それでは、どういう道路形態になるのか。それは泉山線を使って泉北高速鉄道の方に抜けていかなければならないことになる。そう

すると、いままでの和泉市の住民がすべて堺の方向に流れていく。そうすると、和泉市の商工業の発展とか、和泉市の基盤というものが大きく変化していく傾向性、危険性があります。その意味で市内道路のルートというものを明確な形で、経済関係道路としても位置づけていかなければならないような気がいたします。いまのスピードアップから見ますと、特に中央線並びに岸南線、いまのところは中央線までが精いっぱい感じでしょう。中央線から堺に至るまでの間は至難な状況にあります。

こういふところから考えて見ますと、空港がらみではどんどん開発されるが、和泉市に取り残された計画道路はなかなか進まないということが頭に描かれてくる。そういう状況下において、和泉市の都市計画として和泉市の発展につながるような経済的発展も然り、また、住民の生活環境の整備について、住民から喜ばれるような道路建設の推進というものを図っていかなければならない。和泉市の大きな財産の問題になってくるわけですからね。そういった面で特に中央線から粉河線、第2阪和の拡幅に対して精力的な取り組みをお願いしたい。特に13号線から第2阪和までの間は商店が張り付いています。いまの用地買収だけでは実際のところ、問題が解決できそうにありません。立ち退きのための受け皿も考えなければなりません。駅前再開発ということも当然、同時に考えた施策をつくり上げていかなければならないと思います。

この辺について市長初め理事者は、いつも駅前再開発を考えている、という形の政策は打ち出してはありますが、具体的な施策というものが未だに明確にされていない現状であります。今回、特に国の方で国際空港関連施設の整備大綱というものがきょう、発表になりました。大阪府の計画の中にも和泉市の駅前再開発が取り上げられております。ところが、当該の和泉市では、1つも駅前再開発について検討がされておらず、具体的な方策というものが示されていない。これでは空港関連でどれだけ国の予算を引っ張り込んで和泉市をよくしようと思っても実現しない。

大阪府でも、和泉市の粉河線がらみの中で駅前再開発をしなければ道路拡幅は非常に無理だろうし、和泉市にとっても当然、この中央線というものが大動脈である中心的道路であるということから、大阪府も網を打っていただいているんだと思います。ところが当該する和泉市では、駅前再開発事業のアドバルーンを上げるだけで地域住民との話し合い等もなされていない、具体的な施策等も打ち出していない。こういう中、道路用地の買収もなかなかはかどらないという実態です。この点について、部長なり市長の方から基本的な考え方について再度、明確にさせていただきたいと思います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほど、和泉中央線の必要性につきまして、お答え申し上げ

たとおりでございます。特に第2阪和までの630mの区間は非常に大事でございます。道路施行者の大阪府に対して強く今後とも働きかけ、1日も早く道路状態として具体的に拡幅計画が進められるように努力してまいりたいと思います。御指摘のように、確かに商店がかなり張り付いてございまして、用地買収方式でいきましても非常に困難性がございまして、それも合わせて検討しなければならないと思います。

なお、駅前再開発事業につきましては、基本的な大きな事業でございまして、われわれ事務段階でいろいろ勉強するところでございます。今後、どういう形で駅前再開発をすべきかにつきましては、なお、いろいろと研究、勉強を重ねていきたいと思っております。

- 8番(穴瀬克己君) 空港の立地等による波及効果を受けて行われる地域整備、国の施策という受け皿ができたということは御存知ですか。
- 助役(坂口禮之助君) 私からお答えいたします。

新空港の立地に伴います国のそれによる地域整備大綱並びにその大綱を受けて大阪府の方で整備いたしております地域整備の要綱というものが本日、午後3時から府庁において正式に発表されることになってございます。たまたま本日は会議でございまして、担当の企画課長をそれに出向かせております。詳細な内容につきましてはまだ手元に届いておりません。しかし、議員さんから御指摘がございましたように、国の大綱の中におきましても、いわゆる外環状線あるいは近畿自動車道と歌山線、泉州山手線など、さらに、松尾山公園整備事業等も含まれております。さらにそれを受けて、大阪府が細部の大綱を策定されました本日、間もなく担当課長が帰って参ると思っておりますが、そういう受け皿が用意できたという認識は持っております。集中的に国の投資がこの大綱の中に盛り込まれるかどうかは、今後の予算の関係もあるかと思っておりますが、確かに1つの大阪府南部整備に対する基本的な国の考え方というものが明らかにされたわけでございまして、われわれとしても、地域整備を促進するために非常に喜ばしいことであると受けとめております。

- 8番(穴瀬克己君) そういった形の受け皿ができ、大阪府も強力な推進方を図るような状況だと伺っておりますが、問題は、地元の和泉市であります。和泉市がどれだけこの行政的熱意を持ち、それと、住民のコンセンサスをどう得ていくか。このときだからこそ、駅前再開発を大々的に推し進められると思います。そういった意味で単なる構想だけでなく、もっともっと具体的な立案をし、そして、進めていくという方向づけを強く要望しておきます。

次の住宅政策についてお願いいたします。

- 建設部次長(堀 宏行君) 御質問の2点目、住宅建設につきまして、建設部次長堀からお答えいたします。

本市の一般市営住宅は個所にして15カ所、戸数にして442戸、このうち木造住宅が約7割、中層住宅が3割でございます。これらの木造住宅につきましては御指摘のとおり、昭和20年代後半から30年代前半にかけて建てられたものが非常に多く、そのため老朽化が進んでいるのは事実でございます。私ども担当課におきましても、数年前から建て替え計画の素案をもちまして、府、国等関係機関へも話し合いを進めてまいりましたが、その第1歩といたしまして今回、後ほど御審議いただく補正予算で建て替え計画のための調査費を計上させていただいております。この調査をもとに来年度以降、さらに調査、研究を進めまして、住宅建て替えのための中長期計画を推し進めたいと存じます。また、この調査の中で市議会先生方の御助力、御相談等もお願いする点多々あるかと思います、その説はよろしくお願ひいたします。

- 8番(穴瀬克己君) 3年前から検討しているというが、住宅課ができたことは評価はしています。しかし、60年3月に和泉市総合計画が出されましたが、当然3年前だから、この中に市営住宅の基本的な施策等が織り込まれておらなければならない。市営住宅の整備については、老朽化した木造住宅は現入居者の協力を得ながら中高層住宅に建て替えを進め、住宅困窮者に質の高い住宅を供給する――、これだけです。何戸の木造住宅を何年で中高層化していくのか、全然具体性がない。10年間でやりますのか。これは余り言いたくないが、総合計画は割合はつとやうに言うけれども、具体的な対応というものが1つも入ってない。特に住宅なんかそうですね。

これは大阪市のものですが、それにはいまの住宅問題に対する動向や状況をきちんと課題として上げてます。それから、方針として整備構想も上げてます。そして、主な住宅については、福祉住宅はどうか、障害者向けにはどうするとか、こういうのがあって初めて住宅施策と言えるんですよ。「老朽化したものを建て替える」というだけでは住宅施策なんてものではあらへん。いまの中央丘陵が開発され、今後、13万、17万、20万人都市を目指す和泉市をつくり上げていくわけでしょ。そういうとき、耐用年数もとくに過ぎた木造住宅がたくさんある。他方、改良住宅はどんどん建てており、一般の開発でもどんどん新しい状況が出てきています。

本来の和泉市の市営住宅について、基本的な住宅施策の柱をピンッと打ち立てながら、和泉市全体の町並み構想、市営住宅だけでなく全体の住宅構想、美観等も含めて決めていかなければならないと思います。こういうことが1つもなされていない。余りにも貧弱過ぎると思う。住みよい、住みたくなる町、生涯和泉市で暮らしたいという和泉市をつくっていくためには、本当に具体的な施策というものがないと、最後には大変なことになっちゃうと思う。言うこと

は何卒広げてくてもええが、畳むところはきちんと畳んでいく体制をとらないとしまいは
スタスタになる。その意味で住宅の総合計画を打ち立てるべきです。

先ほど中長期的なこと、また補正で取り組むということもおっしゃいましたが、そういう調
査費が幾らか聞いてませんが、実態調査するぐらいで本来の住宅施策は打ち立てられない。よ
そでやっているのを見ても、和泉市では1億ぐらいのカネがかかるそうです。施策立案に向け
ての調査、コンサルタントに依頼して実施計画に至るまでね。この際、住宅施策の抜本的な考
え方につきまして、市長からも答弁をいただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 穴瀬議員さんの御質問にお答え申し上げます。

御指摘いろいろいただきましたが、ごもっともでございます。総合計画、マスタープランを
打ち立てる場合、昭和70年を想定いたしてでございます。非常に大風呂敷を広げているようで
ございますけれども、和泉市のあるべき姿というもののビジョン、目標あるいはマスタープラン
として、各界のお知恵を拝借しながら御議決いただいたという段階でございます。これを単
年度、単年度にそれぞれの分野において総合的なものを考えながら具体化を図り、年度、年度
で対応していくのがこれからの課題であるわけでございまして、議員さんのお説ごもっともで
ございます。1例として、木造住宅の老朽化問題につきまして、おくらばせながら補正予算に
計上させていただき、いよいよこれから本格的に取り組んでまいり所存でございます。御存知
のとおり10カ年計画でございますので、単年度、単年度に積み重ねて対応してまいりたい、
このように考えております。

ただ御案内のとおり、住宅の建て替えは、居住されております住民の皆さんの御同意が必要
になります。この辺も非常に着手の段階でむずかしい問題をはらんでおります。やはりコンセ
ンサスを得ながら進めさせていただかなければならない課題もございまして。また、府営住宅、
大阪市営住宅等とは違いまして、本市の場合戸数も立地条件もいろいろございまして、その中
でどのように老朽化を考えながら建て替えるか、住宅困窮者の方々により多く入居していただ
くこととなりますとやはり中高層になるわけで、そういう面も含めまして立地条件等も考えて
いかななくてはならない。こうした点もわきまえながら調査を進め、意欲的に中長期計画を立て
ながら市営住宅の建て替えに向かってまいりたい、このように存じておりますので、今後とも
ひとつよろしく御協力を相賜りたいと存じます。

- 8番（穴瀬克己君） 市長は単年度、単年度でやっていく、と言われたが、住宅高層化とか
基本的な施策は、単年度でできるような事業ではないですよ。10年、20年、50年後を見
据えて基本構想を打ち立てながら単年度でやっていくことです。単年度、単年度と言うが、基
本的には何ができてますか、できてるんなら出してくださいよ。何もできてない。私が言いた

いは、そんなことでは結局、前の10年の基本構想と一緒になってしまう。もっともっと市全体の具体的な住宅施策というものを確立し取り組まないと、これから和泉中央丘陵が大きく発展し、明るいきざしの見えてきた和泉市が、それこそまた10年後には同じようなことでやらなければならない。結局は何もできなかったということだね。

だから、単年度、単年度で当然、この10年の中で具体的な施策として取り組みながら、そして、当年度でどこまで進捗するか、どこまで調査ができるのかという体制で進まなければならない。市長、そののところがちゃんと踏まえてやってくれなければ、単年度、単年度でこんな大きなビジョンはできるわけがない。その辺のところは十分発言に気をつけていただきたい。住宅問題につきましては、もっと抜本的な施策を打ち立てて取り組まないと今後大きな問題を残しますので、特に強く要望しておきます。

次に、公園管理についてお願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 次の答弁。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 公園管理について都市整備部次長三井からお答えいたします。

御承知のごとく、本年4月1日の機構改革によりまして、都市整備部に新しく公園課が設置されました。課長以下非常勤嘱託員2名を含め9名の職員で、現在、開設されております市内の都市公園並びに宅地開発指導要綱により設置されました公園など92カ所、面積にして51ヘクタールの公園の維持管理等、公園整備の補助事業、宅地開発に伴う公園整備の委託事業などに取り組んでおります。特に宅地開発指導要綱により設置された公園は比較的小規模であり、地域住民の自主的な管理を自治会等に委託するとともに、市職員の定期的なパトロールを含めまして、自治会役員等とも連絡を密にして運営しているのが実態でございます。

また、今後の公園管理体制につきましては議員さん御指摘のように、中央丘陵開発に伴い約29ヘクタールの都市公園が新設され、また、旧市街地の公園も徐々にではありますが、整備拡充を図っているのが現状でございます。これらを踏まえまして将来の公園管理体制につきましては、昨年度、策定されました和泉市の基本計画にも示されておりますように、公園管理協会の設立など先進都市の実態等も研究いたしまして、取り組む準備を企画室も含め検討中でございますので、よろしく御理解賜りたくお願いいたします。

以上でございます。

○ 8番（穴瀬克己君） 昨日、本市の公園実態の状況を調べて参りましたが、広大な面積であります。当然、いままでも公園課がなかったのが設置されたことは評価をしておるわけですが、実際の管理運営は、現状の体制では不可能だとだれにもわかる状況かと思えます。余りにも広

大であり、かつ小さいものから大きいものまで種々さまざまの中での、公園の管理体制は非常にむずかしいだろうと思うんです。昨日、中央丘陵のからみで多摩丘陵の方に視察に行ってきましたが、多摩丘陵の開発に伴って大きなりっぱな公園がいっぱいできておりましたが、市の委託など問題もたくさんあるとお聞きしました。

恐らく中央丘陵ができ上がると、その分の公園が和泉市の公園課に移管され、管理をしなければならぬと思います。当然、緑をつくること、計画としては、1人当たり何㎡という形の中で緑地を確保する構想があるかと思いますが。こういった中での管理運営というものが非常に大事になってまいります。放っとけば、それこそ皆の触れ合いの場、コミュニティの場としてなくてはならない公園が公害を生み出し、市民が寄りつかなくなる。こういった実態があちこちにあるわけです。

今回、市制30周年ということで黒鳥山公園に特に力を入れられ、大々的に整備された積極的、意欲的な取り組みに対しては高く評価するわけですが、先ほど答弁があったように、管理体制が整備されている状況のようにも聞いておりますが、これも具体的にどのような形で第3セクター並びに市民も巻き込んだ中で管理体制を数こうとしているのか、具体的構想を立案されているのかどうか、御答弁を願いたいと思います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 公園の管理体制でございますが、次長も申し上げましたように、現在では維持に当たる職員数も限られておまして、一部非常勤あるいはシルバー人材等の活用でやっておりますでございます。具体的にどういった形の協会をつくっていくかにつきましては現在、まだ検討中でございます。ただ、いままで和泉市には公共施設管理公社というものができておりますが、この中に公園管理を入れていくかどうかにつきましては非常にむずかしい面もございますので、恐らく現在の管理公社の中に入れるのではなく、別の形で検討を加えていく方がむしろ適当ではないかということで、いま、事務局段階で研究しております。

○ 8番（穴瀬克己君） 公園管理につきましては、単に管理公社ができたからそこにばっと振るという形じゃなく、都市公園についてはどんな管理運営体制が必要か、また、近隣公園についてはどのような管理方式にするか、こうした公園課として、和泉市の公園に対してはどのような管理体制を敷かないと安全でかつ市民の憩いの場として使っていただけないか、というような管理運営体制というものきちんとして作り上げた上で委託しなければ、どんな管理をされるかわかりません。ひとつ具体的な公園の管理運営方法というものを検討していただきたい。

そうでないと、いまの管理公社や幾ら第3セクターをつくり人間だけふやして管理せよ、というだけではどうにもならない。どういふローテーションで防虫をするか、せん定をするか、

肥料をやるか、こういうものをきちんとつくり上げた上で第3セクターに移管しなければならない。ところが、現存ではまだ整備されてないと思う。もっと積極的な姿勢、具体的に以前からも答弁をいただいたと思いますが、第3セクターによる方向づけを検討したい、という答弁をいただきましたが、そういう中身をもっともっと詰めた具体的な施策というものをつくり上げていっていただきたい。このことを強く要望しておきます。

それと、中央丘陵と関連して情報がどんどん入り、新たに周辺のミニ開発が進むと思います。当然、公園用地として確保させて市に移管する形になりますね。こういうものもどんどんふえていきます。その問題については、たとえば三井団地内の公園が14カ所、これはそれぞれ猫の額みたいなところも皆公園になると。こんなものを引き取って地域住民の憩いの場である公園として有効に確保されてあるのかどうか。単に面積だけ都合つけたらええ。裏でカネぐっすりもろうてカネだけで処理したんか知らんけど、後でだれが困るか、地域の皆さん方が困るんです。ああいう大規模開発をやりながらヘタ地ばかり残していった。どんな経過があったのか、当時のことがわかる人がいたら答弁願いたい。

- 都市整備部次長（三井義秋君） ただいま御指摘の観音寺団地の公園の問題でございますが、昭和42年に三井不動産が約42ヘクタールの宅地開発を施工したものでございます。当時は、市において現在のような宅地開発指導要綱がございませんでした、旧宅造法による公園緑地面積3%の確保が法的な指導でございました。その結果、あのような御指摘の公園となったものでございまして、本市ではこれらの実態を踏まえまして、昭和49年に宅地開発指導要綱を定め、その後53年に見直しを行っております。要綱の制定後は、道路、公園など一定の基準を定めまして指導に当たっているのが現状でございますので、よろしく御理解を賜りたくお願いいたします。
- 8番（穴瀬克己君） 当時の指導要綱ではそれでいけたかもしれませんが、余りにもわれわれ行政をあずかる立場として、こういう形の中で開発がどんどん進んでいくと、そのときはいいですが、10年20年、30年たつ中で、その地域にあって、本来、それだけの人口を抱える集落の中に公園が張り付けられないという現実的な問題を抱えている。危険個所の公園ばかりです。特に観音寺遺跡公園につきましては、数年前から何度も指摘してまいりました。これに対してどのように修復し、どのような管理にするのか、議会でたびたび指摘してまいりました。ところが、未だに何ら対策を講じていない。この所管は公園課ですか、社会教育のどちらですか。答弁をお願いいたします。
- 都市整備部次長（三井義秋君） 観音寺遺跡公園の管理主体について御説明いたします。観音寺遺跡公園につきましては、先ほど申し上げました三井不動産の開発によって、開発地

域に約100戸の縦穴住居がございまして、その一部を当時の遺跡公園として当地に復元住宅を建立したものでございます。復元住宅は失火により焼失いたしました。その建っている時点では、教育委員会において当公園の草刈り等を含め管理いたしておりましたが、焼失後は管理が不十分であり、本年に入りまして地元より草刈りの要望がありましたので、公園課と教育委員会で協議いたしまして当面、公園課において草刈り、樹木のせん定等を行いましたところ、槇尾川沿いに危険な場所が多少ございましたので、応急的に鉄線を張り立ち入り禁止の表示をしたものでございます。今後の管理主体並びに危険個所の措置につきましては、教育委員会と十分協議して対応してまいりたいと存じますので、よろしく願います。

- 8番(穴瀬克己君) この遺跡の管理主体はどこですか。
- 社会教育部長(松村吉堯君) 遺跡の問題につきまして、社会教育部長松村からお答えいたします。

御指摘の三井の11号公園を含めまして、遺跡を包含した公園というものが、いま、私どもが把握している中で9カ所ございます。先ほども都市整備部次長がお答え申し上げましたとおり、この11号公園の縦穴住居の跡につきまして、その上に当時のものを推定した復元という事で43年に建てましたが、52年1月17日に惜しくも焼失いたしました。その後、その跡地につきましては砂等で埋めまして、遺跡そのものを埋設した状態で保存しておるといこととでございます。そうした一般的な埋め立て保存をしております公園の遺跡につきましては、一般公園という形の中で管理をお願いするという事でいままでまいりましたけれども、都市整備部次長がお答えいたしましたように、これらの部分につきましても十分に協議をいたしまして、公園管理というものに支障を来たさないようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

- 8番(穴瀬克己君) 遺跡を管理しているのはどこや、と聞いている。
- 社会教育部長(松村吉堯君) 教育委員会でございます。
- 8番(穴瀬克己君) この遺跡調査のために近道であれ、外環であれ、中央線であれ、文化庁から莫大なカネが出てやっております。これは歴史的遺産を後世に残し、現況をわれわれが引き継ぐためにやっているわけなんです。それをこの遺跡は放ったらかしじゃないの。縦穴住居は焼けたままじゃないですか。何回指摘してるの。このカネも一般会計に放り込んだままやしね。それを指摘してもひとつも直してなく放置したままである。いま、公園課で草を刈ってもろうたというが、この遺跡公園の状況につきましては、「観音寺遺跡跡」というりっぱな碑が建ってます。その入り口には「ここから入ってはいけません」となってます。その奥へ入ったら、うちのコミセンの高さよりも深い絶壁です。これが公園として存続してあると言えます

か。もっと指摘したことに對して真剣に考えなあかんぜ。現地を見たことがあるのか、答弁。

- 社会教育部長（松村吉堯君） 従前から御指摘いただいているところでございますが、復元につきましては、当時もいろいろ議論があったところでございますが、経費面あるいは材料面などで先ほども御答弁申し上げましたように、その部分に埋設した現状保存という形にさせていただいております。たまたま、後ろが絶壁ということで非常に危険な状態のままで放置しておくことにつきましては、まことに申しわけないと存じますが、早急にその整備につきまして公園課と協議し、対策を講じてまいりたいと思います。

- 8番（穴瀬克己君） 危険でなかったら何回も言わないですよ。そして、大事な文化財でなければね。単なる公園の草刈りやったら一定の時期まで待たなければしょうがない。毎日刈ってるわけにいかんという事はわかります。しかし、ここはそうじゃない。そのために社会教育部があるんじゃないですか。きっちりした体制を敷いてるんじゃないですか。社会教育部が文化財の保存に力を入れなくてどこが保存するのか。もっと性根を入れて原課で対応をしなければ、和泉市の文化なんてメタメタになってしまうよ。どんな小さなことでも、それが全体に同じような感覚になっていってるのが現状やないですか。

早急に現地を見て来なさい。あの現状がどんなに危険か見て来なさいよ。単なる傾斜と違いまっせ。逆でっせ。うちのコミセンの高さよりも深い傾斜ですよ。大人でも足元がすくみますわ。もっと完ぺきなまでの安全対策を講じてください。特に前消防長ですからよくわかっているはずですよ。すごく危険な個所です。単なる杭だけじゃなく、完ぺきなまでの安全対策を講じないと後で大問題になりますよ。きちんとした体制で臨まれることを要望しておきます。

次に、黒鳥山公園の整備状況についてですが、表側のメインのところは大変よくなりましたが、全体の排水体制が黒鳥山公園にはできてない。合わせて管理につきましてもね。公園の管理というよりは整備の中で、あれだけ大々的な公園をつくっていく中で、排水整備というものも具体的な形で用水量の関係も出していただきたい、と思います。特に企業局からいただいた分についてはきちんとした排水体制を敷いてますが、いま、どんどん拡大している黒鳥山公園なんかは、排水整備のない中でやってきますから、今後、下の住民との間で大きな問題やトラブルが起これると思いますので、排水整備等をきちんとした上で公園整備計画等を図っていただきたい。このことを強く要望しておきます。

- 議長（田中包治君） 次。

- 指導部長（崎山 繁君） いじめの実態につきまして、指導部崎山がお答えいたします。

いじめと体罰についての和泉市の実態ということでございますが、先に文部省からいじめに対する指導の徹底と6項目にわたります実態調査がございました。その集計からお答えしたい

と思います。

まず、本市におけるいじめの実態はどうか、ということでございます。学校が把握した件数は、小学校4件、中学校が3件でございます。

それから、いじめの対応、いじめの内容はどうか、ということでございます。言葉での脅かしが1件、持ち物のかっぱらいが1件、冷やかしが1件、仲間はずれ3件、暴力を振るう1件。中学校では、集団による無視が1件、たかり（恐喝）が1件、障害を持った子供へのからかいが1件ということでございます。

それから、いじめをどのようにして知ったか、という御質問でございますが、担任教師の発見が1件、子供から訴えられたものが2件、保護者から訴えられたものが3件ということでございます。

それから、どのような措置がとられているか、ということにつきましては、直接の指導の本身でございますので、いまのお答えには省略させていただきます。

それから、保護者や児童、生徒から教師による体罰ではないかと問題にされ学校で調査した事件は何件あったか、ということでございますが、本年度は、中学校から1件の報告がございました。

以上が、本市における文部省の調査集計による実態でございます。

○ 8番（穴瀬克己君） この調査表は「3」とありますが、「1」、「2」はどういうものですか。

○ 指導部長（崎山 繁君） まず、「2」につきましては、当市教育委員会あての調査でございまして、指導の内容とか、今後の対策といったことが問われております。

それから、「1」につきましては、県立、府立の学校等に対する質問でございまして、うちには参っておりません。

○ 8番（穴瀬克己） 本当にこの数字であれば問題はないと思うわけです。特にいまのいじめとか体罰とか、青少年の非行化の問題は、調査では表に出てこない。ところが実態としては、中学校内でシンナー遊びをしている子供が1人もいない学校はない。ましてや、いじめとか、体罰がないなんて学校はない。これは和泉市ですよ。これは先生方も担当者も、自分たちのダイレクトな活動の中で知ってることやと思う。ところが、調査では出てこない。このような教育委員会の体質の中で先生方の体罰の傾向性が子供たちに影響し、陰湿ないじめの体質となっていると思う。これは1つは、そういう連係的な流れの中で、弁護士さんとか、いろんな形で緊急資料として上がっているんですけどね。確かにいまの教育のあり方は、非常に憂うべき実態にあると思います。これは和泉市だけではなく全国民として問題になっています。これは

毎日のごとく、昨日の新聞でも、若い先生がほとんど体罰に頼り、70%が体罰でけがをしているという、過去10年間の文部省の調査です。第1面に皆載っていました。「若手に多い体罰教師」ということで、子供のいじめから自殺問題等、それが何を原因として起こってきているか、ということでのいろいろ分析、調査をしております。

そういう意味で、和泉市は「3」と「4」しか出てきてないからというのではなく、もっとその実態をつかんでもらいたい。もっと伸び伸びと先生と子供、そして先生と父兄、子供と父兄という本来の人間教育の場としての教育環境をつくっていただきたい。そのためには、やはり現実を直視しなければならないと思うんです。非常にむずかしい問題ですが、先生方も認識してはと思うんです。1つは、臨教審の中で5つの対策の指摘もしておりますが、具体的にもっと1つずつ掘り下げ、わが和泉市の小学校、中学校についてどう対処すべきか、特に指導部の体制の中で検討を願いたいと思うんです。

こういういじめ、体罰というのは日常茶飯事でやってます。竹刀で叩くとか、ピンタなんて一般的です。男子を裸にして背中を平手で叩く。手のみみじの形がつく。両耳を上引張る。顔をつかんで上へ上げるのが「東京タワー」、うまいこと名前を付けてます。バリカンで頭をトラ刈りにするなど、いろいろ先生方が体罰を現実的にやってます。この間、テレビでもやりました。おくれて来たやつとか、服装が乱れているやつとかを校門の前で大衆の面前で正座させるなどの体罰です。和泉市内でも現実にあります。

こういういじめや体罰がいいか、悪いかの論議ではなく、社会の中核になっていく青少年の健全な育成を阻む憂うべき教育状況にあることを先生方も意識し、いろいろ認識されております。特に教育部局といたしましては、その辺の現実の対応策について明確なものを持っているのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○ 指導部長(崎山 繁君) 対応策でございますが、まず、いじめにつきましては先ほど御指摘がありましたように、学校長を中心にした全教職員がいじめの行為あるいは体罰について、問題の重大さに気づいていない部分があるかと思えます。その辺の改革からまず始めなければならぬということをごさまして、まず、それぞれの学校でのいじめや体罰に対する共通理解を持ってもらいたい。そして、いじめにつきましては早期発見、体罰は絶対に許さないといい決意を持っていただかなければだめだということ指導に回っているわけです。

それから、先ほど重大さに気づかないということと同時に、対応についての研修ができておりません。それにつきましては、教育委員会の方でも少し具体的になりますが、来春早々、従来は管理職や生徒指導主事を中心に行ってききたいじめ、体罰についての研修会を、全教員を対象に行う計画を立てております。

それからもう1つは、いじめや体罰はなかなか見つからないというものでございます。しかし、保護者あるいは児童の中で、悩んでいる多くの子供をきっちり受けとめるための相談体制を各学校につくるとともに、これは教育委員会においてもつくらなければならないということで目下、検討中でございます、早急に対応していく所存であります。

○ 8番(穴瀬克己君) 非常にむずかしい問題でございます。1つは、特にたてまえ論ばかりが先行するような体制だと思います。本音で先生方と子供たち、また、先生同士もそうですが、本音で現状について協議し、本来の教育のあり方というものを、決意を含めて話し合いができる場づくりを検討願いたい、このように思います。特に教育関係部局だけにその問題を課するのではなく、行政全般として、恐らくマスコミ、報道機関のいろんな形での協力も必要になってくると思いますが、行政全般として青少年の健全育成について、具体的な対応策を持って努力されんことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○ 議長(田中包治君) 以上をもちまして、一般質問は予定より早く終了いたしました。議員各位の御協力、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

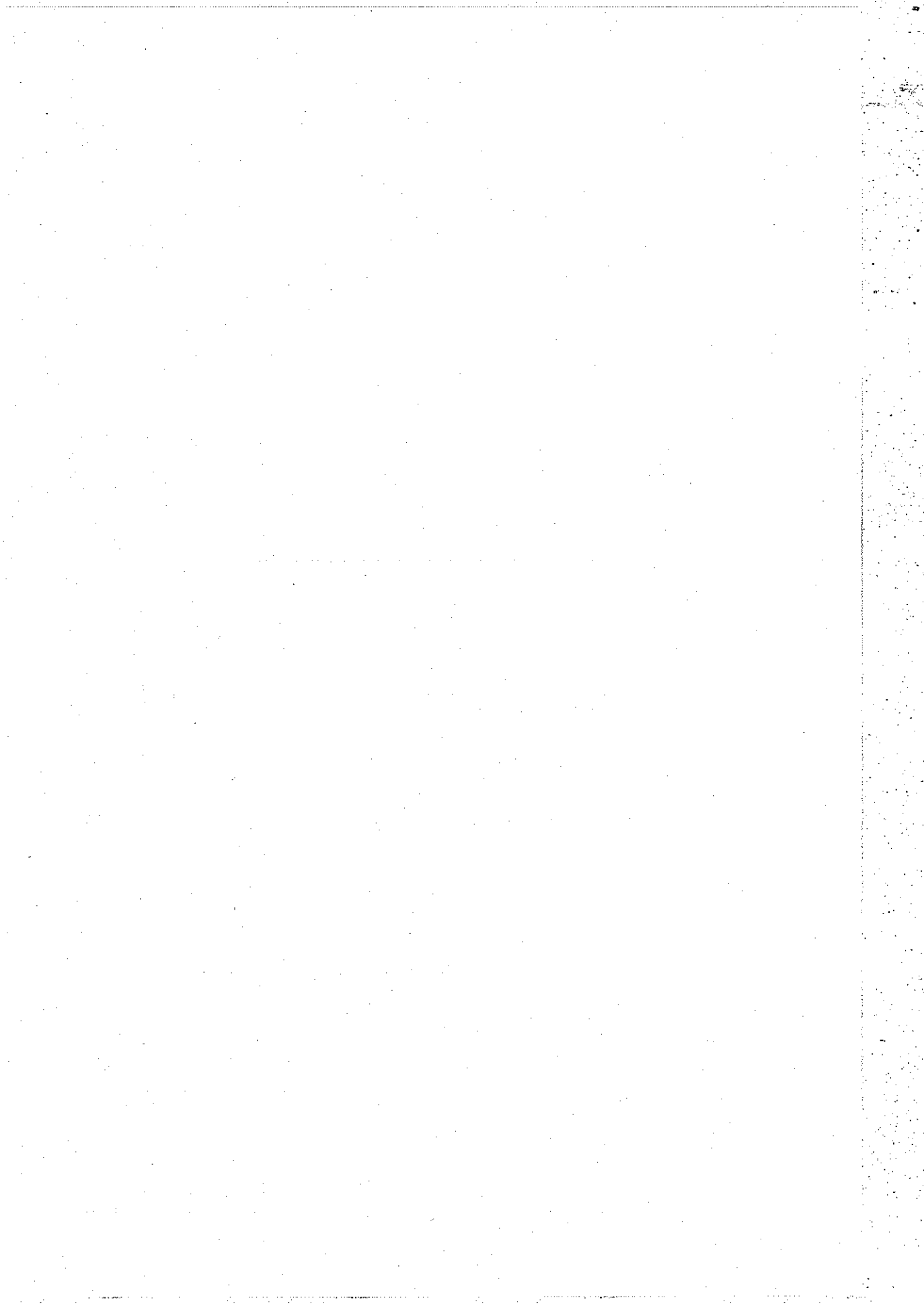
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、議会運営委員会で御了承を得ておりますので日程を繰り上げ、明日は議案審議を行いたいと思いますので、定刻御参集を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうも御苦勞さまでございました。

(午後4時22分散会)

最 終 日



昭和60年12月11日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
収入役	役	坂口禮之助	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室長	役	中塚白	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	長	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室企画室長	長	神藤恒治	産業部長	逢野一郎
市長公室次長兼人事課長事務取扱	長	稲田順三	産業部次長	中上好美
秘書課長	長	森利治	市民生活部長	青木孝之助
総務部長	長	井阪和充	市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱	原美助
総務部理事	長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
財政課長	長	大塚孝之	建設部理事	兼子実
同和对策部長	長	阪豊光	建設部次長	堀宏行
	長	橋本昭夫	建設部次長兼下水道課長事務取扱	山崎琢磨

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教 育 長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
病 院 長	竹林 淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会 計 課 長	赤田儔信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	角谷泰夫	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長	高官武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事 土地開発公社事務取扱	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参 事	河原茂隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和60年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和60年6月分)	P. 1
2	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年6月分)	P. 12
3	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年6月分)	P. 18
4	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和60年7月分)	P. 23
5	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年7月分)	P. 34
6	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年7月分)	P. 40
7	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和60年8月分)	P. 45
8	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年8月分)	P. 56
9	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年8月分)	P. 62
10	認定 第1号	昭和59年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
11	認定 第2号	昭和59年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
12	認定 第3号	昭和59年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
13	議会議案 第14号	決算審査特別委員会設置について	別紙
14	議会議案 第15号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
15	議案 第63号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
16	議案 第64号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 10
17	議案 第65号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	P. 14
18	議案 第66号	市道の路線認定について (寺門町2号線ほか16路線)	P. 17
19	議案 第67号	市道の路線認定について (上町4号線ほか8路線)	P. 22
20	議案 第68号	市道路線の廃止及び認定について(上伯太線)	P. 24
21	議案 第69号	財産取得について (和泉市立光明台中学校校舎ほか)	P. 26
22	議案 第70号	財産取得について (和泉市立光明台南小学校校舎)	P. 28
23	議案 第71号	工事請負契約締結について ((仮称) 山手団地5棟及び7棟建設工事)	P. 30
24	議案 第72号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 32
25	議案 第73号	昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	P. 37
26	議案 第74号	昭和60年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	P. 59
27	議案 第75号	昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	P. 65
28	請願 第2号	市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願	別紙

日程	種別及び番号	件名	摘要
29	議会議案 第16号	委員会委員の辞任について	別紙
30	議会議案 第17号	委員会委員の選任について	別紙

(午前10時10分開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。議員の皆さんには連日御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

- 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。



- 議長(田中包治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

- 議長(田中包治君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1から日程第9までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年10月25日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年10月25日
2. 検査の対象 昭和60年6月分の出納状況
3. 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年10月25日

監査委員 久光 喜多男
同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年10月25日
2. 検査の対象 昭和60年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第34号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年10月25日

監査委員 久光 喜多男
同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年10月25日
2. 検査の対象 昭和60年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第35号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年11月28日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年11月28日
2. 検査の対象 昭和60年7月分の出納状況
3. 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役扱の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第36号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年11月28日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年11月28日
2. 検査の対象 昭和60年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第37号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年11月28日

監査委員 久光喜多男
同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年11月28日
2. 検査の対照 昭和60年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第38号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により昭和60年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年11月28日

監査委員 久光喜多男
同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年11月28日
2. 検査の対象 昭和60年8月分の出納状況
3. 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第39号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年11月28日

監査委員 久光 喜多男
同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年11月28日
2. 検査の対象 昭和60年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第40号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第23条の2第1項の規定により、昭和60年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年11月28日

監査委員 久光 喜多男
同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年11月28日
2. 検査の対象 昭和60年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第32号から第40号までの報告を終わります。

-
- 議長（田中包治君） 日程第10「昭和59年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第11「昭和59年度和泉市病院事業会計決算認定について」は、去る10月第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりますので、これを一括議題といたします。

本件につきましては、その審査も終わっておりますので、審議の経過並びに結果の報告を決算委員長からお願いいたします。

（決算審査特別委員長登壇、報告）

- 決算審査特別委員長（柳瀬美樹君） 去る10月に開会されました第3回定例会において、昭和59年度和泉市水道事業会計決算並びに昭和59年度和泉市病院事業会計決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る12月2日、委員会を開き、市長、助役を初め関係部課長の出席を求めて慎重審議を行いました。その経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案の際説明されていることから、水道事業会計の収入支出一括して直ちに審議に入りました。

まず、水道事業収益中特別利益の補正予算額について4億9,149万円の大幅な減額を行っているが、この理由は何か。さらに池上浄水場跡の資料館建設計画用地の現況はどうか、等の質問に対しては、まず、その減額理由については、当初、旧池上浄水場跡地を一般競争入札により処分を予定していたところ、たまたま大阪府教育委員会から資料館建設用地として取得したい旨申し入れがあり、処分留保の上、年度末において減額措置したものである、との答弁がありました。また、当該物件の譲渡処分の交渉経過については、昭和61年度府予算において

計上していただくよう、目下、強力な運動を展開している、旨の答弁がありました。

次に、かねてから福祉料金の要望をしているが、水道部としてどの程度検討を行っているのか。これと関連して基本料金8トン700円が基礎となっているが、8トン以下の世帯はどのくらいあるのか。また、基本料金の原価算出基礎はどうなっているのか、等の質問があり、これに対しては、福祉料金の導入問題についてはかねてから要望のあるところであるが、今後、対象範囲、財源等諸般の情勢を勘案しながら取り組んでまいりたい、との答弁がありました。

また、基本料金8トン以下の世帯は現在7,164世帯であり、基本料金算定の原価としては、現実の8トン当たり700円は準備料金体系の中で、蛇口から24時間サッと水が出るための施設コストとしての所要の額であり、政策的な料金である、旨の答弁がありました。

さらに、老朽管の実態についてどの程度把握しているのか。また、最大稼働率が現在、78%であるが、今後、中央丘陵開発計画と関連してこの推移の見通しはどうか、との質問があり、現在、配水管総延長については36万1,500mあり、このうち石綿管を含め老朽管は5万mであるが、今後、年次計画的に布設替えを行い、昭和62年までに1万500mを予定している、との答弁がありました。

また、最大稼働率の問題については、本市の立地条件から面積、高低差、集落の連たん状況等から見て、配水管効率との関連できわめて効率が悪く府下最下位となっているが、今後、人口増に伴って過去の先行投資が回収され、経営効率の向上が期待される、との答弁がありました。

これに対して、今後の開発計画に即応した綿密な施設や資金計画、さらに、配水管布設計画についても、全体的に整合性ある計画を樹立するよう要望がありました。

最後に、総括して福祉料金の早期導入についての強い要望をもって審査を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

引き続き、病院事業会計の収入支出一括して審査に入り、まず昨年10月、健康保険本人1割負担実施に伴う市立病院の影響はどうか。外来患者の駐車場スペースと今後の見通しはどうか。入院患者の減少や収益比率が悪化してきているが、この原因は何か。また、救急医療体制について市立病院はどう考えているか、等との質問があり、これに対し、昨年10月、健康保険本人1割負担実施に伴う影響については、外来患者で社会保険本人について一時的に減少はあったが、1月より平年並みとなった、との答弁があり、また、駐車場の現状については、59年度10区画を増設し55台になり、区画外20台を合わせると75台あり、今後、管理の強化と効率的な運用を図っていきたい、との答弁がありました。

また、入院患者数の減少については、診療日数の関係及び多様化する疾病構造の変化等により減少したものである、旨の答弁がありました。

また、収益比率の減少については、昭和56年から本年3月までの間、過去4回にわたり薬価基準の大幅な引き下げを行い、そのため収益減となったものであり、救急医療については、現行体制の中で診療可能な範囲内において応じているが、今後、医療従事職員の配置体制及び財政面、広域行政面等からも深く検討してまいりたい、旨の答弁がありました。

次に、長期入院患者の実態と対策はどうか。農協立横山病院に対する基本的な考え方はどうか。病院玄関にある噴水が現在停止しているが、患者に潤いを持たすためにも運転するべきではないか、等の質問がありました。

これに対し、昭和59年度入院患者の在院日数は平均31日であり、長期入院患者の対応については、基本的な医師の診断に基づき、疾病上入院する必要がなくなった時点で退院手続をしている、旨の答弁がありました。

また、横山病院の問題については、地元横山病院から市へ合併陳情があり、現在、種々あらゆる面で検討中であるが、財政的にもかなり負担が必要であり、また、市立病院も多額の累積赤字を抱え、まず、これらの債権の解消が大きな課題となっており、現在まだ結論が出ておらず、引き続き地元意向も尊重しながら検討を重ねていく、との答弁がありました。

最後に、病院玄関の噴水については、地下厨房室の採光の必要性があり、建築基準法上でも採光を消すことができず放置しているが、現在、その対策を検討中である、旨の答弁があり、病院事業会計決算の審査を終りました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速かに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終ります。どうもありがとうございました。

- 議長(田中包治君) ただいま柳瀬決算審査特別委員長から詳細な報告がありました。

本報告に対する質疑、討論はありませんか。

- 16番(天堀 博君) 質疑、討論と言いますよりも、私ども共産党から2人決算審査特別委員会に入りまして、いろいろその中で審査に加わったわけですが、そういう状況の中から一定指摘なり意見を申し上げておかなければならない問題がございますので、その点だけを申し上げたいと思います。

私どもは、特に水道につきましては、府下各市の料金体系等あるいは府営水道の値上げとか

がございました。そういう状況のもとで企業努力がいろいろされておりまして、58年度からその点を勘案しまして賛成の態度をとってきたわけです。今回の決算審査の中では、私どもがかねて要望してありました福祉料金制度の導入でございますけれども、いまの委員長報告の中でも一部触れられておりましたが、これの対応が、努力されてきている状況とは思えないわけでありまして。そういう点では今後、この福祉料金の導入につきまして実施をしていくよう強く指摘をし、要望も付けまして、この水道の決算審査については、賛成をする立場には変わりありません。

それから、病院につきましては、これもいまの医療状況というのが大変多様化しておりまして、その中で疾病の内容そのものも非常にいろいろな形で出てきているようでありまして。そういう点で病室等の関係等も含めまして、かなり病院としての内部でのいろんな調整とか、あるいはまた改善等もかなり必要な状況にきているのではないかと考えるわけです。

それから、駐車場が依然としていつも満杯で、道路に止めて迷惑をかけるということも起きておりますし、その点では、その辺の改善も必要だと思えます。しかし、公立病院として近隣各市を見ましても非常に評判がいいということは、それなりの成果も上げているというふうに見えるわけですので、その点では、今後も公立病院としての責務を一層果たされるよう要望をしておきます。

合わせて、以前からの要望のあります救急病院の指定のためにも引き続き努力していただくという要望も付けて、病院の決算につきましても、合わせて賛成の立場をとりたいと思えます。

○ 議長（田中包治君） 他に質疑、討論はないものと認めます。

お諮りいたします。本決算を認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第1号及び第2号はそれぞれ認定されました。決算委員の皆さんには大変御苦勞さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 日程第12「昭和59年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第 3 号

昭和 59 年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、昭和 59 年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和 60 年 12 月 10 日提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和59年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市	税	9,508,720,000	10,074,788,043	9,602,580,928	28,376,071	443,881,044	98,860,928
	1. 市民税	4,681,949,000	4,928,934,195	4,703,488,165	22,000,371	208,505,659	22,139,165
	2. 固定資産税	3,050,029,000	3,265,595,798	3,092,571,912	4,738,916	168,284,970	42,542,912
	3. 軽自動車税	82,644,000	89,565,850	82,619,460	397,110	6,549,280	△ 24,540
	4. 市たばこ消費税	487,000,000	486,456,240	486,456,240	0	0	△ 543,760
	5. 電気税	394,718,000	401,814,064	401,814,064	0	0	6,596,064
	6. ガス税	15,919,000	15,495,356	15,495,356	0	0	△ 428,644
	7. 特別土地保有税	74,427,000	100,042,900	98,877,946	0	1,664,954	23,950,946
	8. 都市計画税	717,684,000	787,823,640	722,257,785	1,239,674	63,826,181	4,628,785
2. 地方譲与税		171,500,000	162,877,000	162,877,000	0	0	△ 8,628,000
	1. 自動車重量譲与税	103,500,000	99,020,000	99,020,000	0	0	△ 4,480,000
	2. 地方道路譲与税	68,000,000	63,857,000	63,857,000	0	0	△ 4,143,000
3. 自動車取得税金		205,511,000	207,096,000	207,096,000	0	0	1,585,000
	1. 交付金	205,511,000	207,096,000	207,096,000	0	0	1,585,000
4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		209,000,000	209,000,000	209,000,000	0	0	0
	1. 市町村助成交付金	209,000,000	209,000,000	209,000,000	0	0	0
5. 地方交付税		4,342,000,000	4,080,695,000	4,080,695,000	0	0	△ 261,305,000
	1. 地方交付税	4,342,000,000	4,080,695,000	4,080,695,000	0	0	△ 261,305,000

6. 交通安全対策 特別交付金		20,000,000	21,526,000	21,526,000	0	0	1,526,000
1. 交通安全対策 特別交付金		20,000,000	21,526,000	21,526,000	0	0	1,526,000
7. 分担金及び負担金		560,297,000	555,306,019	555,306,019	0	0	4,990,981
1. 分担金		16,588,000	15,969,300	15,969,300	0	0	618,700
2. 負担金		543,709,000	539,336,719	539,336,719	0	0	4,372,281
8. 使用料及び手数料		288,266,000	298,354,147	295,627,847	0	2,726,300	12,361,847
1. 使用料		237,247,000	250,416,607	247,690,307	0	2,726,300	10,443,307
2. 手数料		46,019,000	47,937,540	47,937,540	0	0	1,918,540
9. 国庫支出金		5,519,109,000	5,366,451,694	4,768,187,694	0	598,264,000	△ 750,921,306
1. 国庫負担金		2,263,247,000	2,231,922,269	2,231,922,269	0	0	△ 31,324,731
2. 国庫補助金		3,214,737,000	3,087,211,220	2,488,947,220	0	598,264,000	△ 725,789,780
3. 国庫委託金		41,125,000	47,318,205	47,318,205	0	0	6,193,205
10. 府支出金		1,985,122,000	1,891,552,278	1,891,552,278	0	0	△ 43,569,722
1. 府負担金		90,927,000	91,690,524	91,690,524	0	0	768,524
2. 府補助金		1,668,207,000	1,603,306,018	1,603,306,018	0	0	△ 54,900,982
3. 府委託金		179,078,000	189,366,256	189,366,256	0	0	10,288,256
4. 府交付金		6,910,000	7,189,480	7,189,480	0	0	279,480
11. 財産収入		1,392,052,000	1,405,134,796	1,405,134,796	0	0	13,082,796
1. 財産運用収入		126,617,000	141,901,243	141,901,243	0	0	15,284,243
2. 財産売却収入		1,265,435,000	1,263,233,553	1,263,233,553	0	0	△ 2,201,447
12. 寄附金		1,541,524,000	1,541,452,622	1,541,452,622	0	0	△ 71,378
1. 寄附金		1,541,524,000	1,541,452,622	1,541,452,622	0	0	△ 71,378

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
13. 繰入金		757,476,000	748,826,366	748,826,366	0	0	△ 8,649,634
	1. 基本繰入金	757,476,000	748,826,366	748,826,366	0	0	△ 8,649,634
14. 諸収入		2,767,648,000	2,776,061,467	2,725,061,467	0	51,000,000	△ 42,586,533
	1. 延滞金及び加算金	13,000,000	17,382,256	17,382,256	0	0	4,382,256
	2. 市預金利子	33,320,000	47,663,290	47,663,290	0	0	14,343,290
	3. 貸付金元利収入	876,730,000	876,085,771	876,085,771	0	0	△ 644,229
	4. 受託事業収入	23,783,000	19,861,526	19,861,526	0	0	△ 3,921,474
15. 市債	5. 雑入	1,820,815,000	1,815,068,624	1,764,068,624	0	51,000,000	△ 56,746,376
		2,486,233,000	2,426,791,900	2,250,291,900	0	176,500,000	△ 235,941,100
	1. 市債	2,486,233,000	2,426,791,900	2,250,291,900	0	176,500,000	△ 235,941,100
16. 繰越金		96,399,000	96,399,514	96,399,514	0	0	514
	1. 繰越金	96,399,000	96,399,514	96,399,514	0	0	514
歳入合計		31,790,857,000	31,862,312,846	30,561,615,481	28,376,071	1,272,321,344	△ 1,229,241,569

(単位円)

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 議会費		280,907,000	280,583,564	0	323,486	323,486
	1. 議会費	280,907,000	280,583,564	0	323,486	323,486
2. 総務費		3,988,992,000	3,940,007,389	0	48,984,611	48,984,611
	1. 総務管理費	2,799,639,000	2,759,025,822	0	40,613,178	40,613,178
	2. 徴税費	585,498,000	580,510,479	0	4,982,521	4,982,521
	3. 戸籍住民基本台帳費	206,319,000	206,064,256	0	254,744	254,744
	4. 選挙費	58,998,000	57,806,335	0	1,191,665	1,191,665
	5. 統計調査費	17,807,000	17,546,353	0	260,647	260,647
	6. 監査委員費	23,291,000	23,077,789	0	213,211	213,211
3. 民生費		347,445,000	345,976,355	0	1,468,645	1,468,645
		7,583,343,000	7,401,688,544	0	181,654,456	181,654,456
	1. 社会福祉費	3,026,042,000	2,880,449,276	0	145,592,724	145,592,724
	2. 児童福祉費	2,464,871,000	2,458,482,214	0	6,438,786	6,438,786
	3. 生活保護費	2,086,470,000	2,061,998,954	0	24,471,046	24,471,046
	4. 災害救助費	5,960,000	808,100	0	5,151,900	5,151,900
		2,972,349,000	2,956,400,075	0	15,948,925	15,948,925
4. 衛生費		1,584,839,000	1,572,979,092	0	11,859,908	11,859,908
	1. 予防衛生費	1,301,988,000	1,299,121,794	0	2,866,206	2,866,206
	3. 墓地管理費	68,771,000	67,548,797	0	1,222,203	1,222,203

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
	4. 上水道費	16,751,000	16,750,392	0	608	608
5. 労働費		60,293,000	56,451,963	0	3,841,037	3,841,037
	1. 失業対策費	60,293,000	56,451,963	0	3,841,037	3,841,037
6. 農林水産業費		319,655,000	310,744,425	0	8,910,575	8,910,575
	1. 農業費	282,802,000	273,894,957	0	8,907,043	8,907,043
	2. 林業費	36,853,000	36,849,468	0	3,532	3,532
7. 商工費		253,117,000	244,715,034	0	8,401,966	8,401,966
	1. 商工費	253,117,000	244,715,034	0	8,401,966	8,401,966
8. 土木費		5,632,156,000	4,860,018,987	681,664,000	90,473,013	772,137,013
	1. 土木管理費	246,752,000	246,398,322	0	353,678	353,678
	2. 道路橋梁費	631,622,000	624,147,852	0	7,474,148	7,474,148
	3. 河川水路費	173,208,000	166,128,362	0	7,079,638	7,079,638
	4. 都市計画費	1,149,341,000	1,074,245,687	0	75,095,313	75,095,313
	5. 住宅費	3,431,233,000	2,749,098,764	681,664,000	470,286	682,134,286
9. 消防費		751,587,000	749,025,456	0	2,561,544	2,561,544
	1. 消防費	751,587,000	749,025,456	0	2,561,544	2,561,544
10. 教育費		4,088,750,000	3,890,046,827	168,978,000	34,725,173	198,708,173
	1. 教育総務費	324,935,000	317,365,593	0	7,569,407	7,569,407
	2. 小学校費	1,267,316,000	1,261,168,729	0	6,147,271	6,147,271
	3. 中学校費	1,815,375,000	1,149,945,046	168,978,000	1,451,954	165,429,954

	4. 幼稚園費	352,057,000	349,650,124	0	2,406,876	2,406,876
	5. 社会教育費	755,104,000	738,639,216	0	16,464,784	16,464,784
	6. 保健体育費	73,963,000	73,278,119	0	684,881	684,881
11. 公債費		3,873,070,000	3,824,705,600	0	48,364,400	48,364,400
	1. 公債費	3,873,070,000	3,824,705,600	0	48,364,400	48,364,400
12. 諸支中金		1,979,067,000	1,975,467,000	0	3,600,000	3,600,000
	1. 開発公社貸付金	90,000,000	90,000,000	0	0	0
	2. 災害援助資金貸付金	3,600,000	0	0	3,600,000	3,600,000
	3. 諸支中金	324,073,000	324,073,000	0	0	0
	4. 基金費	1,561,394,000	1,561,394,000	0	0	0
13. 予備費		6,365,000	0	0	6,365,000	6,365,000
	1. 予備費	6,365,000	0	0	6,365,000	6,365,000
14. 災害復旧費		1,206,000	1,205,966	0	34	34
	1. 農林施設災害復旧費	1,206,000	1,205,966	0	34	34
	歳出合計	31,790,857,000	30,491,060,880	845,642,000	454,154,170	1,299,796,170

歳入歳出差引 7 0 5 5 4, 6 0 1 円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田 忠 雄

昭和59年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 国民健康保険料		1,900,700,000	2,155,858,731	1,950,152,101	3,494,000	202,212,630	49,452,101
	1. 国民健康保険料	1,900,700,000	2,155,858,731	1,950,152,101	3,494,000	202,212,630	49,452,101
2. 一部負担金		10,000	0	0	0	0	△ 10,000
	1. 一部負担金	10,000	0	0	0	0	△ 10,000
3. 使用料及び手数料		500,000	598,250	598,250	0	0	98,250
	1. 手数料	500,000	598,250	598,250	0	0	98,250
4. 国庫支出金		2,605,518,000	2,377,400,819	2,377,400,819	0	0	△ 228,117,181
	1. 国庫負担金	2,142,874,000	2,072,813,819	2,072,813,819	0	0	△ 70,060,181
5. 府支出金		462,644,000	304,587,000	304,587,000	0	0	△ 158,057,000
	1. 府補助金	46,695,000	70,316,432	70,316,432	0	0	23,621,432
6. 共同事業交付金		46,695,000	70,316,432	70,316,432	0	0	23,621,432
	1. 共同事業交付金	22,039,000	21,247,247	21,247,247	0	0	△ 791,753
7. 繰入金		22,039,000	21,247,247	21,247,247	0	0	△ 791,753
	1. 一般会計繰入金	22,039,000	21,247,247	21,247,247	0	0	△ 791,753
8. 諸収入		100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0	0
	1. 一般会計繰入金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0	0
		15,533,000	26,534,119	26,534,119	0	0	10,951,119
	1. 延滞金及び過料	50,000	19,646	19,646	0	0	△ 30,354
	2. 預金利子	4,033,000	5,187,831	5,187,831	0	0	1,154,831

	3. 雑 入	11,500,000	21,326,642	21,326,642	0	0	9,826,642
9. 繰 越 金		321,956,085	321,956,085	321,956,085	0	0	85
	1. 繰 越 金	321,956,085	321,956,085	321,956,085	0	0	85
10. 療養給付費交付金		196,517,000	227,123,000	227,123,000	0	0	30,606,000
	1. 療養給付費交付金	196,517,000	227,123,000	227,123,000	0	0	30,606,000
11. 財 産 収 入		11,810,000	11,809,215	11,809,215	0	0	785
	1. 財 産 運 用 収 入	11,810,000	11,809,215	11,809,215	0	0	785
歳 入 合 計		5,221,328,000	5,312,843,898	5,107,137,268	3,494,000	202,212,630	△ 114,190,732

(単位円)

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1. 総 務 費		168,295,000	159,886,150	0	8,408,850	8,408,850
	1. 総 務 管 理 費	48,133,000	47,164,359	0	968,641	968,641
	2. 徴 収 費	118,716,000	111,455,831	0	7,260,669	7,260,669
	3. 運 営 協 議 会 費	861,000	681,460	0	179,540	179,540
	4. 趣 旨 普 及 費	585,000	585,000	0	0	0
2. 保 險 給 付 費		3,284,335,000	3,258,838,717	0	25,496,283	25,496,283
	1. 療 養 諸 費	3,248,035,000	3,224,653,717	0	23,381,283	23,381,283
	2. 助 産 費	28,800,000	27,740,000	0	1,060,000	1,060,000
	3. 葬 祭 費	7,500,000	6,445,000	0	1,055,000	1,055,000

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
3.	老人保健拠出金	1,381,537,000	1,274,484,476	0	107,052,524	107,052,524
	1. 老人保健拠出金	1,381,537,000	1,274,484,476	0	107,052,524	107,052,524
4.	共同事業拠出金	22,063,000	21,142,352	0	920,648	920,648
	1. 共同事業拠出金	22,063,000	21,142,352	0	920,648	920,648
5.	保健施設費	2,565,000	2,507,020	0	57,980	57,980
	1. 保健施設費	2,565,000	2,507,020	0	57,980	57,980
6.	公債費	3,256,000	1,464,982	0	1,791,018	1,791,018
	1. 一般公債費	3,256,000	1,464,982	0	1,791,018	1,791,018
7.	諸支出金	3,656,000	3,196,574	0	459,426	459,426
	1. 償還金及び選付加算金	3,656,000	3,196,574	0	459,426	459,426
8.	予備費	21,855,000	0	0	21,855,000	21,855,000
	1. 予備費	21,855,000	0	0	21,855,000	21,855,000
9.	基金積立金	333,766,000	333,765,300	0	700	700
	1. 基金積立金	333,766,000	333,765,300	0	700	700
歳出合計		5,221,328,000	5,055,285,571	0	166,042,429	166,042,429

5 1,851,697円

歳入歳出差引残額

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田 忠雄

昭和59年度 大阪府和泉市老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 支払基金交付金		2,867,551,000	2,710,545,041	2,710,545,041	0	0	△ 157,005,959
	1. 支払基金交付金	2,867,551,000	2,710,545,041	2,710,545,041	0	0	△ 157,005,959
2. 国庫支出金		825,350,000	773,920,154	773,920,154	0	0	△ 51,429,846
	1. 国庫負担金	825,350,000	773,920,154	773,920,154	0	0	△ 51,429,846
3. 府支出金		208,157,000	193,854,311	193,854,311	0	0	△ 9,302,689
	1. 府負担金	208,157,000	193,854,311	193,854,311	0	0	△ 9,302,689
4. 繰入金		205,520,000	191,450,163	191,450,163	0	0	△ 14,069,887
	1. 一般会計繰入金	205,520,000	191,450,163	191,450,163	0	0	△ 14,069,887
歳入合計		4,101,578,000	3,869,769,669	3,869,769,669	0	0	△ 231,808,331

歳出

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		2,370,000	885,011	0	1,484,989	1,484,989
	1. 総務管理費	2,370,000	885,011	0	1,484,989	1,484,989
2. 医療諸費		4,060,979,000	3,812,918,525	0	248,060,475	248,060,475
	1. 医療諸費	4,060,979,000	3,812,918,525	0	248,060,475	248,060,475
3. 諸支出金		547,000	546,191	0	809	809
	1. 償還金	547,000	546,191	0	809	809
4. 前年度繰上充用金		37,682,000	37,681,004	0	996	996
	1. 前年度繰上充用金	37,682,000	37,681,004	0	996	996
歳出合計		4,101,578,000	3,852,030,731	0	249,547,269	249,547,269

歳入歳出差引残額

17,738,938円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田 忠雄

昭和59年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 繰入金		66,546,000	66,235,968	66,235,968	0	0	△ 310,032
	1. 一般会計繰入金	66,546,000	66,235,968	66,235,968	0	0	△ 310,032
2. 市債		84,000,000	84,000,000	84,000,000	0	0	0
	1. 市債	84,000,000	84,000,000	84,000,000	0	0	0
歳入合計		150,546,000	150,235,968	150,235,968	0	0	△ 310,032

歳出

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 公共用地先行取得事業費		85,235,000	84,926,000	0	309,000	309,000
	1. 公共用地先行取得事業費	85,235,000	84,926,000	0	309,000	309,000
2. 公債費		65,311,000	65,309,968	0	1,032	1,032
	1. 公債費	65,311,000	65,309,968	0	1,032	1,032
歳出合計		150,546,000	150,235,968	0	310,032	310,032

0円

歳入歳出差引残額

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田 忠雄

昭和59年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		74,114,000	46,191,175	46,191,175	0	0	△ 27,922,825
	1. 負担金	74,114,000	46,191,175	46,191,175	0	0	△ 27,922,825
2. 使用料及び手数料		31,972,000	35,940,387	35,940,387	0	0	3,968,387
	1. 使用料	31,972,000	35,940,387	35,940,387	0	0	3,968,387
3. 国庫支出金		72,300,000	72,000,000	72,000,000	0	0	△ 300,000
	1. 国庫補助金	72,300,000	72,000,000	72,000,000	0	0	△ 300,000
4. 府支出金		11,681,000	11,666,000	11,666,000	0	0	△ 15,000
	1. 府補助金	9,256,000	9,180,000	9,180,000	0	0	△ 76,000
	2. 府委託金	2,425,000	2,486,000	2,486,000	0	0	61,000
5. 繰入金		412,753,000	385,248,181	385,248,181	0	0	△ 27,504,819
	1. 一般会計繰入金	412,753,000	385,248,181	385,248,181	0	0	△ 27,504,819
6. 市債		324,500,000	324,500,000	318,700,000	0	5,800,000	△ 5,800,000
	1. 市債	324,500,000	324,500,000	318,700,000	0	5,800,000	△ 5,800,000
歳入	合計	927,320,000	875,545,743	869,745,743	0	5,800,000	△ 57,574,257

歳出

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 下水道事業費		784,148,000	725,982,215	7,766,116	50,449,669	58,215,785
	1. 下水道総務費	549,627,000	511,686,646	7,766,116	30,174,288	37,940,354
2. 公債費	2. 下水道整備費	234,521,000	214,245,569	0	20,275,431	20,275,431
		142,672,000	141,847,412	0	824,588	824,588
3. 予備費	1. 公債費	142,672,000	141,847,412	0	824,588	824,588
		500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		927,320,000	867,779,627	7,766,116	51,774,257	59,540,373

歳入歳出差引残額

1,966,116円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田 忠雄

昭和59年度 大阪府和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 諸収入		88,000,000	82,986,823	82,986,823	0	0	△ 5,063,177
	1. 受託事業収入	88,000,000	82,986,823	82,986,823	0	0	△ 5,063,177
歳入合計		88,000,000	82,986,823	82,986,823	0	0	△ 5,063,177

歳出

(単位千円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		84,614,000	82,986,823	0	1,677,177	1,677,177
	1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費	84,614,000	82,986,823	0	1,677,177	1,677,177
2. 予備費		3,386,000	0	0	3,386,000	3,386,000
	1. 予備費	3,386,000	0	0	3,386,000	3,386,000
歳出合計		88,000,000	82,986,823	0	5,063,177	5,063,177

歳入歳出差引残額

0円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程をいただきました認定第3号 昭和59年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計の6会計であります。決算報告書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり審査意見書をちょうだいいたしました。

御承知のように、国家財政、地方財政ともに大幅な財源不足の中で、非常に厳しい財政運営を強いられているところであります。本市におきましても、昭和59年度は減税措置による税収の伸びの鈍化、また、地方交付税につきましても、前年度に引き続き2億6,000余万円の減額という深刻な事態の直面を迎えたものでございますが、歳出面においての予算全般にわたり抑制基調を保ちつつ財政運営の安定を期しました結果、普通会計につきましては、5,060余万円の実質収支黒字決算と相なった次第であります。これひとえに議員皆様方の格段の御協力のたまものと厚く御礼を申し上げる次第であります。ただ、実質収支は黒字基調を堅持できたものの、単年度収支につきましては、昭和53年度以来の赤字と相なった次第であります。今後、より一層健全な財政運営を図るべく最大の努力を傾注させていただき所存でございますので、よろしく御指導と御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、各会計ごとの決算概要を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額305億6,100余万円、歳出総額304億9,100余万円でございまして、歳入歳出差し引きいたしますと、7,050余万円の形式黒字と相なります。すでに御承認をいただきました昭和60年度への事業費の繰り越しがございまして、その繰り越すべき財源1,980余万円を差し引きいたしますと、5,060余万円の実質黒字と相なる次第であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額51億700余万円、歳出総額50億5,500余万円でございまして、歳入歳出差し引き5,180余万円の黒字と相なります。

次に、老人保健事業特別会計につきましては、歳入総額38億6,900余万円、歳出総額38億5,200余万円でございまして、歳入歳出差し引き1,770余万円の黒字と相なる次第であります。

公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出総額ともに1億5,020余万円と

相なる次第でございます。

公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額8億6,900余万円、歳出総額8億6,700余万円でございます、歳入歳出差し引き190余万円の形式黒字と相なります。この黒字相当額につきましては、すでに御承認をいただきました昭和60年度への事業費の繰り越しに充ちたいと思います繰り越すべき財源でございます、実質収支におきましては、収支均衡の決算と相なる次第であります。

最後に、和泉中央丘陵整備事業特別会計につきましては8,290余万円で、歳入歳出とも同額と相なる次第でございます。

以上が、今回認定をお願いいたします各会計の決算状況でございます。よろしく御審議を賜りまして、御認定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について総括質問を行います。

○ 16番（天堀 博君） 当決算につきましては、今後、決算審査特別委員会に付託し審査されると思いますので、総括的に特に一般会計についてのみお聞きをしておきたいと思います。

ただいま市長からの説明がありましたように、歳入が305億6,000余万円、歳出304億9,000余万円ということで、実質収支の累積では黒字だが、半年度収支では約2,500万円の赤字となります。ただし、いろいろ中身を精査検討してみますと基金の問題とかありますので、その点につきましてもお聞きをしたいと思います。

まず、第1番目は歳入の面ですが、地方交付税が前年度比減額になっているわけですが、これの主な要因というか、それが第1点。

2点目は、財産区財産の売却による収入が大幅な増加をしていますが、これは恐らく中央丘陵関係だとわれわれは思うわけなんです、この増加の要因をお教え願いたい。

それから3つ目は、それと合わせて一般寄附金ですが、これは開発指導要綱に基づく負担金収入が前年度比9億7,000余万円の増になっているわけです。財産区財産の実質収入とこの負担金収入を合わせて幾らぐらいになっているかということです。

4番目は、それらが主に公共施設整備基金に入れられているわけですが、その額がどれだけか。それから、その繰り入れられている額、いわゆる収入に対して公共施設整備基金に入れられた額そのものは、考え方として妥当かどうかということです。

5点目として、基金からの繰り入れが約7億円ありますが、これは主にどのようなものに使われているかということです。いわゆる用途先が、これも考え方として妥当なものであるかどうか。いただいたお金を基金に入れて出しているが、その出したものが考え方として妥当

なところに使われているのかどうか。もちろん、自由に使える金だということですが、その辺の考え方をお聞かせ願いたい。

それから6点目は、市債でございますけれども、国の起債制限その他がこの59であったのかどうか。あったとすれば幾らで、どういうものに起債制限がかかったのかということです。

7点目は、泉北環境整備施設組合あるいは泉北水道企業団の分担金が出ております。私は現在、泉北環境整備施設組合の監査をやらせていただいておりますが、たとえば下水道については、それぞれ管の径とか距離、人数とかの計算の根拠がありまして、それに基づいてそれぞれ負担するとなっております。その分担金の1つ1つの負担については、具体的な確認をして正確に泉北環境なり泉北水道企業団に入れられている、支出されているのかどうかというところ辺。

8点目は、59年度決算における1つは起債の残高は幾らか。いつも聞いてることで、一般分と同和分がそれぞれどれだけになっているか。それから、この起債関係では、公債費がその後発生してくるわけですが、長期債の元金が16億3,576万円余出しているわけですが、このうちの一般分と同和分の区分。それから、さらに公債費の中の利子ですが、一時借入金の利子は別にして、長期債の利子20億7,823万円余出てますが、これの一般分と同和分の内訳も明らかにしていただきたい。

以上、大きくは8点ですが、部分的には細かい点もありますが、これらの御答弁をいただいて総括質問といたしたいと思います。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 総務課長（池辺 功君） 2点目の財産区財産の売り払い収入の大幅な増加ということですが、これはすべて和泉中央丘陵開発に伴うため池処分収入でございますが、10カ所で処分面積5万8,764㎡、総額12億2,555万2,698円となったものでありまして、そのうち市実質収入といたしましては35%、4億2,894万3,441円でございます。

なお、財産収入の増加の要因といたしましては、地元町会並びに水利権者の関係の方々との御協力のたまものと思っております。

以上でございます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 財政課長（阪 豊光君） 財政課長から他の点につきましてお答えを申し上げます。

第1点目の地方交付税の減額理由でございますが、まず1つ目には、交付税の総額が前年度の58年度より減っております。その額は、国家予算として3,458億円の総額の減が1つ目の要因でございます。

2つ目には、これは理論算定になりますが、全国の平均財政収入額の率を和泉市の財政収入

額の率が3%前後上回っている次第でございます。この上昇については、大都市圏が主に伸びているような状況でございます。それで3%と総額的に3%、計6%、率といたしまして前年度比6.1%、額にして2億6,515万8,000円が減額になった主な理由でございます。

3つ目の一般寄附金の件でございますが、先ほどの2番目の財産区財産の増4億2,894万円、開発指導に伴う寄附金14億7,105万7,000円、計19億1,000円でございます。そのうち積立金といたしましては、財産区財産では4,794万2,000円、開発指導要綱に伴う総額の計15億1,899万9,000円を基金に積み立てた次第でございます。

5点目のその積み立てに対する繰り出しの使途並びにそれが妥当かどうかという点でございますが、公共施設整備基金条例第6条第1項の公共施設事業の財源に充当するということで、一般財源扱いとして充当した次第でございます。その充当いたしました明細でございますが、小学校事業費として9,200万円、中学校事業関係として6,500万円、公園事業として2,500万円、道路事業として2億3,500万円、橋梁関係で3,000万円、水路事業として8,600万円、その他建設関係でコミセン、老人集会所等計6億9,900万円の基金からの繰り出しをしたわけでございます。

6点目の起債制限の関係でございますが、59年度におきましては、保健センターの事業の起債分5,000万円が起債制限にかかっております。

7点目の泉北環境並びに泉北水道の分担金でございますが、先ほど御質問のとおり、し尿、ごみ処理の計、公共下水道関係に区分いたしまして分担金を支払っております。したがって、し尿、ごみ関係につきましては、各3市均等で2分の1、残の2分の1につきましては、人口割りによっておのこの経費を算出し分担しております。下水関係につきましては、都市下水並びに公共下水につきましては、幹線を敷きました計画面積比によっておのこの経費を算出し、分担金を支出しております。したがって、経費の中身といたしましては、7項目にわたっておのこの分担金を算出し、それに基づいて分担金を支払っているという状況でございます。

続きまして、起債の残高でございますが、59年度末における起債残高は、総額302億3,674万2,000円でございます。そのうち一般分といたしまして138億3,532万1,000円、同和関係として164億1,422万1,000円となっております。59年度の公債費の返還に伴う長期債の総額でございますが、元金が16億3,576万円でございます。うち一般分として7億4,676万6,000円、同和関連分として8億8,899万7,000円。利息総額が20億7,823万6,000円、うち一般分が10億6,909万3,000円、同和関連分として10億9,144万4,000円でございます。

○ 16番(天堀 博君) それで結構ですけれども、ちょっと抜けているというか、基本点としてお尋ねしたいのは、1つは、財産区財産の売却による市への収入35%、このうち4,790万円が基金に入れられているわけですね。この売却収入が4億2,800万円あったのですが、差し引きしたものが一般財源として使われているということですね。その点、かねてからため池等の売却収入については農林関係とか災害とかへ、ということもありました。必ずしもそこへ全部使えということではありませんが、その辺でどういう形になっているのかという点を押さえておきたい。

それから、基金から繰り出されている分の分訳ですが、小学校、中学校とか事業費別に出されましたが、もちろん、一般財源としての扱いは会計法上問題はないと思いますが、その点で妥当なものであったかどうかという点、基本的な面で部長なり助役さんあたりから御答弁いただきたい。

○ 総務部長(麻生和義君) 2点についてのお尋ねでございますが、常々、議員各位からいわゆる市の方で歳入していただく部落有財産の共有地処分金の35%については、農業施設等への優先的な充当という御指摘をいただいているところでございます。当然、そのように努力すべきということで努力いたしておるものの過日来、御答弁申し上げておりますように、59年度の財政運営が非常に厳しい一面を持つ中での決算となったわけでございます。留意しながらも一般財源として歳入しておるということで、加えて農林事務当局とも十分協議しながら、そういった農業基盤施設の整備並びに災害その他の面については十分協議、予算に計上し執行いたしております。今後、引き続きそういった面をにらみながら、35%の歳入を図ってまいりたいと考えております。

それから、基金の取り崩しが妥当なものかどうか、というお尋ねでございますが、端的に申し上げて、妥当なものに充当してまいりたいと思います。と申し上げますのは、いわゆるいまのところ、公共施設整備という投資的な建設事業の財源として必要最小限度充当しております。国庫補助金その他特定財源、起債等いろいろ努力する中、不足する財源相当分を基金から繰り出す。監査委員さん等からいろいろ意見等をちょうだいしておりますが、いわゆる本市特有の自主財源が乏しく、依然として依存財源に大きく頼っているという財政構造面での現象がございます。引き続き来年度予算の基本的な方針等でも御答弁申し上げておりますが、経常経費の削減、経常的な一般歳入の増収を図っていく中で建設的な事業に振り向けていく。それと基金の取り崩しという両輪で、市民の皆さんの要望される施設整備の充実に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上のようなことでございますので、よろしく御了承をお願いしたいと思います。

○ 議長(田中包治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思いますので、次の日程で特別委員会の設置をお願いし、付託の上、閉会中の御審議をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

-
- 議長(田中包治君) 次に、日程第13「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第14号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和60年12月11日 提出

和泉市議会議長 田中包治

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和59年度和泉市歳入歳出決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長(田中包治君) 本件は、昭和59年度和泉市一般会計及び特別会計決算を認定するに当たり、慎重に審査を願うため本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第14号は原案どおり可決されました。



- 議長(田中包治君) 次に、日程第14「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第15号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和60年12月11日 提出

和泉市議会議長 田中包治

記

決算審査特別委員会委員(13名)

- 議長(田中包治君) 本決算特別委員会の委員の選任につきましては、私より選任させていただきたいと思いますが、御意議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。
決算審査特別委員会委員に飯坂楠次、田中昭一、赤阪和見、藤原正通、竹下義章、貝淵博治、大谷昌幸、勝部津喜枝、原重樹、坂口敏彦、柳瀬美樹、金谷衛、出原平男。

以上13名。

- 議長(田中包治君) ただいまの朗読どおり選任することにいたします。委員の皆さんには大変御苦勞ではございますが、よろしく御審査のほどをお願いいたします。



- 議長(田中包治君) 次に、日程第15「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第63号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例(案)

和泉市火災予防条例(昭和39年和泉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「電槽数」を「電槽数」に、「電槽」を「電槽」に改め、同条第2項中「及び第3号から第6号まで」を「、第3号から第6号まで及び第9号」に改める。

第14条中「、構造及び管理」を「及び構造」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「おい」を「覆い」に改め、同条第2号中「導線引出部」を「道線引き出し部」に改め、同条第3号中「支わく」を「支柱」に、「取付材」を「取付け材」に改め、同条第6号を削り、同条に次の1項を加える。

2. ネオン管灯設備の管理の基準については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

第17条の3中「と認めるとき」の次に「又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき」を加える。

第22条の2中「と認めるとき」の次に「又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効果があると認めるとき」を加える。

第46条の次に次の1条を加える。

(指定洞道等の届出)

第46条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入する隧道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとし消防長が指定したもの(以下「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防署長に届け出なければならない。

(1) 指定洞道等の経路及び出入り口、換気口等の位置

- (2) 指定^{とう}洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定^{とう}洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2. 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行うり場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

近年の地下工作物の増加及び複雑多様化に伴い、消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある^{とう}洞道等について必要な措置を講ずること等により、火災に対する安全対策の推進を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） ただいま御上程をいただきました議案第63号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について、消防本部角谷より御説明申し上げます。2ページからでございます。

このたび、市町村火災予防条例の準則の一部が改正されましたことに伴い、本市においてもこれに基づき所定の措置を講ずることにより、火災に対する安全対策の推進を図ろうとするものであります。

第13条並びに第14条におきましては、蓄電池設備及びネオン管灯の設備についても変電設備と同様に熟練者による点検を行わせ、火災予防の充実を図ろうとするもので、これに関連して一部用語の整備も行ったものであります。

次に、第17条の3及び第22条の2につきましては、火器使用設備等の専門技術的基準の特例の適用要件を一部追加し、科学的、技術的水準の向上を図ろうとするものであります。

4ページでございますが、第46条の2は、近年における地下工作物の増加と複雑多様化に伴い、一定基準以上の地下工作物、洞道等について所定の届け出を義務化し、火災の未然防止と安全対策を図ろうとするものであります。

なお、和泉市管内では現在のところ、これに該当する施設はございません。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第63号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第16「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第64号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市民交通傷害補償条例（昭和43年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

この制度に加入しようとする者は、市と保険者である損害保険会社との間の協定により定められた額の負担金を納付しなければならない。ただし、保険期間の中途から加入しようとする者（以下「中途加入者」という。）の負担金は、加入しようとする日の属する月から月割計算した額とする。

第8条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

2. この制度に加入しようとする者が当該加入年度の4月1日（中途加入者については当該加入日）において次の各号の1に該当する場合には、市は、その者が負担すべき前項の負担金のうち市長が定める額を負担するものとする。

附 則

1. この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この条例の施行前に加入の申込みをした者のうちその保険期間がこの条例の施行後であるものについては、この条例による改正後の和泉市民交通傷害補償条例の規定を適用する。

理 由

保険事故発生状況に応じて保険料額が変動する損害保険固有の特質に対応するため、加入者負担金の額の規定方法を適切かつ合理的なものに改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（逢野一郎君） ただいま御上程いただきました議案第64号「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、本条例第8条第1項は、加入者負担金について規定し、金額表示しており、現行は480円となっております。この金額は、本市と日本損害保険協会に加盟しております和同火災海上保険株式会社との契約により、3年間の保険料と支払い保険金の割合によって3段階に分かれており、この通算保険料について保険料が増減することとなり、その都度本条例を改正する必要が生じ、昭和43年の制度発足以来、すでに3回の条例改正を行っております。加えまして本年9月、保険会社を通じ日本損害保険協会より通算保険金に変動があり、本年度より保険料が600円になる旨の通知があり、種々検討した結果、保険事故発生状況により保険料額が変動する損害保険固有の特質に対応するため、加入者負担金の額の規定方法を適切かつ合理的に改める必要があるためであります。

なお、参考までに3段階の保険料を申し上げますと、通算保険率の割合が50%未満の場合は360円、50%から100%未満の場合は480円、100%以上になった場合は600円となっております。

次に、内容について申し上げます。

本条例第8条第1項 加入者負担金について、『この制度に加入しようとする者は、「1人につき年額480円」』とあるを「市と保険者である損害保険会社との間の協定により定められた額」に、同条第2項「この制度に加入しようとする者が当該加入年度の4月1日〔保険期間の途中から加入しようとする者（以下「中途加入者」という。）〕を「（中途加入者については当該加入日）」に、また、「180円（中途加入者については、当該加入日の属する月から月

割計算した額)」を「市長が定める額」にそれぞれ改めようとするものでございます。

また、附則第1項は、本条例の施行日を昭和61年4月1日とすること。

同第2項は、昭和61年度の加入者受け付けを昭和61年3月1日より行いますので、その間の取り扱いについて規定したものでございます。

以上が、改正の理由並びにその内容でございます。

なお、参考資料といたしまして13ページに改正案の新旧対照表を記載してございますので、慎重御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） 御承知のように当議案に関しましては、私が委員長をさせていただいております産業文教委員会所管の案件でございます。通常でいきましたら、委員長が質問をするということは余りないんですが、この件につきましては一定、私に責任がございますので確認をさせていただき、その上できちんとなってればいいんですが、基本的には、これは金額的に120円の値上げということになるわけです。保険会社との契約がありますから、保険会社も保険料収入より支払金が多くなってくれば、当然のこととして掛け金を上げてくるようになると思います。そういう点で、ある意味ではやむを得ない面があるだろうということで賛成をしたいと考えているわけです。

しかし、条例そのものが非常に大きな問題点を含んでおります。これは委員会協議会でも少し指摘をしたところでありますが、これそのものの提案者は市長となっておりますので、市長に御答弁をお願いしたい。と言いますのは、部長とか次長とか課長はすぐ変わりますので、前の部長が約束したことで後、履行されないという例も最近になってありますので、部長には申しわけないんですが、最高責任者の市長に御答弁をお願いしたいと思います。

というのは、条例では、480円を保険会社と市との間の協定により定めた額に変えております。こういうことになりますと、理由のところ「加入者負担金の規定方法を適切かつ合理的なものに改める」ということですから、それはそれでいいんですが、裏返せば、これは保険会社と市とが協定を別に改めていけば、議会その他条例に関係なくひとり歩きをし、市民の負担金額が大きくなっていく危険性もあると思います。その点で議会とのかかわり合い等も含めてどうなのかということと、同じことが次の第2項のところでも言えるわけです。180円とあるのを市長の定める額としております。これも知らん間に少なくしていけば、次の各号の1つに該当する場合のときの負担金額が大きくなっていくこともあり得るわけです。その辺も含めて議会なり委員会等に対するからみをどう持っていくのか、ちょっと確認をさせていただきたい。

○ 議長（田中包治君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 特に責任のある市長にはっきり聞いてく、というお尋ねでございます。恐縮です。端的にお答えいたしますが、この制度は御案内のとおり、昭和43年に施行させていただきました。当時、損害保険協会と契約、今日に至っております、通算17年間に相なるるかと思えます。当時から変わってございません。いわゆる事故率が50%未満の場合は、1日1円であなたを守る、という趣旨で制定されております。50%をオーバーして100%以内は480円、100%を超えた場合は600円という3段階になっております。したがって、その都度条例改正をお願いをしてきたわけですが、昨年度、100%を超えてどうにもならんから契約どおりの600円をよろしく頼む、という損害保険協会の本市への契約に基づく申し入れがございましたので、やむなく今回の条例改正と相なったわけでございます。私ども、こうして議会に御上程をいただいております関係は、損害保険協会との契約事項を遵守する、向こうも守らなくてはならないし、こちらも守らなければならない。17年間変動がございませんでしたので、今後も少々のことであっても継続していきたいと思えます。

ただ御懸念のように、契約が変わってまいりますと掛け金も上がるんじゃないかという御趣旨も内包してくると思えますが、そうした御心配のないように私たちも運営してまいりたい。だから、来年は600円であっても、事故率が掛け金を下回りましたら、次年度は当然480円に下がるのでありましょうし、極端な場合、50%を割れば360円になる、こういう御理解どおりで結構でございます。私どもといたしましても、契約どおり守ってまいりたい決意でございますので、その点は、はっきり申し上げてまいりたいと思えますので御理解を相賜りたい。

なお、後段につきましても同じことでございます。御懸念のないように運用してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を相賜りたいと存じます。

○ 16番（天堀 博君） 市と損害保険協会との協定そのものについては、国の指導もありませんので簡単に変えられないと思えますが、その場合、きちんとした手続をとっていただきたいということを要望しておきます。私、委員長という立場で協議会の説明でしたので、本会議で確認をしておきたいと思ったわけなんです。

そこで後、ちょっと指摘をしておきたいのは、今回、委員会協議会あるいは事前に私への説明もございましたが、やはり説明不足というか、間違いがありました。何か金額の480円のうち市民負担が300円であるかのような説明もしてきました。委員会の中でも、どうもその辺がそのままになったようですし、議案書そのものでも、2項の部分に「次の各号の1に該当する場合」となっておりますが、各号がない、略されておるわけです。そうしますと、どれに該当する場合が減免されるのか、といったことがわからないから間違いやすい。こういう場合

も各号以下は略してもいいでしょうが、きちんとした各号を略さずに付けておく必要があると思います。そうでないと誤解を招く恐れがあると思います。

それから、委員会協議会の説明資料でも「市一部負担額」ということで並べて書くと、差し引きした分の残りが市民の負担額になるのか、という間違いも出てきますので、今後、その点の資料もきちんとしていただきたいことを要望しておきます。

○ 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 次に、日程第17「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第65号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市道路占用料条例（昭和42年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表電柱並びにその支柱、支線柱及び支線の項の次に次のように加える。

電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1年	1本	480円
公衆電話所	1年	1箇所	14,700円

別表電らんの人孔の項の単位の欄中「1箇所」を「1平方メートル」に改める。

附 則

1. この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

2. この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった道路の占用料については、なお従前の例による。

理 由

日本電信電話公社が日本電信電話株式会社へ民営移管したことに伴い、旧公社に対して採られていた道路占用料の免除措置を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第65号「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。

今回の道路占用料条例の改正につきましては、本年4月、日本電信電話公社が民営化され、日本電信電話株式会社として新発足したことに伴い、電話柱及び公衆電話所等の市道への占用に対する占用料を定めようとするものでございます。従前は、道路法施行令に基づきまして、日本電信電話公社からの道路占用料につきましては免除することとなっておりますが、昭和60年4月1日付をもって、日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定されたことによりましていままでの免除措置を廃止し、占用料を徴収することとなったものであります。

それでは、占用料金等の内容につきまして御説明をさせていただきます。

本市におきまして、市道占用の対象となる電信電話柱は3,412本、同支柱等は803本、公衆電話所等は7カ所、人孔は1,685.39㎡、地下埋設物は4万4,456mとなっておりま。すが、いたが、これに今回、御審議をお願いしております占用料、つまり電話柱並びにその支柱支線柱及び支線は1本につき年間480円、公衆電話所1カ所年間1,470円等で算出いたしますと、年間占用料は約1,850万円となります。しかしながら、4月から全国規模で一斉に占用料を徴収しますと電信電話会社にとっては巨額な負担増となることを考慮し、建設省通達により激変緩和措置がとられ、初年度は50%、以後10%ずつの増加をさせ、5年後に100%の占用料を徴収することとなっておりますのでございます。

以上、簡単でございますが、議案第65号の説明を終わります。

なお、16ページに新旧対照表をお示しいたしておりますので御参照いただき、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

- 議長(田中包治君) 日程第18「市道の路線認定について」(寺門町2号線外16路線)及び日程第19「市道の路線認定について」(上町4号線外8路線)の2件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第66号

市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
寺門町2号線	665.00	9.75 ~ 10.00	観音寺町744番地の 4先	寺門町245番地の 1先	
寺門町3号線	552.70	5.90 ~ 6.90	寺門町385番地の 6先	寺門町189番地の 58先	
寺門町4号線	199.80	5.90	寺門町189番地の 1先	寺門町189番地の 24先	
寺門町5号線	57.30	5.90	寺門町189番地の 16先	寺門町189番地の 13先	
寺門町6号線	65.20	6.90	寺門町189番地の 68先	寺門町189番地の 74先	
寺門町7号線	74.60	5.90	寺門町189番地の 82先	寺門町189番地の 88先	
寺門町8号線	84.30	5.90	寺門町189番地の 97先	寺門町189番地の 104先	
寺門町9号線	94.10	5.90	寺門町189番地の 114先	寺門町189番地の 123先	
寺門町10号線	115.70	5.90	寺門町189番地の 135先	寺門町189番地の 202先	
寺門町11号線	241.60	5.90	寺門町189番地の 164先	寺門町189番地の 145先	
寺門町12号線	104.70	5.90	寺門町189番地の 152先	寺門町189番地の 144先	

路線名	延長(㍓)	幅員(㍓)	起 点	終 点	重要な経過地
寺門町13号線	86.60	5.90	寺門町189番地の 171先	寺門町189番地の 179先	
寺門町14号線	98.50	4.90	寺門町189番地の 203先	寺門町189番地の 207先	
寺門町15号線	21.00	4.90	寺門町189番地の 49先	寺門町189番地の 48先	
寺門町16号線	13.90	5.90	寺門町189番地の 24先	寺門町189番地の 24先	
寺門町17号線	16.50	2.50	寺門町189番地の 8先	寺門町189番地の 8先	
寺門町18号線	28.50	4.90	寺門町189番地の 19先	寺門町189番地の 18先	

議案第67号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(㍓)	幅員(㍓)	起 点	終 点	重要な経過地
上町4号線	161.20	4.20 ~ 5.70	上町116番地の47先	上町116番地の31先	
上町5号線	126.80	4.40	上町116番地の27先	上町116番地の35先	
上町6号線	107.30	4.40	上町116番地の52先	上町116番地の43先	
上町7号線	201.80	4.20 ~ 6.10	上町116番地の67先	上町116番地の30先	
上町8号線	43.20	5.10	上町116番地の53先	上町116番地の53先	
上町9号線	32.30	4.40	上町116番地の45先	上町116番地の44先	
上町10号線	62.30	4.40	上町116番地の16先	上町116番地の56先	
上町11号線	45.40	4.40	上町116番地の79先	上町116番地の78先	
上町12号線	14.80	4.40	上町116番地の99先	上町116番地の99先	

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第66号及び第67号「市道の路線認定について」、提案理由並びにその内容につきまして一括して御説明させていただきます。

議案第66号は、寺門町2号線外16路線でございますが、議案書の17ページ及び参考資

料の1ページをお開き願います。まず、道路の位置でございますが、郷荘中学校と妙ノ池及び鏡音寺墓地にはさまれた大阪府住宅供給公社の開発によります9.4ヘクタールの宅地内道路で、今回、対象となりますのは、寺門町2号線から寺門町18号線までの17路線でございます。その幅員は、おおむね4.9m以上10mの単線道路でございます、片側歩道を設けており、総延長は2,520mでございます。

認定の理由といたしましては、大阪府住宅供給公社が住宅地を造成し、地方供給公社法第28条により新設いたしました道路を、昭和60年12月より入居する地域住民の生活及び交通の利便に供するため、認定をお願いしようとするものでございます。

次に、議案第67号は、上町4号線外8路線でございますが、議案書22ページ及び参考資料の3ページをお開き願います。今回、認定しようとする路線は、鶴山台団地北側に位置する従来より上町厚生年金住宅と言われている団地内道路でございます。路線名は、上町4号線から12号線まで合計9路線でございます。いずれも幅員4.2mから6.1mで構成されておりまして、総延長は、795.1mであります。

今回、これら道路を認定いたします理由といたしましては、昭和40年、大阪府がこの住宅を造成して以来、この道路は地域内住民約80世帯の生活及び交通の利便に供してまいりましたが、過去数年来、地域住民から市道への移管につきまして強い御要望があり、これらを背景として大阪府と協議を重ねた結果、府が整備に必要な工事費を全額負担し、市施行により完成いたしましたので、今回、認定しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、2議案の説明を終わらせていただきます。両議案につきましてよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（勝部津喜枝君） 上町の分につきまして1点だけ、参考までにお尋ねいたしますが、例の厚生年金住宅地内の市道認定ですが、ただいまの説明では昭和40年以来ということですが、昨年でしたか、町内の舗装も完成して美しくなっております。大変結構なことなんですが、中に入ってます土管などが古くなったりしていると思うんですけど、そういう点については一定の整備をしたということですけど、そのあたりの変更なり条件はどうなって認定されるものですか、お尋ねしておきたいと思えます。
- 議長（田中包治君） 答弁。
- 建設部長（浅井隆介君） 確かに内部の土管等についてはかなり古くなっております。今回の引き継ぎに当たりましては、大阪府と公園施設を含めまして御負担の額についていろいろ協議をいたしました結果、最終的に3,000万円をいただいたわけです。その範囲内におきまし

て、幹線管渠については、一部早急にやり替えたいところがございましたので、それらにつきましては改修してございます。その他の管渠につきましては、まだ当分、使用に耐え得るというものでございますので、今後、そのまま使っている。もし、支障等が出ましたら、それは市において適宜補修をせざるを得ない。当面はそのままいけるという、それぞれの所管課の見解によりまして引き続きをしたわけでございます。

- 18番(勝部津喜枝君) もう1点、再度お尋ねしたいと思います。

市道認定につきましては異議はないわけですが、その3,000万円につきましては、必要な土管のやり替えと道路の舗装等に使われたわけですが、その明細のあらたかの分担、その辺をお尋ねしておきたいと思います。

- 道路課長(田中武郎君) お答えいたします。

現在、資料の持ち合わせはないんですが、舗装に関するウェットが3,000万円のうち99%ぐらい、あと1%程度が下水の部分的な老朽に伴う破損部分の一部補修をした経過がございます。

- 18番(勝部津喜枝君) 市費負担はどのぐらいですか。

- 道路課長(田中武郎君) 3,000万円に対して約100万円ぐらいの市費の持ち出しはあったと思います。

- 18番(勝部津喜枝君) 結構です。

- 議長(田中包治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第66号及び第67号は原案どおり可決されました。

- 議長(田中包治君) 日程第20「市道路線の廃止及び認定について」(上伯太線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第68号

市道路線の廃止及び認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次の

市道の路線を廃止し及び認定する。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
上伯太線	1675.40	15.90～ 43.80	尾井町1067番地の 93先	鶴山台四丁目26番 地の12先	

2. 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
上伯太線	1787.40	15.90～ 43.80	上町433番地の1先	鶴山台四丁目26番 地の12先	

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして、引き続きまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第68号「市道路線の廃止及び認定について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。議案書24ページ及び参考資料の5ページ、6ページをお開き願います。

今回の対象市道は、上伯太線でございます。従来の上伯太線は、起点尾井町1067番地の93先から終点鶴山台四丁目26番地の12先、延長1675.4mとなっておりましたが、これを廃止し、改めて起点を上町433番地の1先から終点鶴山台四丁目26番地の12先まで、延長1787.40mとして認定しようとするものであります。

その理由でございますが、本件は、国庫補助事業の一環として府道松原泉大津線から市道信太2号線までの112mにつきまして、昭和61年度に新規事業として採択が予定されるもので、それに伴う手続上必要となることから認定しようとするものであります。

以上、簡単でございますが、議案第68号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

- 議長(田中包治君) 次に、日程第21「財産取得について」(和泉市立光明台中学校校舎外)及び日程第22「財産取得について」(和泉市立光明台南小学校校舎)の2件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第69号

財産取得について

和泉市立光明台中学校校舎、体育館及びプールとして次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 場 所

和泉市光明台一丁目28番1号

2. 構造及び面積

校 舎 鉄筋コンクリート2階建 266 m^2

体育館 鉄骨2階建 1,003 m^2

プー ル FRPプール、ブロック造り附属棟79 m^2

3. 取得の方法

随意契約

4. 取得予定価格

校 舎 38,609,860円

体育館 13,202,460円

プー ル 6,015,170円

5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社
理事・支社長 平 田 盛 孚

議案第70号

財産取得について

和泉市立光明台南小学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 場 所

和泉市光明台三丁目8番1号

2. 構造及び面積

鉄筋コンクリート3階建 518㎡

3. 取得の方法

随意契約

4. 取得予定価格

86,262,450円

5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 平 田 盛 孚

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（逢野博之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました議案第69号と第70号の2議案の財産取得につきまして、その提案の理由並びに内容につきまして教育委員会管理部長逢野より御説明申し上げます。議案書26ページでござります。

この2議案は、いずれも住宅・都市整備公団の立て替え施行によりまして建設し、すでに供

用を開始いたしております和泉市立光明台中学校の施設と和泉市立光明台南小学校校舎を、本年度国庫補助金の交付を受け、起債を仰いで住宅・都市整備公団との契約によって取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、その内容につきまして順次、御説明を申し上げます。

まず、議案第69号の光明台中学校校舎、体育館及びプールであります。校舎は、昭和57年12月に完成した鉄筋コンクリート造2階建266㎡を取得予定価格3,860万9,860円で、体育館は、昭和56年11月に完成した鉄骨造2階建1,003㎡を取得予定価格1億3,202万4,600円で、プールは、昭和58年7月完成したFRPプール25m×13mと附属棟79㎡を取得予定価格6,015万5,170円でそれぞれ取得するものであります。

これら取得予定価格の合計は2億3,078万9,630円で、財源内訳でございますが、国庫補助金9,407万2,000円、起債7,170万円、一般財源6,501万7,630円を予定いたしております（合計が合わないのを確認してください）。一般財源相当額につきましては、年利6.5%で半年賦元金均等払いにより20年間で償還するものであります。

次に、議案第75号について御説明申し上げます。議案書28ページでございます。

光明台南小学校校舎は、昭和59年2月に完成した鉄筋コンクリート造3階建518㎡、普通教室5教室を取得予定価格8,626万2,450円で取得するものであります。

財源内訳といたしましては、国庫補助金3,745万1,000円、起債2,800万円、一般財源2,081万1,450円を予定いたしており、一般財源相当額につきましては、先ほどと同様年利6.5%、半年賦元金均等払いにより20年間で償還するものであります。

以上、簡単ですが、財産取得についての議案第69号並びに第70号の提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第69号及び第70号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中包治君） 日程第23「工事請負契約締結について」〔（仮称）山手団地5棟及び7棟建設工事〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第71号

工事請負契約締結について

（仮称）山手団地5棟及び7棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 （仮称）山手団地5棟及び7棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 251,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 博文
6. 工期 自 昭和60年 月 日（議決の日）
至 昭和61年3月31日
7. 契約保証金 12,550,000円
8. 保証人 和泉市大野町580番地
株式会社 寄田組
代表取締役 寄田 年文

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。

- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第71号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする（仮称）山手団地5棟及び7棟の

建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額2億5,100万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社 竹内建設 代表取締役 竹内 博文でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和61年3月31日までといたしております。保証人は、和泉市大野町580番地 株式会社 寄田組 代表取締役 寄田 年文でございます。

工事場所は、和泉市山手町137番地外で、敷地面積2,116㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上3階建、住宅2棟で住宅24戸、延床面積1,476㎡、その他附帯工事一式でございます。

なお、工期につきましては、工事規模から実質工期といたしましては10カ月を必要といたしますので、予算的措置として国費の繰越処分を行った後、本予算につきまして明許繰越をさせていただきます。

以上で議案第71号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、本年度現在までの住宅建設戸数は1,255戸でございます。今回、御審議をいただきます分を合わせまして1,279戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、第意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第24「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第72号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

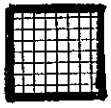
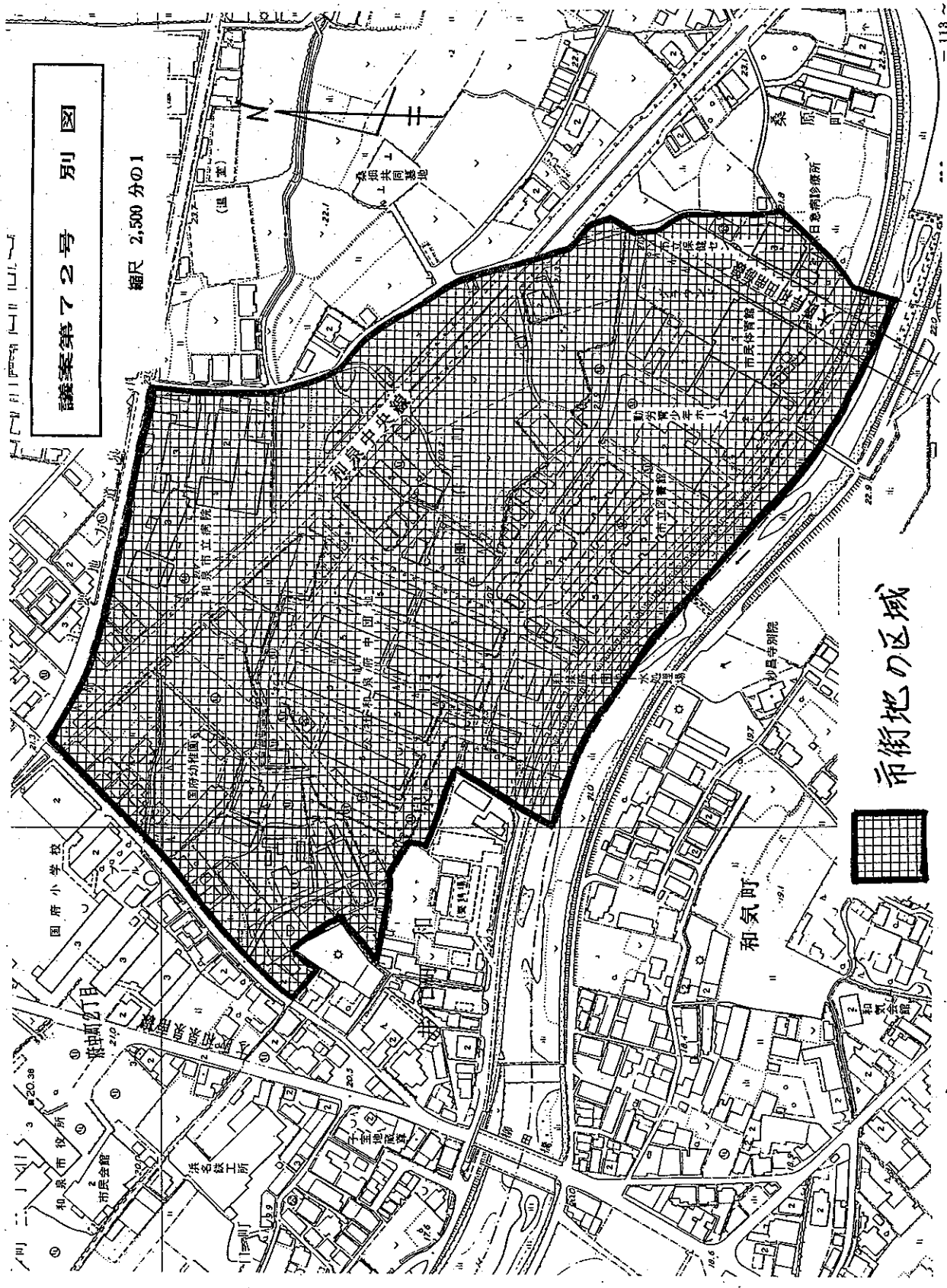
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、本市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

昭和60年12月10日

和泉市長 池田忠雄

議案第72号 別図

縮尺 2,500分の1



市街地の区域

[The page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document. The text is too light to transcribe accurately.]

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第72号「市街地の区域及び当該区域における住民表示の方法について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、府中地区は、昭和41年2月14日付で大部分の住居表示を完了いたしております。今回、お願いいたします区域は府中地区の残りの区域で、国府幼稚園、市立病院、府中団地、勤労青少年ホーム、市民体育館等を含めた旧小栗街道から泉大津粉河線、市道府中町30号線を経て大阪岸和田南海線、槇尾川に囲まれた区域を整備対象区域としております。当地区は、かねてより関係行政機関より強い要望を受けており、実態調査の結果、本市行政並びに住民の利便上も必要と認められますので、今回、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により住居表示を行おうとするものでございます。

次に、内容でございますが、別添の参考資料にお示ししております区域約13ヘクタールを街区方式により実施する予定でございます。

なお、現在の世帯数は約460世帯、人口は約1,500人でございます。

次に、今後の手続でございますが、来年1月から2月にかけて和泉市住居表示整備審議会を開催し、町名、街区割等について御審議をいただき、3月の市議会において町の区域の変更をお願いし、5月から実施に移させていただきたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の御説明といたします。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（成田秀益君） この図面で見ますと、河川敷を整備の中に入れてますが、いろいろ手続の関係もあるかと思いますが、どういうぐあいになってますか。
- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 河川敷につきましては、この河川敷の中まで町の区域がございまして、この中に建設省の河川としてのバッジがございまして、したがって、この対象に入れておるわけでございます。
- 5番（成田秀益君） 建設省も了解してるわけですが。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 特に建設省の了解を得ているわけではございませんが、今回の対象区域としてこれも整備をいたしまして、審議会の結論に基づきましてそれぞれ変更していきたいと考えます。
- 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

○ 議長(田中包治君) ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時40分休憩)

(午後1時05分再開)

○ 議長(田中包治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25「昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第73号

昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第3号)

昭和60年度和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,039,054千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		10,100,105	104,183	10,204,288
	1. 市 民 税	4,917,616	104,183	5,021,799
6. 交通安全対策 特別交付金		16,000	8,000	24,000
	1. 交通安全対策 特別交付金	16,000	8,000	24,000

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 分担金及び負担金		446,331	48,560	494,891
	2. 負担金	423,920	48,560	472,480
9. 国庫支出金		4,757,820	174,875	4,932,695
	1. 国庫負担金	2,054,075	141,075	2,195,150
	2. 国庫補助金	2,662,077	33,800	2,695,877
10. 府支出金		1,964,395	7,872	1,972,267
	1. 府負担金	131,570	1,075	132,645
	2. 府補助金	1,647,124	6,797	1,653,921
11. 財産収入		1,122,074	7,148	1,129,222
	2. 財産売却収入	954,023	7,148	961,171
13. 繰入金		672,103	30,000	702,103
	1. 基金繰入金	672,103	30,000	702,103
14. 諸収入		2,673,164	13,555	2,686,719
	5. 雑入	1,645,549	13,555	1,659,104
15. 市債		1,880,720	301,500	2,182,220
	1. 市債	1,880,720	301,500	2,182,220
歳入合計		29,343,361	695,693	30,039,054

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,713,024	46,867	3,759,891
	1. 総務管理費	2,644,224	35,167	2,679,391
	2. 徴税費	471,989	5,500	477,489
	3. 戸籍住民基本台帳費	185,786	6,200	191,986
3. 民生費		7,882,608	207,400	8,090,008
	1. 社会福祉費	3,094,933	7,400	3,102,333
	2. 生活保護費	2,149,273	200,000	2,349,273
4. 衛生費		2,836,376	12,703	2,849,079
	1. 予防衛生費	1,442,881	12,703	1,455,584

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		5,170,572	114,990	5,285,562
	1. 土木管理費	259,618	2,000	261,618
	2. 道路橋梁費	442,611	26,662	469,273
	3. 河川水路費	159,065	20,000	179,065
	4. 都市計画費	1,284,295	55,528	1,339,823
	5. 住宅費	3,024,983	10,800	3,035,783
9. 消防費		730,416	5,876	736,292
	1. 消防費	730,416	5,876	736,292
10. 教育費		3,414,160	307,857	3,722,017
	1. 教育総務費	339,905	5,457	345,362
	5. 社会教育費	452,145	302,400	754,545
歳出合計		29,343,361	695,693	30,039,054

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
史跡池上曾根遺跡整備事業	千円 301,500	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	25年以内（内据置5年以内）ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（麻生和義君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第73号「昭和60年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。
- 今回、提案申し上げた補正予算（第3号）につきましては、事務事業の補正及び補助金などについて、関係機関と調整が整いましたものが主な内容となっております。
- それでは、内容について御説明申し上げます。37ページでございます。
- まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,569万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億3,905万4,000円といたすものでございます。
- また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の追加でございます。その内容につきましては、「第2表地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして、その内容を歳出予算の方から御説明申し上げます。48ページでございます。

まず、総務費でございますが、4,686万7,000円の追加計上でございます。その主な内容としましては、交通安全施設費等として追加計上いたしました。

次に、民生費につきましては、生活保護費での2億円の追加が主な内容でございます。2億740万円を追加計上いたしております。

衛生費につきましては、1,270万3,000円追加計上いたしております。この内容は、過年度分補助金の精算による返還金及び健康診査等の委託追加など、予防衛生費における追加計上でございます。

土木費は1億1,499万円の追加計上でございます。その内容としましては、道路維持費及び水路費で4,666万2,000円、公園費では光明池緑地整備事業費等で5,086万円を、また住宅費では1,080万円を追加計上いたしております。

消防費につきましては、587万6,000円の追加計上でございます。団員退職報償費追加等がその内容でございます。

次に、教育費でございますが、3億785万7,000円の追加計上でございます。社会教育費で追加計上いたしております池上曾根遺跡用地購入費等3億240万円がその主な内容でございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算についてその内容を御説明申し上げます。

まず、市税でございますが、市民税において1億418万3,000円を追加計上いたしておりますが、これにつきましては、実績を勘案し計上いたしました。また、交通安全対策特別交付金では、800万円を追加計上いたしております。

次に、分担金及び負担金4,856万円、国庫支出金につきましては、1億7,487万5,000円、府支出金で787万2,000円をそれぞれ追加計上いたしておりますが、これらの財源は特定財源でございます。

次に、財産収入でございますが、財産区財産売却収入の追加といたしまして714万8,000円を、繰入金では、公共施設整備基金からの繰入金追加として3,000万円を、また諸収入では、1,355万5,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

最後に、市債でございますが、池上曽根遺跡用地取得事業債3億150万円を追加計上いたしましたものでございます。

以上が、今回御上程いたしました一般会計補正予算(第3号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(田中包治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 8番(穴瀬克己君) 3点ほど。

53ページの光明池緑地整備事業費の公園整備工事費4,163万円は、どのような工事内容なのか、お尋ねいたします。

それから、住宅管理費の住宅補修工事費の追加500万円、これはどこの工事の補修費なのか。

それから、文化財保護費の中で池上曽根遺跡用地購入費となっておりますが、どのあたりになるのか。関連して、資料館の建設ということで水道事業所跡地についての進捗状況についてちょっと御説明願いたい。

以上3点。

- 議長(田中包治君) 理事者答弁。
- 都市整備部次長(三井義秋君) 第1点目の光明池緑地工事費の内容につきまして、都市整備部次長三井からお答えいたします。

御承知のとおり、野尾谷公園は本年度より運動施設として開設されておりますが、一部光明台中学校側の緑地部分に公園のし残しの事業がございまして、その工事を施行するものでございます。面積は約3,300㎡でして、路面溝、植栽等を施行する予定でございます。

以上でございます。

- 議長(田中包治君) 次。
- 住宅課長(松林 保君) 55ページのお尋ねの件につきまして、住宅課松林からお答えいたします。

この工事費は、丸笠団地の物置200戸分の扉の補修工事費でございます。

- 議長(田中包治君) 次。
- 社会教育部長(松村吉堯君) 56ページの社会教育費の中の文化財保護費でございますが、この件につきましてはすでに御案内のように、池上曽根遺跡20万㎡のうち、風致地区約11万㎡が国の指定遺跡として指定されてございます。これを年次的に買収しておるわけでございまして、実際の買収面積というのは、道路、水路等公共的なものを除きまして約6万7,000㎡でございます。それを昭和50年から順次、起債の枠をお認めいただく中で買収しておると

いうものでございます。今回、補正いただきましたのは、昭和60年度の買収金額でございます。

それから、資料館でございますけれども、かねがね資料館の建設につきましては努力中でございます。府当局とも再三にわたり交渉いたしてまいっております。たまたま、水道のポンプ場跡地があるということで、教育委員会あるいは府の方にも御出張いただき、昨日も御答弁申し上げましたが、昭和61年度の予算の中で何とか用地を買収していただきたい、こういうことでございまして、先日も大阪府知事自身が現地を訪れまして、本市長も立ち会いの上で詳細に現地を見ていただきまして、認識を深めていただいた段階でございますので、今後とも府に対しまして強力に推し進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○ 8番(穴瀬克己君) 緑地公園の整備事業でございますが、整備内容はあらかたわかったんですが、植栽等も入っておるといことですが、特に光明池緑地の運動広場等があり、その辺での公園管理は非常にむずかしい要素があると思うんです。こういった中で、管理公社が一部スポーツ施設の利用に対して張り付いておりますね。特に管理公社は施設周辺の樹木管理等、公社の玄関口の植木すら管理ができてない実態です。これはどのような形でやってるんですか。単に料金徴収だけを行っておるのか、それとも、樹木管理も含めてすべて公園管理をやっておるのか、この点についてお答え願いたい。

○ 都市整備部次長(三井義秋君) 本年4月より野尾谷池公園の有料施設、テニスコート4面、グラウンド等の管理等も含め、教育委員会に委託しているものでございます。玄関前の植栽につきましては一応、公園課の管理ということで管理をしておりますが、ことし7~8月の雨の少ない中で十分な管理ができず、樹木が完全に活着しなかったということでございます。この施設につきましては公団よりの引き継ぎ等もございまして、本年4月から約1年間、枯れ木の補償ということで業者が植え替える予定になっておりますので、よろしく御了承をお願いいたします。

○ 8番(穴瀬克己君) コミセン周辺の樹木の管理はどこがやっておるんですか。

○ 社会教育部長(松村吉堯君) コミセン周辺の樹木につきましては一応、私どもの指導という中で、コミセンの職員あるいは管理公社の両方相まちまして管理をさせていただいております。日常的には、コミセンの職員が担当しております。

○ 8番(穴瀬克己君) 職員の少ない中で、管理公社の職員に樹木管理までは大変だと思えます。けれども、管理公社の建っておる施設にそのための職員が張り付いてるんですから、せめてこのコミセンならコミセンの前の小さな植木に水をやるぐらいのきちんとした、それぐらいの指導はやってくださいよ。せっかく企業局からいただいた施設ですよ。管理公社の人たちが

入る玄関口の植木すら水もやったことがない。すべて枯らしています。一本も青々としたものがおまへん。その前に空き缶がころがってます。ただ、料金を徴収するだけのために人間が張り付いておるならそれでよろしいが、せめてその周辺ぐらひはきちんとした管理をするぐらひの指導はしていただきたい。それは公園課で管理すべきやとか、お互いに責任をなすり合いするんじゃなく、その辺はよく連携をとって、管理公社の責任なら責任でこれぐらひまではできるという中でやらないと、余りにもりっぱな施設を市に移管し管理運営をしている中で、すぐりっぱやが周辺の植木は皆枯れているという、こんなことではどうにもならない。身近なところぐらひはきちんと管理をしていく体制をとっていただきたいと要望しておきます。

それから、住宅補修費ですが、私も丸笠団地は僕も見に来ましたが、ローブウェーの補修だと思えます。ひとつ入居者にきちんと管理をするように文書通達をしてください。幾らいいのをつくっても管理が悪くてつぶされ、市の方で修理をしていたんでは切りがない。物を入れるところですから、そんなに頻繁に悪くなるものではない。後は、その人たちがどう管理していくかが問題なんです。

私はなぜこれを言いか。丸笠団地の補修工事費は500万円かけてますが、一般住宅では、老朽化して雨漏りしていてもなかなか直してくれない。塀が壊れてるが直してくれない。すべて住んでいる人たちが個人で補修をやっておるわけです。その辺について1回、きちんと入居者に大事に使っていただくために、住宅施設の管理というものを文書通達として出すべきじゃないか。

それと、当初から一般住宅にかけた補修の金額と改良住宅の補修費等は、一体どういうような形で予算化され、執行されているか、お伺いしたい。

- 住宅課長（松林 保君） 一般市営住宅と同和向け住宅の補修費の比較でございますが、本年度は予算執行中でございますので、59年度決算で比較させていただきますと、一般市営住宅につきましては約220万円でございます。これは昨日も御指摘いただきましたように、非常に家屋全体が老朽化してございますので、直すということは、屋根の雨漏り等の補修でございます。一方、同和向け住宅につきましては、一般住宅と違ひましてほとんど中高層住宅でございますので、補修の内容は若干、違ひてございます。しかし、昨年は大体480万円の修理費を使つてございます。

住宅補修費は総計700万円でございます、単純な数字の比較をいたしますと、一般と同和向けは、3対7ぐらひの割合で補修予算を執行させていただきました。

- 8番（穴瀬克己君） 私は、何も補修することにやぶさかでないが、片方でまだまだ雨漏りの補修をしなければならないところが、順次、予算に合せて待っているわけです。ところが、

この500万円の今回の補正問題は、これは人の住んでない、直接住むのに影響のない物入れなんです。そこに500万円の補修費を出しています。老朽化の激しい木造住宅で補修をしなければならぬところがたくさんあるわけです。この辺、どう感覚、見解を持っているのか。

一般の木造市営住宅で物入れの補修をやったことがおまっか。未だに雨漏りだって、窓枠の補修だってやったことがない。せめてやったのはドアぐらいです。前年度でも220万円しか取れないのに、丸笠団地の場合は物入れなんです。雨漏りの補修と違う。道具入れの補修に500万円です。この辺についての見解、どういう考え方をしておるのか、御答弁願いたい。

○ 住宅課長(松林 保君) 御指摘の件につきましては、われわれの見解というよりも過去、そういう形できたことは事実でございますが、今後、先生の御指摘を十分胸に置きまして、補修の内容や方法についてさらに精査検討を加えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 8番(穴瀬克己君) 僕は、辛抱すべきところは辛抱させないとあかんと思う。片方でどれだけ辛抱してるか。雨漏りしてるのに辛抱してるじゃないか。それを物入れの補修に500万円もかけてどないするね。これは補助金が出るとか、出ないとかの問題じゃないですよ。片方は、日夜家族全部が雨露をしのぐところの補修なのに、これは物入れじゃないですか。その辺の比較ができないのか。だから、逆差別と言われるんですよ。もっと筋の通った形をとってくださいよ。一般の老朽化した木造市営住宅もそれなりに措置しているならば、当然、物入れが壊れたら補修をしなければならないが、余りにも片手落ちだからね。通りませんよ、こんなことは。

事実、雨漏りはひどいが、予算が少なくこの59年度から60年度に回してる分もあります。この辺のところは、以前から3体7の配分で惰性的な形でやってるところに問題があると思う。現状、長期のミニマムのプランとして老朽化した市営住宅を建てながら、そのために古く痛んでいるところには予算をかけ、きちんと補修をしていかなければならないという考え方を持ってもらわんと、だれが聞いたって物入れの方に500万円の市費をかけながら、雨漏りの方には昨年1年間かけても220万円じゃないですか。一般財源をこんな使い方をしているの。もっときちんとした、だれが見ても公平な予算配分というものを考えてもらいたい。

次に、文化財の61年度の買収ということは、これでほぼ買収は決定したんですか。

○ 社会教育部次長(明坂文嘉君) これを御議決いただいた上で鑑定いたしまして、土地おおよそ6筆、2,100㎡と建物住宅1戸、倉庫1戸を買収いたすべく予定しているところでございます。現在のところ、そういうことでございます。

○ 8番(穴瀬克己君) それで、資料館の着工から建設までの事業計画的なものについて、大

体わかっておれば御答弁願いたい。

- 社会教育部長（松村吉堯君） 先ほどもお答え申し上げましたとおり、資料館を建設いたします土地につきまして現段階で交渉いたしまして、府の61年度予算に計上いただくよう御努力いただいている段階でございます。府の文化財保護課の方では、一定の基本的なものを持っているようでございますけれども、私どもには、まだそれを示す段階には至っておらないというところでございますので、しばらくお待ちいただきたいと存じます。
- 8番（穴瀬克己君） 遺跡用地買収の件ですが、これは池上曾根遺跡のところでは特に池下線の関係がございすね。今回の用地買収の件では、池下線の用地買収は入ってますか。
- 社会教育部次長（明坂文嘉君） 入ってございません。普通の個人が所有しておる農地と住宅1戸でございます。
- 8番（穴瀬克己君） 池下線にかかわるところの曾根遺跡の分、それについては未買収のままですか。
- 社会教育部次長（明坂文嘉君） 私どもが承知しておる限りでは、府におきましても未買収じゃないかと思うんですけど……、ちょっとたしかではございません。
- 8番（穴瀬克己君） 計画道路の推進も非常に力を入れておるところなんです、特にこういった関係からいって、池上曾根遺跡の網を張っている中で、側面的にでも池上線の促進につながるような遺跡の買収も合わせて進めるようなことはできないものか。その辺について、道路の推進と相まった文化財の用地買収とか調査とかね。和泉の分にもあると違いますか。
- 社会教育部長（松村吉堯君） お説のことにつきましても、この府との買収協議の中でも、私ども和泉市の中では池下線ということですが、下に入りますと松ノ浜曾根線ということになりまして、その中で本年度、どうしてもその部分について、早く道路の関係上からの買収をしたいという申し入れの物件もございす、泉大津の方がお持ちですが、非常に困難な方でございまして、そのことで府の文化財保護課の方あるいは私どもの職員が、日参しているということも現実的にはございす。やはりこの道路の建設と無関係に遺跡の買収を進めているものではないということでございすので、御了解いただきたいと思ひます。
- 計画課長（中屋正彦君） 池下線に係る買収の件でございす、第2阪和から泉大津側にかけて約100mが和泉市の区域内にありまして、これにつきましては一応、府の方で買収しております。遺跡調査、文化財との協議の関係がありまして、協議が成立次第工事に着手したいというふうに聞いております。
- 8番（穴瀬克己君） 特に地下線につきましては、校区の適正化審議会の中でも会長から建設部局に対して、早期実現に向けての要望も出されていると思ひます。そういった関係から教

育委員会の遺跡買収等も含めて、積極的な形での推進を図っていただかなければならない。その意味でも、これだけの遺跡買収がありながら、その中の計画道路の部分だけが未買収のままであるという。逆に計画道路の推進がおくれるという形の方向づけにしないで、計画道路がより速やかに進むような形で、双方の協議をもっと密にして進めていただきたいことを要望しておきます。

○ 議長（田中包治君） 他に。

○ 19番（原 重樹君） 4点ほど簡単にお聞きをしておきたいんですが、まず第1点目、生活保護費の関係で今回、2億円ほど追加していますが、この増の理由と言いますか、世帯数がふえたのか、対象者数がふえたことによるのかどうか。対象者数とともにちょっと明らかにしていただきたい。関連して歳入の45ページ、生活保護臨時財政調整補助金とございますが、これについては、補助金1割カットのための臨時の調整なのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたい。

2つ目の問題は、共同浴場整備事業ということで555万円出てますが、場所はどこなのか。

3つ目に、不動産売払収入追加ということで714万8,000円は、どこ分なのか。いままで処分したものの追加なのかどうか、その辺の性質も含めて。

もう1点は46ページ、高速自動車国道通過市町村関連公共施設等整備助成金というのがありますが、これは一体何か。歳出で言えばどこに該当するのか、その辺についてお伺いいたします。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 福祉課長（池辺一三君） 扶助費の追加理由につきましてお答え申し上げます。

追加理由につきましては、大きく分けまして2点でございます。第1点目は、生活保護の保護率が昭和58年度以前の数年間、平均1.3パーミ程度でございましたが、昭和59年度後半ごろより保護世帯数が急増いたしまして、60年3月には1.4パーミ台となってきたわけでございます。昭和60年度予算編成時には被保護世帯の増加が一定であったものの、これが一時的な現象と判断いたしまして、60年度予算では保護率が1.3パーミ台で算定いたしました。しかし、本年度に入っても保護率の低下が見られず、保護費の不足が生じたものでございます。

2点目といたしまして、医療費でございますが、生活保護の中での医療費の占める割合は53%近くとなっております。これの59年度平均1カ月1人当たり医療費が6万6,600円でございましたが、本年度10月までの医療費は7万3,400円となっております。率では、10.28%の大幅な伸びを示しておるわけです。

以上、2点の理由によりまして扶助費の不足が見込まれ今回、補正予算をお願いしたものでございます。

もう1点の歳入でございますが、御指摘のとおり、1割カットの分が補充されたものでございます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 健康課長（池辺修次君） 共同浴場整備事業につきまして場所はどこか、という御質問でございますが、現在の和泉市公営浴場につきましては4浴場でございますが、今回、整備を図る浴場は中央温泉でございまして、温水機の取り替え、タイル張り替え、それと煙突の補修。また、丸笠温泉のカマ、タンクの取り替えでございます。この整備を行うために今回の補正をお願いしたものでございますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 総務課長（池辺 功君） 財産区財産売却収入追加の714万8,000円でございますが、観音寺財産区財産ため池の一部処分金でございまして、観音寺寺田摩湯線の用地として売却するものでございます。すでに当初で処分面積80㎡、総額615万円の予算を計上いたしておりましたが、今回、930.7㎡の処分面積の増加がありましたので、それに伴い714万8,000円の追加計上をさせていただいたものでございます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 道路課長（田中武郎君） 高速自動車道関連の助成金438万円でございますが、道路公団が施行いたします近畿自動車道の通過に伴いまして、各市町村に対して助成金という形で交付されます。歳出につきましては一般補正的な形で使用しなさい、という項目がございますので、それによって補正予算を組ませていただいております。

○ 19番（原 重樹君） 生活保護の方ですが、先ほど、臨時財政調整交付金は1割カットの補助だと言われましたが、当初予算でいわゆる補助金の1割カットということで、10分の8が10分の7に計算されていると思うんですが、あのときの当初予算では1億9,000万円とか2億円とか市に影響があるという話がありました。ここでその2億円を補正したというか、追加された中で、大体、前の計算ではどのぐらい市に影響があるのかという点だけ再質問させていただきます。

後の共同浴場そのものにつきましては、4つの共同浴場の条例の問題等も含めまして未処置の問題等いろいろあると思いますが、これは決算なり当初予算に譲るとして、今回は場所だけ聞いておきたいと思います。

高速道路の問題は、一般的な、となると道路の維持補修となると思うんですが、毎年、こう

いうふうにされるものか、それとも、今回だけこういうふうに出てきているものなのか。これはどういう性質のものか、ちょっと明らかにしていただきたい。

- 財政課長(阪 豊光君) 生活保護費の当初予算での補助金1割カット並びに今回の生活保護臨時財政調整交付金との関連で一般財源がどれだけの持ち出しになっているか、という御質問の件でございますが、今回の2億円の補正を含めまして1割カット分といたしまして、総計で2億1,093万6,000円のカットの影響がございます。それに対しまして、今回の3,380万円がまず1つ補正されたこと。もう1つ、当初に政府が発表しましたように、地方交付税の経常的経費の中に算入を行うという方針のもとに、今回の地方交付税の中に理論算入として算入されております。その理論算入からいきますと交付税の算入額といたしましては、1億5,987万4,000円が交付税の需要額の分の中でございます。したがって、差し引きいたしますと、1,726万2,000円の補助金カットによる減が現時点でございます。

以上でございます。

- 道路課長(田中武郎君) 向こう3カ年におきまして、延長に基づきまして負担割合があるということです。

- 19番(原 重樹君) 今回が初めてですね。

- 道路課長(田中武郎君) そうです。

- 19番(原 重樹君) 生活保護の話ですが、数字的にはわかりました。ただ1つ申し上げておきますと、地方交付税で1億5,987万4,000円が算入されてくるということですが、実際の中身ではそういう项目的にあるとしても、地方交付税そのものの全体額の問題もあり、その辺では、千数百万円だけの影響にはならないと思います。答弁は要りません。意見だけで終わっておきます。

- 議長(田中包治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

-
- 議長(田中包治君) 日程第26「昭和60年度和泉市公共地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第74号

昭和60年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

昭和60年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,005千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		85,437	568	86,005
	1. 一般会計繰入金	85,437	568	86,005
2. 市債		196,000	18,000	214,000
	1. 市債	196,000	18,000	214,000
歳入合計		281,437	18,568	300,005

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共用地先行取得事業費		197,650	18,568	216,218
	1. 公共用地先行取得事業費	197,650	18,568	216,218
歳出合計		281,437	18,568	300,005

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得 事業	196,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ の	10年以内(内据置4年 以内)をだし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	214,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ の	10年以内(内据置4年 以内)をだし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

○ 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第74号「昭和60年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回、提案申し上げた補正予算第1号につきましては、黒鳥山公園の用地取得費がその内容となっております。

それでは、内容について御説明申し上げます。59ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,856万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,000円といたすものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は地方債の変更でございますが、その内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして、その内容について、歳出の方から御説明申し上げます。63ページでございます。

今回の補正は、黒鳥山公園用地購入費等で1,856万8,000円を追加計上するのがその内容でございます。

一方、歳入におきましては、一般会計からの繰入金56万8,000円と市債1,800円を追加計上いたしましたものでございます。

以上が、公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第27「昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第75号

昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

昭和60年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,095,232千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和60年12月10日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 府支出金		73,710	△ 10,000	63,710
	2. 府委託金	60,000	△ 10,000	50,000
4. 繰入金		449,622	4,100	453,722
	1. 一般会計繰入金	449,622	4,100	453,722
5. 市債		401,000	25,100	426,100
	1. 市債	401,000	25,100	426,100
6. 分担金及び負担金			27,000	27,000
	1. 負担金		27,000	27,000
歳入合計		1,049,032	46,200	1,095,232

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下水道事業費		878,570	46,200	924,770
	1. 下水道整備費	265,386	46,200	311,586
歳 出 合 計		1,049,032	46,200	1,095,232

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備事業	昭和60年度 }	30,000
	昭和61年度	

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	利率	借入先	償還の方法	
公共下水道整備事業	401,000	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他の	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換ええることができる。	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他の	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換ええることができる。
	426,100								

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第75号「昭和60年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,523万2,000円といたすものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為でございます。これにつきましては、翌年度以降に債務を負担できる行為を定めるものでございまして、事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条につきましては、地方債の変更でございまして、その内容は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして、その内容について、歳出の方から御説明申し上げます。71ページでございます。

今回の補正は、公共下水道整備事業に係る補正でございまして、設計委託料860万円、整備工事費3,350万円及び物件移転補償費410万円を追加計上いたしましたのがその内容でございます。

次に、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず、府支出金としまして1,000万円の更正減。これは下水道整備工事の内容変更によりまして減額いたすものでございます。

繰入金につきましては、一般会計から410万円の繰り入れを、市債で2,510万円を、また、分担金及び負担金で2,700万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） 1点だけ。

今回の工事費の追加ですが、これはどこですか。

それと同時に、負担金の2,700万円はどこから、ということになるんですか。

- 議長（田中包治君） 答弁。
- 建設部次長兼下水道課長事務取扱（山崎琢磨君） お答え申し上げます。

まず、負担金でございますが、これは大阪府企業局から負担いただくということでございまして、変電所の北側の工事を大阪府に負担いただきまして施行するということでございます。それが2,500万円でございます。あとの分につきましては、現在、私どもの方でやっております部分の単独追加ということでございます。

○ 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（田中包治君） 日程第28「市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

請願第2号

市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願

紹介議員

和泉市議会議員	天堀	博
	穴瀬	克己
	田中	昭一
	竹内	修一
	柳瀬	美樹
	金谷	衛

市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願

地方行革のおり、市財政も大変だと思っておりますが、保育所がもっている責務を考えると、現在の保育料はあまりにもたかすぎるあまり、市民の生活実態に合わなくなってきています。

市民が安心して働くために、婦人の労働と子供の全面発達の保障のために市民の生活実態に合うように、現在の保育料の値下げを含めた改善を強く望むものです。

市民が安心して働くことができ、子供が健やかに育つことができこそ、地域社会の発展も又あるといえます。

保育所は地域社会のために欠かせないものです。

市当局におかれましては、本請願の主旨をご理解賜り、下記事項を早急の実施されるようここにお願いいたします。

記

現行の保育料を市民の生活実態に合より改善して下さい。

昭和60年12月11日

和泉市保育運動連絡会代表

和泉市上町737の6

堀内保孝

他10,088名

和泉市議会議長

田中包治 殿

- 議長（田中包治君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 16番（天堀 博君） ただいま局長朗読どおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。
- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これ終わります。
お諮りいたします。本件につきましては、十分調査、検討の必要があると思っておりますので、請願の内容から厚生文教病院委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、本件を厚生文教病院委員会に付託することに決めます。委員の皆様にはまことに御苦勞ではございますが、よろしく御審査をお願いいたします。

-
- 議長（田中包治君） 日程第29「委員会委員の辞任について」及び日程第30「委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第16号

委員会委員の辞任について

本市議会下記委員より辞任の届出があったので、これを許可する。

昭和60年12月11日提出

和泉市議会議長 田中包治

記

議会運営委員会委員

竹下義章

和泉中央丘陵等対策特別委員会委員

金谷衛

土地開発公社特別委員会委員

松尾孝明

議会議案第17号

委員会委員の選任について

本市議会各委員の辞任につき、その後任として下記の者を選任する。

昭和60年12月11日提出

和泉市議会議長 田中包治

記

議会運営委員会委員

飯坂楠次

和泉中央丘陵等対策特別委員会委員

田中昭一

土地開発公社特別委員会委員

成田秀益

- 議長(田中包治君) 本件につきましては、一部所属会派議員の異動により委員会委員の一部について交代をいたすものであります。

お諮りいたします。ただいま朗読どおり辞任の許可及び選任をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第16号及び議会議案第17号は、原案どおり辞任の許可及び選任することに決しました。

- 議長（田中包治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

去る10日に第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわらず慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

なお、昭和59年度歳入歳出決算につきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には御苦勞様でございますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、市政運営に遺憾なきを期してまいり所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして今後、なお一層の御支援、御協力をお寄せを相賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ本年も残すところ半月余と相なりました。寒さも一段と加わってまいります。議員皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、昭和61年のよりよいお年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。

（議長登壇、あいさつ）

- 議長（田中包治君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も、本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し厚く御礼を申し上げます。本定例会を通じ議事運営に格別の御協力をいただき、終始円満に終了でき得ましたことは、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く御礼を申し上げます。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意せられ、よいお年をお迎えくださるようお願い申し上げます。

これをもって昭和60年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後2時00分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

